第9回「日の丸・君が代」問題等

全国学習・交流集会　記録集

実施日：２０１９年7月２１日・２２日

会　場：日比谷図書文化館ホール・他

主　　催

第9回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会

【 目 次 】

◇ プログラム
◇ ７月２１日（日）　全国集会の記録
　１．開会挨拶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　２．世取山洋介さんの講演 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
　３．報告（Ⅰ）東京の闘い ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
　４．報告（Ⅱ）大阪の闘い ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
　５．特別報告　広島の闘い ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
　６．報告（Ⅲ）全国から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２
　７．報告（Ⅳ）市民・諸団体から ・・・・・・・・・・・・・・ ２５
　８．閉会挨拶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７
　９．集会決議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８
　10．特別決議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９
◇ ７月２２日（月）　文科省交渉の記録
　☆　事前の資料請求 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０
　Ⅰ．「日の丸・君が代」強制に関わる質問 ・・・・・・・・・ ３２
　Ⅱ．大阪府・市の教育行政に関する質問 ・・・・・・・・・・ ４０
　Ⅲ．教育政策全般に関わる質問 ・・・・・・・・・・・・・・ ４７
◇ 賛同団体・個人一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７

全国から集う！　全国で闘う！

第９回　『日の丸・君が代』問題等
全国学習・交流集会　プログラム

２０１９年　7月２１日（日）　全国集会　時程

１０：００	開場	日比谷図書文化館　地下ホール
１０：３０	開会	開会挨拶
１０：４０	記念講演	世取山洋介さん（新潟大学准教授） 「『日の丸・君が代』と子どもの良心形成」
１１：４５	報告（Ⅰ）	東京の闘い
	昼食休憩	
１３：１５	ジョニーＨさんのミニライブ	
１３：３０	報告（Ⅱ）	大阪の闘い
１４：１０	特別報告	広島の闘い
１４：３０	報告（Ⅲ）	全国から
１５：１０	報告（Ⅳ）	市民・諸団体から
１６：３０	全体討論	
１６：４５	集会決議・特別決議採択　行動提起	
１６：５０	閉会挨拶	
１７：００	銀座・数寄屋橋デモ出発　（京橋・紺屋橋児童遊園で解散）	

２０１９年　7月２２日（月）　文科省交渉　時程

９：４５	通行証手渡し（衆議院第２議員会館玄関）
１０：００	文科省交渉（衆議院第２議員会館地下第１会議室）
１１：３０	まとめと諸連絡

開会挨拶（永井）

お集まりいただきありがとうございます。第９回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会を開会いたします。今回は国連の「子どもの権利条約」等で活躍されている世取山先生にご講演いただきます。また、今回、広島から２人の方に来ていただいております。広島でも多くの被処分者が出ており、今日来られる方は、現在裁判で係争中であります。広島の闘いも大きな意味をもっていると思います。

「日の丸・君が代」の闘いは戦後の教育闘争の中でも勤評闘争に匹敵する大きな闘いであったと思います。１９７０年の佐賀の処分から始まって、福岡、東京、大阪というふうに処分撤回が闘われてきています。１９９９年の国旗国歌法以後、広島でも世羅高校の校長の自死以降、闘いが継続して行われてきています。２０１１年、１２年に最高裁判決で一応の決着がついたという形になっていますが、私たちは継続して闘ってきているということを強調しておきたいと思います。

ここで重要なことは、「日の丸・君が代」の闘いが、その後の新たな攻撃に連なっております。一つは、天皇代替わりに当たって出された４．２２通知です。「特例法」に拠ったものですが、文章表現が「天皇陛下を深く敬愛し」となっています。そして、“ 象徴として平和のためにいかに力を尽くしたか ” が書かれており、そのことを理解させるという趣旨の通達が全国に出されています。おそらく殆どの学校で管理職が何らかの形で「元号」と「天皇の代替わり」について話をしたと思います。これは大きな問題です。私たちの裁判では１９条を問題にしましたが、最高裁では「間接的制約」ということで憲法に違反しないという結論でしたが、しかし今回の通達では「天皇陛下を深く敬愛」することを児童生徒に教えろということですから、これはもう「直接的制約」、つまり内心にそのまま介入してくる、ということが言えるのではないかと思います。

私たちの「日の丸・君が代」の訴訟のあと、こうした現場の教員への介入、直接的な支配が、次の段階として新たに出てきたのではないかと思っています。そういう意味で言うと、私たちの闘いは、「日の丸・君が代」からさらに “ 天皇制 ” への闘い、これまで道徳教育では “ 愛国心 ” に対する闘いということを言ってきましたが、今回はさらに進んで “ 天皇制を理解させる教育 ” との闘いを進めて行かなければならない、という新しい段階に入りました。今日の集会は、教育闘争を継続し、子ども達を決して見捨てることのない思想闘争、まさに戦前のような形のものがいま出てきており、そういうものに対する闘いをしていかなければならない。そういうことで、今日の集会が非常に大きな意味のあるものとなれば幸いであると思っています。

講演「『日の丸・君が代』と子どもの良心形成」

世取山洋介さん（新潟大学准教授）

今、紹介にあずかりました世取山です。「『日の丸・君が代』と子どもの良心形成」というタイトルの報告を依頼されています。たまたま今日が令和という元号に初めて行われる国政選挙ということになりましたので、テーマを良心形成ということに限定せずにやや広めに設定してみたいと思います。

今日の話のポイントの第1は、2012年に安倍が政権に返り咲いた後、教育再生実行改革という旗印のもと教育改革が全面的に展開することになりましたが、そういった全体状況の中に「日の丸・君が代」問題をおいてみた場合に浮上する、「日の丸・君が代」の強制、ないしは「日の丸・君が代」の政治的利用を問題視することにどのような意味があるのか、ということです。そして、今日の話のポイントの第2は、教育法制の改革が全面的、かつ深く進んでいる中で、教師という教育の担い手の問題だけでなくて、学習の主体である子どもの人格形成という、より基本的な観点から問題全体をとらえ直す必要が出ているのだということです。

永井先生が長い運動の歴史について振り返りましたけども、この運動が持っている意味は情勢の変化によって違ってこざるを得ないし、そういった新しい意味に応えてこそ、運動がよりしっかりとしたものになり、広がっていくだろうという話をして見たいと思います。

1. 安倍第2次政権における教育再生実行改革

早速、レジュメの1に入っていきます。安倍第2次政権が2012年にできた後、教育再生実行改革が大きく進展していき、現在では憲法改正の三つの柱のうちの一つに憲法26条三項の追加というところにまできてしまっています。安倍政権の再成立以降のこの7年間、教育というのは彼にとって重要なアジェンダであり続けた。自民党は2011年3・11以降、政見奪取後の政策の青写真を着々と練り上げてきたわけで、安倍プラス自民党、さらには財界が大きな野望をもって、それを実現してきた。一体それはどういうものであったのかということをここで振り返ってみたいと思います。

安倍教育再生実行改革の核になっているのは、人材育成を教育の目的に限定し、それを軸にして国民を統合し、ないしは排除する。統合と排除とが対になっているところがポイントになっています。この手の国家主義的な国民動員には統合の部分が着目されがちなのですけれども、統合と同時に進む排除というのがなかなか面白いところなのです。最近、ファシズム研究で統合と排除の両面をドイツナチズムにおける政策の特徴としてとらえるというのが結構流行りになっています。

2012年までの教育改革は非常に単純なものでして、学校を取り巻く環境を競争的にし、学校を階層的に変えれば、つまり、校長の独裁制を導入しさえすれば、おのずと教育のパフォーマンスはあがり、優秀な学校は浮上し、ダメな学校は沈むので、その沈んだ学校を刈り取っていけば、それによって教育改革はできるという、競争的市場原理主義とでも言うべき改革でした。

しかし、安倍政権はそれだけではだめだということで、新しくできてきた産業政策に労働力政策を加え、それを教育政策に流し込むという、こういうことをやってきています。産業政策というのは日本人の耳には慣れたことばなのですけども、欧米では国家が特定の産業を指定して、その援助と育成を行うという政策は非常に例外的なものなのです。日本が1980年代中盤までにやっていた経済管理政策というのは、開発国家における経済政策の典型だったわけですけど、それを中曽根以降捨て去っていたのを復活させるというのが、安倍の特徴だったのです。それは、原子力輸出とか、鉄道輸出とか、巨大公共インフラ輸出に日本の産業発

展をかけるという政策に現れていたわけです。

その時に、特定の産業に必要なエリートを効率的に養成するという要請が出てくると同時に、それにそぐわない人間、つまり非エリートについては、教育は放棄し、規格化され細分化された陳腐な労働能力を学校で適当に与える。それが実際の労働現場で陳腐化すれば、私費で教育を受けなおさせて、また労働市場に送り返せばいいという、こういう政策を取っていったわけです。こういった政策の中心的な部分というのは、学校体系の複線化によってエリートを選抜し、非エリートには適当な教育をあてがい、いずれにも適応できないものについては排除するという、こういうものが政策の基軸として展開することになるわけです。

2012年の暮れに安倍政権が出てきた後、2013年の３月に民主法律家協会主催のシンポジュウムがありまして、そこで、僕は安倍の新しい教育政策というのがどういうものなのかという報告をしたことがあって、その時にこういう話をしました。その時の会場もこの日比谷図書館地下ホールでした。

その後、これがどう展開していったのか、三つの側面に分けてお話をさせていただきたいと思います。一つは教育行政、学校体系、学校組織の改革、次が教育内容の改革、三番目が「生徒指導」で、改革がどう進んでいったのかと。

まず、行政組織について申し上げます。2015年に地教行法が「改正」されて、首長の教育行政に対する権限が一段と拡大することになりました。当時、この地教行法「改正」が何をもたらすのか、よくわからないことが多かったのですが、その後4年間経ってわかったのが、地方交付税をひも付き化して特定の政策を誘導するための手段として使う。地方交付税の国庫負担制度化と言われているものなのですけども、それによって、小中段階においては学校統廃合と小中一貫校の建設を誘導し、高校については、特色ある学校づくりを誘導していく。こういうことになっていくわけです。今、伝統的な小・中・高・大という単線型の6・3・3・4制が相当に浸食されていまして、小中・高とか、小・中高とか、実質的に学校体系が複線化し、かつ、それぞれの学校が担うべき役割が、その学校の条件整備の状態に応じて区分されているということになっています。

小中一貫校は小1年から中学校３年までふくめて1500人ぐらいいる学校ですので、教師と子どもとの親密な人間関係が展開しないのでエリート教育はもとより、まともな教育ができるはずがありません。小中一貫校は、ある種、収容施設みたいになり、多くの場合ノンエリートづくりの学校に落ちていってしまう。伝統的な小・中・高というコースというのは、小学校を維持できる豊かな自治体、豊かな地域以外ではあり得ませんので、その伝統的な６・３・３のコースを歩んでいくのがエリートになっていく。

次に、学校の組織ですけども、2015年に３つの中教審答申が出て、その後4年間かけて、この答申の具体化が行われている。まだ法制化前の段階なのですが、一番大きなものは、チーム学校論。これまで教師が一元的に担当していた授業と「生活指導」と、全校的学校行事などについて、それを切り刻んで、違う非常勤職にそれを割り振っていくという政策が出ていました。チーム学校については、いろんなとらえ方があるんですが、私は教育内容統制の新しい形だというふうに理解しています。つまり教師が本務として司る教育の中身を上から勝手に切り刻む、ないしは、縮減していくという動きです。これほど露骨に教師の教育という職務に対する範囲を限定して切り刻んでいくというのは、今回が初めてです。

これは非常に大きな意味を持っているだろうと思います。日本の教師の行ってきた教育の中で、「生活指導」が占めていた位置は、結構大きかったのです。それはおそらく高校の先生方でもそうだと思います。学校の外に出て、社会とか家庭で疲弊せざるを得ない状況に置かれた子どもたちが、学校にやって来た時に、気持ちを建て直して自分たちの要求をこの社会の中で苦しくても実現していこうとなるよう、それに必要な能力を一緒に育てていく、こういう実践っていうのが高校段階、特に定時制高校では普通に行われていたわけです。そういった子どもの生活を抱え込んで、なお科学的認識を子どもたちに形成させていくという、こういう働きが日本の学校教育からなくなっていくということで、端的に言うと教師の本務である教育のダウンサイシングと学校全体としての貧困化、貧相化、陳腐化に帰結することは間違いないと思います。

しかも、この間、働き方改革がチーム学校論を含みつつ展開しているわけですけども、教師の無定量の労働時間を帰結していた給特法はそのままにし、年間対応の裁量労働時間制の導入によって、学期期間中の無定量の労働については規制をかけず放置するという、こういうことが政策として決められ実行されているということです。

以上が、学校体系とか学校組織の改革の現状です。

教育内容改革について見ていきます。これまで学習指導要領の建前というのは、全国一律に求められる最低水準を確保するためのもの、つまり、全国の学校で教えられるべき最低水準の内容を提示するものでした。だからこそ、それは法的拘束力があってよいのだという主張を文科省はずっとしてきたわけです。しかし、2018年学習指導要領は、教育内容についての書き込みを以前と比べものにならないくらい詳細化した上に、教育方法のあり方についても規定し、あるべき教育を規定したものに全面転換させました。最低水準のときに法的拘束力はあると主張してきたけれども、最高水準になってもなお法的拘束力があるのか、という結構どぎつい問題が文科省に突き付けられているわけですが、文科省は、それについては沈黙する。元文科省官僚の前川氏と元スポーツ教育局長の樋口氏は、「すでに学習指導要領の法的拘束力を論じるような段階でなくなった。端的に指導助言基準だとすべきなのだ」と主張してしまっている。

ただ、そうは言え、現場への浸透力というのは相当に強く、新学習指導要領が何をもたらすのかということは、考えざるを得ません。内容というよりは、むしろ方法改革を梃子にした教育内容の陳腐化が学習指導要領の本質なのだろうと私は理解しております。アクティブラーニングとか、深い学びとかです。あまりケチつけてもしょうがないのですけれども、深い主体的な学びが世の中にあるとすれば、浅い受動的な学びがなくてはいけません。深い主体的な学びと、浅い受動的な学び、両方の典型例を出してくれて議論展開してくれればまだしもわかるのですが、そんなことは一切ありません。言葉だけが独り歩きしている。ただその中で、非常にはっきりしているのは、ICT、ｉＰａｄを使って教育をするということです。しかもｉＰａｄに搭載するソフトについては、民間企業の力を借りるということです。これから後起きるのは電子黒板を全国の学校に入れて、教師の仕事は「はい、分かりましたか。では次に行きます。」と言いながら、指を使って画面をスワイプすることに集中させる。深くて主体的な学びと言われているものの実質は教育産業による授業の乗っ取りないしは教育産業のソフトウエアを使っての授業の陳腐化なのだと考えています。

教師が子どもに発問をし、子どもの中に動揺ないしは葛藤を引き起こして、その葛藤を起爆力にしながら授業を進めていく、矛盾を経験しながら真理に到達して身体の中にポンと落としていく、こういうプロセスが学校教育から消えてなくなることはほぼ間違いありません。葛藤も矛盾も動揺も何もないきわめて美しい、いや、平板な世界が展開するのですが、子どもの成長発達とか認識の内面化という観点から見ると何の意味もありません。

「教育内容改革」についてはこれに加えて、教科書検定基準の改悪と「特別な教科」道徳の新設です。2014年の教科書検定基準の改悪で、政府見解、最高裁の判断を書き込むことが義務付けられました。更に新教育基本法第2条に書かれた約20の徳目が教科のどの単元で内面化することになるかを書かなければいけない。つまり第2条ができたことによって、戦前の修身と同じように道徳が筆頭科目化するであろうと予測を立てていたわけですが、思っていた通り、そうなった。教科、単元を問わず20の徳目がどこで内面化されるのかを書かないと教科書検定を通らない、こういうところまで来ました。

最後に道徳の新設ですが、これについてはまだ実施後の様子について僕の方でうまく情報収集できなくて、まだ問題がはっきり出てきていないのかなあと推測しています。しかし、道徳の「解説」を読んだ限りでは今度の道徳の特徴は「恥」という概念を道徳の基礎において、子どもたちに教育を行うことを学校現場に求めたことだと思っています。「恥」という概念は結構近代的な概念で、自分の人格を全体として取り替えてしまいたいほど今の人格が「いやだ」と思うことを「恥」というふうに言うのですね。で、「恥」の概念というのは基本的に近代的意味で個人がないと生まれない概念なのです。

そう言うと戦前にもあったはずだろうと思われるかもしれないのですが、戦前の修身教科書を調べてみると「恥」が出てくるのは、兵士の敵前逃亡の時だけなのですね。つまり普段の社会で人間が生きる道は恥を知ることでなく、天皇に対する忠孝なのです。戦争に行って、戦場で戦って、敵に追い詰められ、一人ぼっちになり、もう死ぬしかないというときに初めて日本人は人格を持ち、恥を感じることができるというのが戦前の修身の書き方です。戦前の日本人というのは個人になれるのは敵に囲まれてもはやどうしたらいいのだと極限まで追い込まれたときなのです。今回の学習指導要領では、「恥」という概念が一番基礎に据えられていて、自分が徳目を実現できない、ないしは徳目に従った行動ができないときは「恥」を感じるべきだとされています。「恥」は人格の入替が必要な時ですから、「人格を全面的に入れ替えなさい」というのがメッセージで、こういうメッセージが改訂学習指導要領の「解説」の一番の中心部分、基底に座っているのです。

「『恥』の日常化」は非常にこわい。道徳の授業は、徳目を実現できない子どもに対して「恥を知れ」ということが基本になっている。つまり、はやく人格を変えろと。こういうことを言っているのが道徳で、教師のやることとしては非常に簡単で、どついて、「お前その人格じゃダメじゃないか」とさんざん罵詈雑言を浴びせ、もしそれで人格が入れ替わったら道徳教育の目標達成みたいなこととなるのです。

生徒指導領域については「いじめ防対法」が2013年にできたのですが、これは加害者に対して厳罰主義的な対応を求めたほか、第三者委員会の導入によって学校に於ける教育の直接責任性を希釈化している。つまり、いじめが起きたときの第一義的対応当事者が学校なのだという感覚が次第に薄れていって、すべてを第三者委員会にお任せするという状況が現在展開しています。

しかも2016年に教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）ができました。この法律を巡ってはいろいろな議論があるのですが、私の理解では、人材育成をメインから外れた周辺の子どもたちにも拡大し、いったんメインから外れたような子どもでも人材育成に有用であると判断できればメインに戻す、ないしは人材育成共同体に引き戻そうという法律です。人材育成という「統合と排除」の権利を周辺にまで一気に拡大した法律が教育機会確保法になるわけです。

こうやって見ていくと結構全体的に進んでしまっているなあと分かるのですが、展開の特徴というのは利用できるものは何でも利用すると、つまり彼らは、青写真は非常にしっかり持っていて青写真のどのパーツをいつ出現させるかについてはあまり体系的な思考を持っていない。ただ何か世の中で事件が起きたときに、それに対する解決策ですよという形でパーツパーツを時期に合わせて提起していく。ショックドクトリンとか火事場泥棒的手法と言われているのですが、この７年間のやり方は火事場泥棒とかショックドクトリンそのもので、一番典型的なのが2013年のいじめ防対法でした。

ではこの流れのもとにあって学校で今何が起きているのか。学校、教師、子どもと分けて見ていきます。学校について言えば、学校の責任の範囲が人格の全面的発達から学力形成、括弧付きの学力形成に収斂していく、フラットな共同的組織から階層的上意下達の組織へと大きく変わっていく。つまり責任範囲が縮減したために、階層的秩序ができあがっていっている。教師では本務である教育が、授業へ縮減する。つまり狭い意味での学力形成に縮減してしまっている。なお、この間の教師の労働条件政策は、授業準備も自主研修も総労働時間の中に組み入れていない。教師が授業準備をしたり、校務をしたり、自主研修をしたりすることが一切考慮されないまま労働時間についての政策ができあがっている。こういった背景の上に更に教師の職務を狭い意味での授業に限定することになるわけですから、教師の本務である教育の痩せ細りは、決定的段階に入りつつあると言えます。かつて比較的豊かに展開していた、いわゆる生徒指導については規則制定と罰の機械的適用に縮減されてしまっている。これはいわゆるゼロトレランスということになる訳です。

こういった状況の中に子どもが置かれているわけですが、子どもは何を経験しているのかというと一つは自分のことを全体として分かってくれる大人が学校にはいなくなる。つまり、何か生活上の悩みがあればまず、担任の先生が聞いてくれるのではなく、スクールソーシャルワーカーのところに行ってくださいとか、スクールカウンセラーのところに行ってくださいとか言われてしまうわけですね。もしチーム学校が進めば、先生は授業をする人か、そうでなければゼロトレランスに基づく生徒指導規則の機械的適用を行う人という形で目の前にいるわけです。僕が子どもであったらそんな大人は絶対信用しない、あるいは頼らないと思うのです。スクールソーシャルワーカーのところにも行かないと思うし、スクールカウンセーラーのところにも行かないと思うのです。何か悩みがあっても。

多様な職種を前に子どもは学校をどう思うかというと、「ばかだなこいつら」「くそだな」、文字通り「くそだな」と言うと思うんですね。「こっちの悩みに何も対応できないじゃないか、ばらばらか、あほかお前ら」「偉そうな顔をするな」と、不信感だけを子どもが持つことはまず間違いないと思うのですね。で、子どもたちにとってみれば電子黒板を使って陳腐化した授業を受けに行くことだけが学校に行く意味に縮減されていくだろうと思います。

2.「日の丸・君が代」問題の位置づけの変化

さてここまできた段階で、では「日の丸･君が代」を問うことに何の意味があるか、あるいは「日の丸･君が代」問題を問うことの新しい意味は何なのかを考えなければならない。

2003年の10.23通達、「日の丸･君が代」問題は、強制する側から見るとどういう意味を持っていたのか。

少なくとも東京都だけに限定して言うと、10.23通達というのは東京都教育改革の目玉の一つだった、校長の独裁性確立の手段として使われたというのが私の基本的理解です。それまでは国家主義者である石原は教育改革に全く手が出せなかったのですけれども、「日の丸・君が代」の強制を梃子にして学校の組織改革を行い、教育改革に参入していく恰好な入口となった。彼は学校の組織改革ということを主要な狙いとしながら「日の丸・君が代」の強制を行い、反抗する教師については懲戒処分を加えて追いだそうと、こういうことをやっていたと思います。

この政策の一番大きな問題点というは、論争的主題を教師が子どもたちに提起し、そこから考えることの意味を教える、そうした教育活動を全体として排除していくことにありました。異論もあると思いますが、私は基本的にそういう風に見ていて、国家主義的イデオロギー統制というのは結果ないし副次的だったのかなというのが私の理解です。

しかし、2003年から16年、2012年から7年が経ち、教育の状況が大きく変化するなかで、実は向こう側にとっての「日の丸・君が代」問題の位置づけは変わっていっていると思います。レジュメでは、「陳腐化した教育の中で“光り輝く筋”（？）としての国家への帰属意識・忠誠意識の涵養の手段という新しい位置づけ」と書きました。安倍にとってと言うか国家が国民を統合するためにイデオロギー統制をやる場合の大きな特徴というのは、国家それ自体を愛せとは言わないで、国家が作った共同体イメージを受容せよ、ないしは共同体イメージの中で積極的に生きよという、こういうメッセージを出すところが大きな特徴となるわけですね。つまり、決して国家、政府、首相を愛せとは言わず、むしろ国家が作った共同体イメージの中に人間を統合していくというのが基本になる訳です。しかし、現段階にあって、共同体イメージがまだそんなにうまくできあがっていない、ここが作りきれていません。

本来彼らが作り上げなければいけない共同体イメージというのは、経済的自己責任という考え方と大国日本への忠誠の2つを軸にした新しい日本で、彼らの政策を彼ら自身が実行するためにはこの物語をどれだけ美しく作れるかがポイントになります。具体的には、自由で強い個人の集合体としての日本というイメージがある。もう一つは日本がグローバル経済競争に打ち勝つことに熱狂し、それに忠誠を誓う個人の集合体としての日本というイメージがある。一方は福祉国家とか労働時間規制の縮小とか緩和と表裏一体となり、他方は日本の軍事国家化、ないしは自衛隊の軍隊化と一体化するわけです。この２つの軸をイメージした日本という共同体の新しいイメージをどのくらいきれいに作り上げて国民に刷り込んでくのか、そのために教育をどう使っていくのかが問題になっているわけですが、共同体のイメージの捏造があまり進んでいない。だからこそ、これから後、イメージの捏造とその下での「日の丸・君が代」の政治的利用が進んでいくと思います。

再びショックドクトリン的手法を使うのだろうと思っているのですが、事実この間、起きた２つのことというのは、たぶん、この読みが正しいということを示していると思います。

まずは、永井さんが指摘した４・２２通知ですけれども、国旗掲揚の要請をし、「国民こぞって祝意を表する意義について、児童生徒に理解させるようにすること」を学校長に要請したわけですね。憲法「改正」については、「新しい時代の新しい憲法」という、よくわからない標語を出してきて、まさに改元という事態を政治的に利用していくわけです。

４・２２通知にかかわっては、資料末尾に「赤旗」を載せておきました。４月２４日か２５日に電話がかかってきて、インタビューを頼まれました。最初は「これは私の所場か？」「こんなでかい問題に僕は答えられるのか？」と思ったのですが、前の天皇の退位に関するビデオを見ていた時に感じた引っ掛かりに決着をつけるのによい機会だと思って引き受けました。前の天皇の退位に関するビデオを観たときに初めて人間を天皇という地位に縛り付けておくのは極めて非人間的なのだと実感しました。また、前の天皇は、非人間的な任務を尽くしてきたのだから引き際ぐらい自分で決めさせてくれと必死に訴えているようにも見え、生まれて初めて天皇に共感を覚えてしまいました。共感を覚えている自分に動揺し、この共感は何なのだろうかとテレビを観ながら呆然としてしまいました。

インタビューを引き受けてから考えて出した結論は、天皇制という仕組みと基本的人権の尊重という仕組みとが両立しないということでした。そして、通知を読み直して実感したのは、生きた人間を象徴としてしまうことの残酷さを彼が身をもって示し、我々はそのことを身をもって感じた段階で、その直後の代替わり儀式で「ご祝意」とか「ご祝奉」を示せというのは、あまりに暢気すぎる、あるいは、「天皇の政治的利用というのもはばかられる」ということでした。あれだけ深刻な場面をビデオで見せつけられながら、内閣が

祝意奉表、頑張ろうと言っていること自体が異様に思えました。

４・２２通知、「ご祝意」問題について、誰がどんなことを言うのだろうと不安に思っていたら、５月３日の朝日新聞のインタビューで樋口陽一先生が「奴隷制」いうことばで天皇制を表現していました。「日の丸・君が代」問題で意見書を書く研究者もそんなに多くはなく、しかも、「日の丸」に正対しての君が代の斉唱は忠誠宣誓に他ならないという研究者はほとんどいない。「僕は天皇代替わりをもって世の中から徹底的に孤立してしまうのか…」と思っていたので、樋口先生も同じように考えていたことがわかって正直ほっとしました。

以上のような動きの中で「日の丸・君が代」問題の位置づけは変化してきていると思います。これまでは教師としての職能的自由を侵害ないしは、その基礎にある教師の個人としての市民的自由を侵害するものと評価された上で、「日の丸・君が代」の強制は、教師が教師であることを許さないことのシンボルになっていました。しかし、これからは政府の捏造する共同体のイメージのシンボルとしての位置づけが増していく。日本というのはこういう共同体だという幻想が政府によって作られ、その幻想を象徴するものとして「日の丸・君が代」が利用されていく。このように利用されればされるほど、子どもの非宗教的良心の形成を操作し、その自律的な形成を不可能にする教育のシンボルとして「日の丸・君が代」問題が位置づくことになると思います。

良心という言葉の本来的な意味は自らの行動を律する価値体系ということです。西欧では良心は宗教によって形成されるとされるのですが、我々の社会のように宗教が力を持っていない場合には「良心」は神によってつくられた既存のものというよりは、自らの力によって作り上げていく自ら独自の価値体系となります。そして、非宗教的に自らの力で作り上げた価値体系に基づいて、自らの行動を律することになる。良心は広い意味を持っていまして、心の内にあるものと外形的行為は良心の前では区別できないことになります。ある特定の行為を良心に反するかたちで強制されたときには、それは当然、良心の自由に対する侵害になる。そして、非宗教的良心は、社会と自然という外界に関する認識が子どもたちの人格の中で独特な形で統合されていき、外界に関する認識の独自の形態の統合の上に独自の価値体系が形成されていくものです。従って、ある特定の価値体系に反する行為を強制すれば良心の自由の侵害になりますが、それは単に価値体系を否定するのではなく、外界に関する認識の在り方も否定することになります。このような非宗教的な意味での良心形成を許さないシンボルとして「日の丸・君が代」問題が位置づいていくのだろうと思います。

そして、教育の全体としての陳腐化が進んでいくなかで、教育をきちんと全うしている口実として「日の丸・君が代」強制を通しての国家意識、愛国心の涵養をしているということが強調されざるを得なくもなってくると思います。つまり、授業の電子黒板化と愛国心とか共同体のイメージ強要が表裏一体として進むことになろうと思います。授業を電子黒板化するからこそ、「私は愛国心を涵養していますよ！」と安倍は言いたい。「日の丸・君が代」は科学的認識の獲得とは相当に距離のある陳腐化した教育を押し隠すシンボルにさえなると思います。

3. 子どもの非宗教的良心形成と教師・学校

今お話ししたことをもう一度繰り返すと、子どもは学校に通うことによって科学的な認識を形成するだけではなくて、その上に自分の価値観の体系をも作り上げていって、その価値観の体系に基づいて自らの行動を律していくことを学んでいく。それを６歳の入学から１８歳の卒業まで、もっと言うと、大学に入ってからもやり続けるというのが子どもたちの成長の特徴なのです。したがって、科学的認識と価値体系は連続的に出来上がっているものでして、決して分離されるものではない。むしろちゃんとした科学的認識の上にきちんとした価値体系が生まれて、合理的に行動ができるようになるというのがポイントなのだと思うのです。こういった教育を実現することが子どもの人格の全面的発達に責任を持つ教育なのだと私は理解しています。

こういった科学的認識と価値体系の連続体はどのようにして形成されるのかということですけれど、基本になるのは、子どもたちの要求ないしは欲求で、子どもたちは乳幼児期から外に向かって自分の欲求を表明してその欲求に応答してもらい、欲求を実現してもらいながら新しい力を獲得する。新しい力を獲得すると、今度は新しい要求を周りの大人に出して、その要求に大人に応えてもらい、さらに新しい力を内面化する。これを繰り返しながら子どもは成長発達していきます。なので、子どもが自由に要求を意見表明できるということと、それに自由に応答できる教師が不可欠となる。そういった教師とは、市民的自由を保障された上

に職能的自由を保障された教師であり、学校においては個々の教師が集団化されて、子どもの人格の発達のあらゆる側面に集団として対応できるような集団になっていくというのがポイントになると思います。

子どもの欲求とか要求をベースにして子どもの発達を全体として見直す作業というのは、進んでいるようであんまり進んでいません。去年修士を終わった大学院生ですが、彼女に過去の学説を調べなおして、子どもの欲求や要求をベースにして子どもの発達をどう描き直せるかという作業を、子どもの遊びとか自由時間を軸にやってもらいました。彼女の結論は極めて興味深いもので、小学校１年くらいまでは子どもの発達は遊びによって埋め尽くされている。遊びは基本的に空想の中で自分の欲求を実現することにその意味がある。「ごっこ遊び」は子どもの空想上での自分の欲求の実現を意味している。乳幼児期においては、遊びこそが子どもの発達を主導することになる。

学童期に入ると遊びを通じて得た日常的な概念をベースにしながら今度は教師から教わった科学的概念をそれと噛合わせることによって自分の中に科学的認識を形成していく。つまり、遊びで得た経験を軸にして科学的概念を獲得していくのが学童期である。では、思春期や青年期ではどうなるのか。彼女の結論は振るっていまして、学校で得た科学的概念を遊ぶかのように使って社会とか自分の社会における地位とか今後どうなるのだろうとか、遊びのように空想していく。学童期においては遊びの上に科学が展開したのに対して、思春期、青年期においては科学の上に遊びが展開する。つまり、民主主義とか人権とか、そういった新しい概念を獲得した上で、先生たちと一緒に、人権を使ったら世の中はよくなるのだろうかとか、民主主義って本当にあるのかとか、遊ぶかのように議論しながら、社会的認識を形成していき、最終的に自分は社会でどうやって生きていくかを考えることになるのだ。実になるほどと思える結論です。

この結論に基づいて現状、特に青年期の教育の在り方を見てみると実に惨憺たるありさまであることがわかります。今の青年は科学的概念を遊びのように先生と一緒に使って、世の中とは何なのか、世の中をどう変えていくのかということを、十分に楽しんでいるのかというと、決してそうではありません。そういったことを可能にするのが本当は学校教育なのですけれども、安倍はそれとは全く逆の方向にことを進めてしまっている。高校教育において前面に押し出されているのはセンター試験対策。0時間目から7時間目までが試験対策。そういう教育になってしまっている。

科学的概念を用いた遊びをしたいという青年の欲求は、教師が市民的自由や職能的自由を十分に行使してもらって初めて満たされるはずです。遊び相手が自由に遊べないのであれば、その遊びは成立しません。子どもが科学的認識と良心を連続的に形成していくことに対して教師が責任を持てるようにするためには、いったい教師とはどういう権利とか自由を持っていなければならないのかを本格的に考えられなければならないはずです。もっと言えば、子どもの発達について相当に豊かな対抗構想を持っていないと教師の職能的自由や市民的自由の意義を論じきれない、そういう状況にあるということを認識していただければと思います。

子どもの良心の自律的形成ということについては、国連子どもの権利委員会で一昨年2017年の１１月に提起しました。国連子どもの権利委員会は今年2019年３月に日本政府報告に対する最終所見を出しましたが今回も「日の丸・君が代」問題は最終所見では明記されませんでした。「日の丸・君が代」問題はこの２０年間くらいトライをし続けては失敗をしてきた課題でした。自由権規約委員会が１０・２３通達をとり上げたので、子どもの権利委員会はどう対応するかということで注目していました。子どもの権利委員会は子どもに対する直接の強制はないということを確認した段階で今は止まっています。教師について本来ならば拒否権があるはずなのですが、それについては「ある」とは言わない。子どもの権利委員会で教師の権利委員会ではないと、そういう理屈を立てているのだと思います。しかし、子どもに対する統制があれば、それはそれで私たちは日本政府にちゃんとものを言いますよという段階にあると思います。

そこからもう一歩進んで、仮に子どもに対する直接的な制約がなくとも、教師に対して「日の丸・君が代」を強制することが子どもの良心の自律的形成にとってはマイナスなのだということを国連に理解してもらうことは残された課題となりました。ただ、ヨーロッパでは国民統合のために公教育を使うことが常套手段なので、教師に対する強制を問題視しないのではないかと考えています。であるとすれば、公教育を国民統合の手段としてみなしていいのかという問題を提起しなくてはなります。僕に言わせると国民統合の手段として公教育を使っているヨーロッパの在り方の方がおかしいので、このような問題提起はし続けていこうと思っています。

ともあれ、「日の丸・君が代」問題は今後非常に大きな意味合いを持つことになると思います。つまり、陳腐化した教育を覆い隠す、イデオロギー統制のシンボルとなるだろうし、子どもの良心形成、さらには、

科学的認識の形成を操作するシンボルとして使われることになると思います。そうであればこそ、子どもの発達とか子どもの内面の形成とかといったことと連動させながら議論をしなければいけないと思います。

さらには、子どもの自律的良心形成に対しては民主的に形成された教師集団こそが応答しやすい、ないしは応答できるのだということを主張し、世論に理解してもらう必要があると思います。最高裁では２０１１年にいろんな少数意見が出され、その中で最も教師の自由に親和的であった宮川先生の意見でさえも、授業はともかく、学校行事なので個々の教師の好きにやらせればいいのではないかという水準で、学校行事を教員が集団としてつくることについての認識が全く欠落していました。学校行事は教員が集団として子どもの要求を汲み取るかたちでつくって、初めて意味のあるものになるのだという、この当然の理が伝わっていない。おそらく、教師が集団化することについての積極的意味が、世の中では了解されてないだと思います。したがって子どもがどう成長するのか、その中で教師集団がかかわることの意味合いを押さえ直したうえで運動をする必要があるだろうと思います。

４．終わりに

２００３年以降の１６年間を振り返ってわかるのは、「教師への『日の丸・君が代』の強制は子どもへの強制に帰着する。」とずっと言い続けてきたテーゼは正しかった、ということです。全体としての子どもの成長発達のプロセスを国家が都合のいいように管理する方向に帰着したということです。だからこそ、「日の丸・君が代」問題を重要な問題だと理解してもらうためには、教育との絡みでこの問題が持っている意味、あるいは持たされようとしている意味を国民に訴え、そんな教育ではだめなのだと国民に理解してもらうことがますます重要になっているのだと思います。

ご清聴ありがとうございました。

報告（Ｉ）東京の闘い

東京の高校の教育現場　　川村佐和

都立高校の教員の川村です。私は、２００４年と２０１３年、１６年に処分されて、予防訴訟、君が代裁判１次訴訟、４次訴訟の原告でした。そして５次訴訟の原告になります。この10・23通達が発出されてから１６年目の都立高校の現場がどのようになってきたのか、簡単にお話しします。そして、今年の卒入学式の状況として私に起こったことをお話しします。

私の学校はスマートスクール推進校となっていまして、ＩＣＴを使った授業やスマホを使った授業をするように言われている教員もいます。このスマートスクール推進校については、教員は全員が反対しましたが、校長が勝手に導入しました。リクルートによるスタディアプリを夏休みの宿題とか自宅学習に使ったりしています。スマホをゲームのような形で授業で使っている教員もいます。私はそういうのを見るにつけ、本当にそういうことでいいのだろうか、まさに教育の陳腐化ではないのかと考えています。この先の教育が私は本当に心配でなりません。そういうこともやはり、10・23通達以降、校長が思うがままのことが出来るようになったことと関係があると思います。

１学期の終業式がおととい終わりましたが、その後文化祭実行委員の生徒と話していたら、生徒が「教員の長時間労働が大変だね」と言ってきたので、「ニュースなどで報道されているからね」と言うと、その生徒は「今日プリントが配られた」と言うのです。それは今年度から導入された「学校閉庁日」の説明のプリントのことなのですが、そこから生徒は教員の過重労働の実態を知った、というのです。

「学校閉庁日」なんて都立高校には何の意味もありません。夏休みとか冬休みに休暇をとる自由くらいまだあります。いつ休めなどと強制されたくありません。教員の長時間労働の解消などとさかんに言われていますが、仕事そのものの縮小など何も示されていません。６月末から夏休みまでの時期はテストから成績処理、さらに私は文化祭担当なので、それこそ息継ぐ暇もないくらいの忙しさです。私はこの間体調を崩しましたが、私の職場では咳きこんだりしている人がたくさんいました。ただでさえ忙しいのに、６月末ころか

ら「ストレスチェック」とか「スマホやＩＣＴを使った授業をしているかの調査」とか「再発防止チェックシート」とか「個人情報取り扱い自己点検表」とか、学校に行くと毎日のようにアンケートが来るのです。副校長は毎日のように催促と点検に明け暮れています。教員は「副校長にせかされることがストレス」などと冗談めいた応答をしていますが、それに対して副校長も「催促することがストレス」などと冗談を言ってますが、実際は冗談ではすまされなくなっています。

先日は「体罰の関する調査」があり、全員が校長室に呼び出されて、「体罰してませんね」などとひとりひとり確認してましたが、まったく意味の無いことです。「した」とか「見た」とか言うわけがないです。それに加えて６月２６日の職員会議では、７月５日までに「ｅーラーニング」をやってください、と言われました。「ｅーラーニング」はＴＡＩＭＳで行う研修のことですが、最初は量も少なかったのですが、だんだん量が多くなって、ことしは出回っている「解答」を見たとしても１時間以上はかかるというものすごい量でした。期日まで指定されて、どうしてこの忙しい時期にこんなことをやらせるのか、と皆すごく怒ってました。私は毎回自力でやっているのですが、自力でやっている教員はとても少ないと思います。これはひどいということで、組合や校長会も動いて、期限を８月９日まで延ばしたのですが、ギリギリになって発表したので、ほとんどの人にはまったく意味がありませんでした。

また、成績会議の時には「体罰防止」などの校内研修が行われ、長時間にわたったため、会議が５時までに終わりませんでした。本当に無意味な仕事が多すぎるのです。先日は若い教員が「週案とか学力スタンダード自己申告書とか無意味な雑用が多すぎる」とボヤいていましたが、無意味なことをやらされ続けることは教員の心の中の大切な何かを傷つけていくのではないかと私は心配しています。

私は今年から再任用で働いています。定年退職後も５年間は再任用教員として都立高校の現場で働きたいと思ってます。しかし、１月２５日朝に再任用の採用をしたという知らせを校長から渡されたのですが、その日の午後に校長から「事前通告」を読み上げられました。それは前日の夜の１０時に人事部から送られてきたメールで、当該教員に渡してはいけない、校長が教員に口述して伝えよということでした。校長は都教委と確認をとって、それを筆記する分には構わないというので、私は校長の読み上げた文書そのまま筆記しました。

その通告の内容を簡単に言うと、「年金支給開始年齢に達するまでは、都労連との合意があるので再任用として採用するけれども、平成２８年３月に処分されているから、支給開始年齢に達すれば、延長して採用しない、非常勤教員としても採用しない」、というものです。私は耳を疑いました。２０１６年３月の卒業式で不起立処分され、すでに多大の不利益をこうむっています。それに加えて定年後の職までも奪われてしまうのか、それは余りにも酷い。何よりも大好きな今の学校にあと３年しかいられないと思うと、悲しくてたまりませんでした。仕事がなくなったらどうなってしまうのだろう、どうして生活していけば良いのだろう、ということも不安になりました。１年更新の再任用教員に対して何年後は採用しないということを事前通告するのは、極めて不当だと思います。校長も「ひどいよ、怒って良いよ」と言ってました。職場会でもこのことを議題にして皆に話しました。「余りにもショックで言葉が出なかった、心が凍りつくようだ」「酷すぎる」「私にできることがあれば力になる」などと、いろいろな人が話してくれました。そして「これは川村さんだけの問題ではないから」と言って職場決議をあげてくれました。組合にも話を持ちかけ、弁護士さんにも相談していますけれど、まだ良い解決策はありません。でも、私はまだ訴えたいこと、生徒に伝えたいことがいろいろとあります。生徒と共にいろいろなことを考えていくということをこれからもやっていきたいと思っています。これから先、５年間はこの仕事をやっていきたいと思っています。

今年の卒業式は10・23通達から１６回目の卒業式でした。今年初めて、卒業式で不起立などによる被処分者が一人もいませんでした。しかし、10・23通達による問題が終わったわけではまったくありません。都立高校の卒業式で一番大きな問題は、生徒に対する強制が進んでいることです。２００８年から多くの学校で、卒入学式の進行表に「不起立の生徒がいたら起立を促す」という文言が入れさせられ、一昨年度からは卒入学式の進行表の中に「不起立生徒がいたら『ご起立ください』という文言を入れるように」都教委から強い指導を受け、この文言が無い場合に、都教委は進行表の受け取りを拒否したということがありました。これは生徒に対する明らかな強制です。私たちが闘いを強めていかないと、どんどん都教委の攻撃は強まっていきます。これからも私たちは自由な卒入学式を取り戻すために、自由な学校を取り戻すために頑張っていきます。今後もともに闘いましょう。

特別支援校の現場から　　田中聡史

東京都立の特別支援校の教員をしている田中聡史です。私は２０１１年から２０１６年までの６年間で卒業式・入学式の国歌斉唱に対して１０回の不起立処分を受けました。最初の３回までは戒告、４回目から１０回目までは減給１０分の１、１カ月という処分を受けてきました。

私は、「日の丸・君が代」はかつての植民地侵略戦争のシンボルであり、私には受け入れることはできません。ましてや、子どもが主人公である入学式や卒業式では「日の丸・君が代」を押し付けるべきではありません。私に対する処分のうち、２０１３年までの５回の処分についてその取消しを求めて、東京「君が代」裁判第４次訴訟の原告の１４人の一人として、さきほどの川村さんもその一人なのですけれど、２０１４年に提訴し、裁判を闘いました。地裁での証言は原告となった教員一人一人がどのような思いで教育実践に取り組み、どのように悩み、その結果としてなぜ不起立に至ったのかという経緯を説明し、職務命令等が児童生徒に対しても「日の丸・君が代」の強制をめざして出されたことを分析してのべました。

ことしの３月２８日付けで最高裁第１小法廷は被告東京都の上告受理申し立てを受理しないことを決定し、同時に私たち原告の上告も棄却しました。この決定により減給処分は裁量権の逸脱濫用として取消しを命じた東京高裁判決が確定し、４次訴訟の減給及び停職処分がすべて取消しになりました。しかし、不当にも戒告処分は容認され職務命令は「違憲とは言えない」と判断されました。戒告処分を含めたすべての取消し処分を願っている私たちにとって、これらの結果は不十分なものですが、減給取消し判決が確定したことの意味は大きいと考えています。私たちの裁判に対して、多くの方からご支援を頂いたことにこの場を借りてお礼を申し上げます。私たちは憲法１９条「思想及び良心の自由」や２０条「信教の自由」を軸に裁判を闘ってきましたが、この闘いもまた憲法改悪に対する歯止めとなると考えています。また、今年３月には国連でＩＬＯとセアートが「愛国的な式典に関して、教員団体と対話する機会を設ける、規則は国旗掲揚や国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できるものとする」、という内容の勧告をあげました。２００３年の10・23通達以前の都立養護学校の卒業式では、教員・生徒・保護者で話し合い、卒業式の形態を創意工夫をしながら作り上げてきました。しかし、10・23通達以降は、東京都教育委員会によって卒業式の形態が、事細かに決められ、どんな場合でも壇上以外の場所で行うことがほぼ不可能になりました。

約２０年の間に都立学校の教育現場は大きく変わりました。教育委員会と校長によるトップダウンの強化、主幹教諭・主任教諭の導入などの職務職階制の強化、職員会議での採決を認めない、業績評価による給与の差別の強化、防災訓練やリクルート等における自衛隊との連携、オリンピック・パラリンピックの強制、この２０年間で、「日の丸・君が代」の押し付けだけでなく、学校現場の組織の実態が、より軍隊に近い上意下達の形態に改編されました。

私が学校と「日の丸」との関係を初めて意識したのは、１９８６年高校３年生の時でした。当時私は京都府立の高校に通っていました。１９８６年に京都府のすべての公立高校で、２年後の京都国体開催を口実として「日の丸」の常時掲揚が始まりました。常時掲揚とは校内に掲揚塔を立て毎日「日の丸」の掲揚をするということです。当時私は「日の丸・君が代」について深く考えたことはなかったのですが、常時掲揚はかなり印象的なことでしたので、１９８７年の沖縄国体における知花さんの「日の丸」焼き捨て事件は同時代のニュースとして記憶に残りました。この事件のきっかけとなったのは、沖縄の読谷村を舞台にしたドキュメンタリー映画「ゆんたんざ沖縄」でした。この映画の中で、高校生が卒業式で「日の丸」の旗を引き下ろしました。この中でこの高校生が当時の私と同じ年であったということです。１９８７年当時韓国では学生運動が高揚しており、１９６０年代の日本の学生運動を回顧する言説をメディアがとりあげていました。私は１９６０年代の若者の学生運動にも関心を持っていました。

１９８８年は天皇裕仁が重体になり歌舞音曲の自粛などの同調圧力が高まりました。この「昭和Ｘデー」の時、結局私は何もしませんでした。１９８９年の天皇代替わりの頃から私は、天皇制とは何なのか、という疑問を抱き、天皇制批判の本などを読むようになりました。１９８９年の天皇代替わりから３０年が経ち、また新たな代替わりが行われようとしています。そして、東京オリンピック・パラリンピックも２０２０年に開催されようとしています。これまで以上に、学校をはじめとする多くの場所に「日の丸」がかかげられ「君が代」を聞かされることが予想されています。そのような状況の中で私たちが第４次訴訟の裁判を通じて主張し証明し勝ち取ったものはどのような意味をもつのだろうかということを考え続けたいと思っています。今後、東京「君が代」裁判第５次訴訟も始まる予定です。ぜひとも私たちの裁判へのご注目とご支援を

お願いいたします。

再雇用拒否撤回第２次訴訟を闘って　　原告団　泉健二

再雇用拒否撤回を求める第２次原告団の泉です。昨年の７月１９日に最高裁の判決が出ましたが、ほとんど身も蓋もない内容のものでした。最高裁判事が地裁・高裁の判決文を読んだかどうかさえ疑問に思われます。一体、何のための最高裁なのでしょうか。憤慨やる方なき思いでした。それから１年が経ちました。

私たちが裁判を提訴したのは今からちょうど１０年前の９月ですから、９年近く裁判闘争が行われてきたわけです。当初、私たちの裁判に先行する形でいくつかの再雇用を拒否された人達の裁判が進行していました。その中で２０１１年に「日の丸・君が代」関連の一連の判決のひとつとして、この再雇用にかかわる先行の裁判の最高裁判決がありました。　その判決の内容は、10・23通達及び職務命令は「違憲ではない」というもので、再雇用拒否も都の裁量権の範囲内で違法ではない、という内容で、たしかに敗訴ではあったのですけれど、その中で最高裁の裁判官のかなり多くが、ひとりひとりの意見を判決文の中に書きました。これは異例のことです。反対意見や、反対ではないけれども東京都の教育行政に問題があるのだ、ということをかなり多くの裁判官が述べていました。たしかに敗訴には違いないのですが、内容的には見るべき点が随分ありました。そしてこれが、私たちの再雇用２次の地裁・高裁の判決にも大きな影響を与えていたのは確かだと思います。

そこで、私たちの裁判の地裁・高裁の判決文をもう一度読み直してみると、２０１１年の先行した裁判の判決を考慮しながら、その上で、これまでにあった「日の丸・君が代」強制に対する考えを前進させるものであった、つまり“憲法違反にはあたらないけれども違法である”、という判決を出したのです。とくに高裁の場合には、“現状の運用自体が、憲法における自由の規定との関係で問題がある”との厳しい調子で、東京都を糾弾すらしています。

しかし、残念ながら最高裁では、一切そういうところには触れない。反論も否定もしていない。しかしながら結論は、任用については裁量権が都にある、の一点張りです。その理由を一切示していない。これはどう見ても欠陥判決です。

やはりこれには時代背景があります。２０１１年、１２年という時期は、我々ばかりではなく、世間一般にも自民党政権のやり方を批判して、これを何とか変えようという政権交代の気運が全国的に広がった時期です。そういう中で、元来保守的であった最高裁も、一人一人の自由という人権の問題にも留意した形で意見を表明せざるをえなくなった。ところがその後、自民党政権が安倍のもとで復活し、さらに、個人個人の自由はすべて切り捨てていく、皆同じ方向を向いて進んで行くんだ、世界の中で日本を強くしていくのだ、という考えで進めてきたのではないか、それを表したものが昨年の最高裁判決ではないのか、というふうに考えています。

この最高裁判決を受けて、都教委は、“都の主張が認められたもの”と見なして、“今後も進めるぞ”というコメントを教育長がおこなった。さきほど話のあった川村さんに対する都教委の不当な「通告」も、この最高裁判決によって得た彼らの「自信」から来ていると思っています。

これからの我々の闘いは、これまでよりも一層厳しくなっていると思います。しかし、この闘いを支えていくために大きな力となるのは、我々の思いの届く範囲を大きく広げて行くことではないのか、と思います。敗訴はたしかにショックでしたけれど、これからもますます頑張らなければならない、と思っています。

こういう事態だからこそ、闘わなければならない

「君が代」解雇をさせない会　根津公子

こんにちは、根津です。今裁判にかかっているのは２００８年、２００９年の処分です。いずれも停職６カ月です。河原井さんについては２０１２年の最高裁判決で“不起立だけで減給以上は違法”となったので、すべての処分が取り消されています。私については、２０１２年の判決が、「具体的事情」があれば処分を加重して良い、ということで過去の処分歴等を理由に加重処分を取消しませんでした。しかし、２００７年事件の高裁判決で、“過去の処分歴を何度も使うのはいかがなものか、また停職６カ月の次は後がない厳しい立場に置かれる”と処分を取り消しました。ところが、この判決はその後の判決には一切反映されていません。

２００８年、“根津をクビにするには何か別の理由をつけなければいけない”、ということで作業衣として「Objection 日の丸・君が代」のロゴを付けたＴシャツ着用を職務専念義務違反・職務命令違反として、処分理由を新たに加えました。さらにさかのぼって過去の処分歴も復活させて、２００８年事件判決は、処分を取消しませんでした。最高裁に上告します。

２００９年の事件も、２００８年事件を引き継いで、処分を妥当としています。

裁判の見通しは暗いですけど、闘ったということはしっかり残さなければならない、と思っています。こういう事態だからこそ、闘わなければならない、と思っています。

報告（Ⅱ）大阪の闘い

「2019年大阪での卒業式・入学式等の現状」

「日の丸・君が代」強制反対・大阪ネットワーク：山田光一

資料に「（１）国旗国歌条例施行後の「君が代」不起立処分など」がありますが、これが現段階の処分の件数です。大阪ネットは2013年に結成されました。毎年、卒業式が迫ってくると府教委との交渉をし、当日はビラ配布などの活動をしています。処分者が出て、事情聴取に呼び出されると、そこに抗議行動を設定をし、押しかけて行きます。事情聴取の部屋近くまで行って何時間もの押し問答をしています。その後、処分後の研修が行われます。その最終仕上げの名目で「意向確認書」に判を押せということがやられます。こうしたことに対して大阪ネットは、そのたびに抗議をしたり、弁護士や支援者の立ち合いを求める行動を呼びかけ、配置してきました。

そして処分の不当性を訴えて弁護士会から人権侵害救済の勧告を勝ち取って、突き付けて行ったり、情報開示請求によって、処分審議会でどういう議論がされているかなどを明らかにさせ、府教委との交渉をしたり、さらに人事委員会・裁判闘争を展開しています。

それで今年なんですけど、卒業式での戒告処分は二人になりました。そのうちＭさんは今年定年ですが、管理職のパワハラも含めて我慢がならないということで人事委員会に提訴される予定です。また女性のＳさんについては、「(「君が代」を聞くと）気分が悪くて立てなかった」ということを認めさせ、処分させないということで、やってきました。所属の教育合同組合と大阪ネットとの連携での取組みになりました。事情聴取は4月25日にありました。組合や支援者の事情聴取の場への立ち合い要求は、府教委は、やはり頑として認めませんでした。私たちとしてはセアートの勧告にもあるように、人権を守るために立ち合いは必要だと主張し続けています。今回の場合も、どうしても認めないので、隣の部屋に支援者20～30人が待機をするという形をとらせました。本人が事情聴取の間にちょっとでも変なことがあったとか相談したいなという事があれば、本人の意志で中断をし、隣の部屋に来て我々と相談する。こういうことを認めさせるということは、この2～3年は出来ています。それで、今回新たに実現したのは、事情聴取の校長の同席について、部屋の隅に控えるという形で、圧力を感じさせることを減じるということ。もう一つは女性なので質問者は女性、ジェンダーバランスで男性が多くいるという事が圧力になるので、バランスをとるべきとの要求をし、これについては府教委は認めました。またセアートの勧告に書いてあるんですけど、本人に対してきちんと処分の根拠となる資料を与えたうえで、事情聴取がなされるべきだということについても、前年に引き続いて冒頭に校長の報告書を見せるということもさせています。先月18日の研修の際にも同様のことを認めさせ、さらに研修への校長の同席の廃止は認めなかったので、最終的に、一番最初に校長がちょっと入り、すぐ部屋を出て、最後に校長がまた入るという妥協線を提示してきたので、今回はそういう形で行うという一定の前進がありました。

あともう一つ、卒・入学式でのビラ配布について、去年もビラ配布を制限する動き（ビラ配布には道路使用許可が必要と通知してきたり、校内で回収する等）があったので、その都度、校長や教育委員会に抗議をし、おかしいということを確認させてきています。

そして今年の新しい大阪での状況としては、大阪市泉尾北小学校での「天皇即位記念朝礼」問題や拉致問

題についての資料の府立学校の全高校生への配布問題が起こっています。これは非常に危険な状況で、将来は小学校、中学校、専門学校、大学など若い人たちに啓発するため新たなビラを作るということまでやろうしています。だから私たちとしてはこれは大阪発全国に波及させてはいけないということで、皆さんの支援を受けながら反対する取組みをしていきたいと思います。今後とも共に頑張りましょう。

戒告処分取り消し訴訟　原告７名による共同提訴について　井前弘幸

5月23日に控訴審の判決がありました。7名のうち井前の戒告処分を取り消すと。一審の判決は、府教委側の主張をすべて認めたもので、われわれの側の完全敗訴でした。しかし、控訴審において私に対する職務命令が成立するか否かについて議論になりました。結果、大阪高裁は職務命令がなかったことを認め、懲戒処分を取り消しました。

この一部勝訴というのは、たまたま「職務命令の不成立」が起こったということではありません。校長が職務命令を行わなかった背景には、われわれが2011年の大阪の国旗国歌条例、職員基本条例に反対する闘い、一斉に強制が始まったその後の闘い､大阪における先行する処分撤回裁判の成果の上にあると考えています。そもそも私に対する職務命令が、職務命令として成り立たなかった理由は、2011年から2014年の3年間の間に、橋下大阪維新が強行した条例と橋下のもとで教育長に就任した中原徹教育長らの目に余る教育介入があります。中原は、教職員が「君が代」を歌っているかどうかの「口元チェック」を全校に命じました。さらに、実教出版の教科書を採択した校長に直接の圧力をかけることまでやって、学校教育の中身にまでズカズカと踏み込んでいきました。中原教育長は、校長時代には、自分の言う通りにしない教職員を校長室に呼びつけて何時間も缶詰にするパワハラ行為もやってきていました。その結果としてこれらに対して、府民からも反発の声が上がりました。私たちも「口元チェック」反対署名等を通じて追い込んでいきました。

中原教育長が追い込まれて、「職務命令までは・・・」とひるんだところを、私たちは突いていったと思います。校長自身もその3年間悩んで、厳しい体制の中で職務命令をせざるを得なかった。しかし教育長がひるんだところで、校長は「職務命令という文言は使いませんが、ご起立をお願いしますということに留めます」と明言しました。私に対しては、「どうするかは、あなたにおまかせします」とまで言いました。私の前任校の校長は、「職務命令は出すけれども、正面以外は一切見ません」と、起立確認を拒否し、不起立者の府教委報告を行いませんでした。そういう抵抗がまだあったということが、今回の「職務命令」不成立の背景です。

そこが非常に大きかったと思います。淡々と処分が行われて淡々と校長が従ってきたわけではなくて、現場での格闘があって、教職員と校長の間、そして生徒との間でも非常に厳しい格闘がある中で、事態は起こったということです。少なくとも裁判所はその事実を認めて、私に対する職務命令は違法であったということを認めたんです。

しかし根本的な条例の問題は、大阪の条例そのものが、東京の事例とは違って、決定的な憲法違反であるという事についての判決は一切回避しようとしています。したがって、条例の違憲違法と条例に基づく「職務命令」違反の処分がそもそも違法である点について7人全員で上告していきますので、これからもよろしくお願いします。

２０１７年　大阪府の再任用拒否　国賠訴訟報告　梅原　聡

争っていることは大きくは二つです。一つは、再任用を新採と同じように裁量権があるのだと府教委は主張していますけれども、年金の支給開始年齢が引き上げられた状況の中で、再任用の制度自体が雇用と年金の接続という目的とした形になっているので、おかしいということを強く訴えています。東京でさえも再任用を受け入れざるを得なくなっているという状況で大阪府はやっていないということを訴えていきたいと思っています。

もう一つが「意向確認」の問題です。処分を受けた後の研修の最後に、卒・入学時における国歌斉唱時の「起立斉唱」の職務命令を含む上司の職務命令に従いますという文書を渡されるわけです。そして署名・捺印を求められます。多くの方が提出されなかったり書き換えて提出するわけです。そういう方の場合は再任用を申請した際に、直前に校長から呼ばれて、そのことを確認されるわけです。私の場合も今の文言を読み上げられて、「イエスですかノーですか、どちらかで答えてください」と言われました。「それには答えられ

ない」と言ったところが、この結果です。ですから「ここでイエスと言えば雇ってやるよ」というのが、実際問題としてあるわけです。ノーである、あるいは答えなければ「雇いませんよ」という実質的なクビをそこで決めてしまうということです。これは内心の告白を迫る直接的な憲法の侵害、憲法の認めている思想・良心の自由の侵害になっているのは明らかだと思います。また私たちは高校生の進路指導の際に、「なんか思想に係ることを言われたら、答えないようにして下さい」というふうに指導しているわけです。そういう私たちにそれを答えろと言うのは、教師としての良心を侵害するものでもあります。あり得ない憲法違反だと思いますので、これを訴えています。

で、これからどういうふうになって行くのかは良くわからないところもあるのですが、私たちの運動の大きな成果として、「意向確認」については、昨年、一般的に就職などの採用について担当している大阪府の労働部の方に訴えて、「それおかしいよ」という指導を、「改善要請」と僕らは言っているんですけれども、むこうは「横並びなので、指導はできない」ということを言っています。でもそれを出させました。

その結果、僕の採用を拒否した数か月後に、新たな処分の研修のところでは、先ほどの文言が変わっていて、単に「今後上司の職務命令に従います」というだけのものになっていたわけです。明らかに府教委自身が自分たちのやっていることはおかしいということを認めていることになると思いますので、これを強く出して、何としてもこの裁判は勝ちたい。そして今までよくわからない最高裁の「間接的制約でしかない」とか、「慣例上の儀礼的所作」とかいう言葉でごまかされてやってきたけれども、我々に対する強制がおかしいのだということをもう一遍考え直すきっかけにしていきたいと思いますので、今後ともご支援をよろしくお願いします。

信教の自由と合理的配慮　　大阪「君が代」不起立被処分者　奥野泰孝

（この時の大阪の発言の流れから、私は発言資料の「信教の自由と合理的配慮」とは違うことを発言はしています。余り整理できてない話だったため、この記録ではかなり発言を修正しています。）

戒告処分２回と減給処分１回を受けています。最初の戒告処分は、（処分３回で免職とする）職員基本条例施行の４日まえの処分だったので、カウント２となり、あと1回で免職という状態で2018年3月に定年退職を迎えました。2016年の研修後、初めて「意向確認書」を出しましたが、内容を、「日本国憲法と自分の良心に従って、上司の職務命令に従います」と、書き換えて出しました。その後、2018年の再雇用に関して、管理職からの「意向確認」の時に、「あなたは今後上司の職務命令にしたがうか、ハイかイイエで答えてください」という聞き方をされました。そんな聞き方はおかしいと引っかかったんですが、数日後「もちろんです、上司の職命に従います」と答えました。それで大阪府は再任用せざるを得なかったと思います。それまで再任用の場合、処分回数に関係なく１回の不起立でも採用されない状況だったので、これは、闘いの蓄積の力だと思います。現在、2015年の免職警告付戒告処分の取消しの闘いを人事委員会でしています。　闘いの根拠というのは、教員としての良心なのか、あるいは特別支援学校の美術教員としての良心なのか、信仰者の良心なのか、それはどれか一つに限れるものではないのですが、裁判という闘いの中では限られてくる経験をしてきました。しかし今、自分の存在全体として起立できない理由をいかに伝えていくかということを、考えています。

今日、世取山さんの講演を聞いて、良心ということについて私の中で葛藤が起こって、考え中です。宗教的良心と非宗教的良心という分け方はおかしいなと思ってですね、宗教的と科学的というのは僕の中では対立しないし、良心というものは、前からあった良心と、外から挿入された良心と、この二つに分けた方がいいのとちがうかと。外から挿入された良心という言い方はおかしい。本当は内在したものが良心と思います。国家権力がしようとしていることは、外から注入して本人は気づかないうちに、それが自分の良心だと信じさせ無意識に従わせようということです。私はクリスチャンですが、信仰というものは悪くするとマインドコントロールや、神のお告げだから言う事を聞けというように外から挿入されることがあると思います。しかし「宗教的な良心だからいけない」という考え方で、闘っていては、間違いだと思います。今の与党を支えているいくつかの宗教団体がありますが、そういう本当の宗教的良心を育てようとしない似非宗教者や宗教団体に対しどう闘うかということを考える必要があると同時に、宗教者の内在的良心と共闘していくことが大事だと思います。教員は宗教的良心の教育をする訳ではありませんが、教員がすべて宗教者でないという訳でもないのですから、信仰ということを考慮した上で闘って行くべきだと思います。「日の丸・君が代」

強制に対する闘いは、宗教的強制に対する闘いでもあるので、それを裁判でも訴えてゆこうと思います。
（合理的配慮に関することは資料を読んでください。）

Ｓ先生のメッセージ代読　　３分の２解雇の増田俊道

２回戒告処分を受けて、今58歳ですのであと3年教師を残しています。ただ今日は Ｓ さんになり替わりまして発言させてもらいます。（以下代読されたものです。）

こんばんは。大阪のＳです。
私は大阪で採用されたこてこての大阪の教員です。右も左もわからない新任の時に、残留孤児二世三世の取り組み先進地域である東京の先生方に会いに行き薫陶を受けました。８０年代末から９０年代にかけて、大阪の教員有志で「帰国生徒問題を考える会」を立ち上げ、活動を始めました。活動の一環として、大阪の残留孤児二世三世の生徒たちとともに何度も東京を訪れました。上野高校定時制、葛西西高校、赤坂高校、足立新田高校ｅｔｃ・・・。先生方の親切さ、生徒たちの元気な様子、思い出すだけで胸がいっぱいになります。
　そののち、あの１０．２３通達があり、東京の先生方から教育現場の話を聞くたびに胸を痛めていましたが、今や大阪は東京以上の惨状ではないでしょうか。
　ですが、私たちは孤独ではありません。かつて東京の先生がたが私たちに手を差し伸べてくださったように、いまでも教育に、生徒に、真摯に向き合う教員同士の確かなつながりがあることが私に勇気を与えてくれます。諦めずに闘い続けたいです。よき日のために。
≪以下、アピール文です。≫
東京の皆さんへ
今年の卒業式で、不起立だったために処分を受けた大阪の府立高校教員のＳです。
本当は東京に来て、東京の皆さんの顔を見ながら話がしたかったのですが、代替わりの式典やＧ２０による休校のせいで期末考査や成績会議が後ろにずれてしまい、参加することができませんでした。とても残念です。今日は、組合の委員長に私の思いを伝えてもらいます。
　東京は私にとって、とても思い出深い場所です。
　３０年以上前になりますが、大阪で教員になり、残留孤児二世三世の生徒たちの担当となった私は、先進的な取り組みをしていた東京の先生方から多くのことを教えてもらいました。当時東京では、言葉の壁に苦しむ中国から帰国した生徒たちの高校全入を実現させるという画期的な取り組みをされていました。また、孤立しがちな帰国生徒に横のつながりを作り、交流会ではアグネスチャンさんを招くなど、アピール力も目を見張るものがありました。
　これらの取り組みに学び、私たち大阪の教員の有志も帰国生徒の問題に取り組み始めました。
　そして、帰国生徒やその親や祖父母とかかわるうちに、彼らの問題はまさしく戦争責任、戦後処理にかかわるものだと気づいたのです。戦争中、彼らの親や祖父母は生死の境をさまようという筆舌に尽くしがたい悲惨な状況に置かれました。日本の侵略戦争の結果、中国で棄民となり、文革で孤立して帰国を覚悟した彼らに待ち受けていたのは、日本での残留孤児に対する無知・無理解でした。
　そして、彼らの卒入学式には、あろうことか日中戦争では侵略・破壊・殺戮の象徴である日の丸が掲げられ、戦犯を讃える歌が強制されるのです。自分の卒業式に日の丸・君が代はいらないと泣きながら訴える生徒、怒りを露わにする生徒、自分は体育館に入ることを拒否すると言った生徒、彼らの声や苦痛にゆがんだ顔が今も脳裏をよぎり私の胸をさいなみます。彼らも今や親となり、自分の子どもの卒入学式で「日の丸・君が代」を強制されているのです。私は「立たない」のではなく「立てなかった」のです。
　彼らの声を聴いた者の責任として、今私にできることは、不起立という形で、全体主義に傾斜していく社会に一石を投じることだけです。小さな一石ですが、どんなに処分で弾圧しても脅迫しても、決してゼロにはできないということを示したかったのです。
東京の先生の不起立の闘いは、私の勇気の源でした。そこに支えられて今の自分があると思っています。
これからも、共に闘っていきましょう。

2015年7月請求の戒告処分取消請求　大阪府人事委員会　今秋裁決

グループZAZA・D-TaC　松田幹雄

2015年3月の大阪の中学校での「君が代」不起立で戒告処分を受けた松田です。2015年7月に大阪市人事委員会に処分取り消しを申し立てたのですが、やっと今年の秋に裁決を迎えます。論点は大きく二つです。一つ目は大阪市の「国旗・国歌条例」とそれにもとづく教育長通知というのが、児童・生徒に「君が代」をしっかり斉唱させるための率先垂範の教育活動として教職員に起立斉唱を命ずるというもので、最高裁判決の言う思想良心の自由に対する「間接的制約」であるとか、あるいは「慣例上の儀礼的所作」であるとかでなくて、直接的な制約であり教員の思想良心の制約であるということです。二つ目は、国や大阪市が卒業式や入学式の「君が代」全員起立斉唱の場面を演出することによって目指している教育というものが、「君が代」についての必要な情報も伝えずに国は崇高なもので従うものだという意識を児童生徒に刷り込む調教・洗脳であって、学校教育において許されず、それに手を貸したくないというのが私の上申書の不起立の動機ですが、それを検討しないまま処分したことが手続き上の瑕疵であるということを主張しています。人事委員会の裁決が出たら次は、裁判というふうになると思いますけれども、人事委員会・裁判の論点を学校現場に返して、教育の在り方を問うていきたいと思っています。

現在、強制によって卒業式・入学式に「日の丸・君が代」が位置づけられているわけですが、その場合の教育というのは最低「君が代」の意味や扱いの変遷についてきちんとした情報を伝えた上で、どんな態度をとるかを決めるのは、生徒自身であるという立場で行わなければならないと思います。

新天皇の即位を祝う朝礼を行った泉尾北小学校校長に対しても、私の支援組織 D-TaC が、「君が代」指導の在り方に抗議・要請するための面談を申し入れましたが、校長はその面談を拒否、そして郵送した要請文の受け取りも拒否しました。私たちはこの行為が、公立学校長として許されないものであると公益通報を行っています。「子どもたちに渡すな！危ない教科書　大阪の会」が中心となって提起した「新天皇即位を祝う児童朝礼開催に対する抗議文」が118団体1624人の賛同のもとで、７月16日大阪市教委に提出されています。今後協議の場も設定される予定です。天皇のために命を捧げろということを教えた国家神道に基づく戦前の捏造教育を賛美・実践しようとする民間人の公募校長に対して、戦前の教育はなんだったのか、という議論も含めて、ひろく保護者・市民の中に問題提起をして批判の声を広げたいと思っています。

教育で大切にすべきは人権。子どもの人権を尊重し自分の権利を主張して、教育支配に対抗する運動に合流していきたいと思います。
以下は、2019年2月5日、最高裁に「再任用合格取消撤回」の上告を棄却された三人の方の発言です。

学校に「日の丸・君が代」はいらない！　元高槻市立小の山田肇

私たち3人は「君が代」不起立を唯一の理由として、再任用を取り消されて、その撤回を求めて裁判をやってきました。しかし、今年の2月5日、最高裁が上告を棄却して裁判としての闘いは終わりました。最高裁は大阪高裁で「君が代」の「意向確認」、つまり「君が代」の踏絵を踏んだら再任用をしてやると、それと飲酒運転や体罰で停職6か月の人も再任用されているのに、私たちは「君が代」不起立の戒告だけで、しかも私の処分は人事委員会で取り消されているのです。しかし、「君が代」の踏絵を踏まないという事で再任用の取り消しで当然だと、この大阪高裁の判決を認めました。しかし、最高裁が何と言おうと、「君が代」不起立は教師の良心に基づく抵抗です。それを最高裁ごときが裁けるはずがありません。私たちはどこまでも「日の丸・君が代」と闘います。

大阪市立小学校教員Ｋさん（３０代）を応援したい！　元府立高校教員　志水博子

「君が代」強制の後にどんな教育があるのか、それが私の問題意識でした。
「君が代」強制は、向こうからすれば「物を言わせないシステム作り」、現場からすれば「物を言えないシステム」です。大阪では「君が代」条例から8年が経ち、「物を言わないシステム」が出来上がったように思

います。現在の大阪の学校の状況ですが、実は、一昨々日、大阪の小学校教員 K さんから、こんな話を聞きました。
「『君が代』不起立戒告処分取り消し訴訟最高裁上告報告集会で、自分の経験を話したが、その話を校内研修でも話そうとしたが、校長から『やめてくれ、これはできない』と言われた」と。
まさに自分で考えて自分で発言することが封じられる学校がもうここにあるんです。どうかこれ（別紙：～教師としての罪の意識から、ちがいを認め合うことの大切さを思う今～大阪市立小学校教員 K）をお読みになって、K さんに対して何らかの感想・意見をいただきたいと思います。今大阪では、心を病んで教師をやめる、他の都道府県に行く、という教師が増えています。私は若い K さんは希望だと思っています。ぜひ読んで感想を下さい。よろしくお願いします。

大阪の森友疑惑糾弾デモのプラカードを持ってきました　　山口広

大阪では「森友学園疑獄」許さないということで、実行委員会を作って毎月1回デモをすることにしています。「瑞穂の国記念小学校」の跡地、建物は建っているんですけど、その周辺とそれから小学校を認可した松井（維新の大阪府知事）のおった大阪府庁の周辺でデモをやっています。昨日も実はデモがありました。今日はデモに使っているプラカードを持ってきました。今日はプラカードを用意していただいていますが、同じプラカードではちょっとつまらないと思いますので、10数枚持ってきていますので、デモの際に皆さんお持ちください。よろしくお願いします。デモを最後まで頑張りましょう。

特別報告　広島の闘い

広島の全体的な状況　　平野綾子

平野です。中学校の教員で広教組の組合員です。
資料は①広島からのレポート、②広島拡声器規制条例のこと、③「広島教職員１００人声明」でもその話をします。最初に私の方から、経過を簡単に紹介します。

ご存知のように文部省が是正指導を行ったのは１９９８年なのですけれど、当時、「国歌斉唱なし」というのが全国のワースト２，３，４，とかというのが広島の現状で、まあ同和教育も平和教育もしっかりやっていました。それを、広島の右翼教員が国会に呼ばれて証言し、９８年に文部省からの是正指導が始まりました。最初は国旗・国歌をやれと言うので校長たち４０人処分とか、文書訓告１３０人とか、まず校長への懲戒処分が始まりました。学校で「日の丸・君が代」をやるかやらないかで悩んで世羅高校の校長先生が自死をなさったんですけれど、その時は指導主事かな、教育委員会の人が「卒業式について今から校長先生の自宅に行きます」と、自宅に押し掛けるときに亡くなりました。そのあと、国旗国歌法が成立して、２０００年１２月から一般職員への職務命令が始まりました。広島については不起立の１回目は文書訓告で、２回目以上が戒告処分となって、戒告以上はありません。私も８回、田中さんは１６回ですが、すべて戒告です。そのあとも、正確に人数がわかればよかったんですけれど、７７人とか、４０人の年とか、あるいは校長が職務命令を出さないと言って、校長１６人処分とか、ちょっと累計になるとどれくらいかわからないんだけれども、そういう闘いがありました。

そのあと、高教組の方もここ（資料）に載せているんですけれども、処分のたびに人事委員会に不服申し立てを行ってきました。人事委員会の審理は一旦開始されましたが、その後２００４年に高教組が裁判を開始し、裁判中は、人事委員会審理はいったん凍結して進んでいませんでした。裁判は、広島地裁、広島高裁、最高裁でいずれも敗訴しました。
高教組は、２０１１年の最高裁判決を受けて、人事委員会審理の途中の人とか、あるいは、その後から人事委員会へ不服申し立てをした人とかがいたんですけれども、高教組の執行部は、それはもうやりませんと

組合員に言って申し立てを取り下げる説明会をしました。高校の先生の中でも「いや自分たちは取り下げない、取り下げることはできない」と言って、取り下げない４人が独自に自力で人事委員会審理を再開し、不当裁決のあとは２人が裁判を行いました。地裁、高裁で不当判決、最高裁で上告棄却となりました。

広教組については２００２年までの被処分者の支援はやるけれど､それ以降は支援はしないということで、私は支援されていません。私については２０１３年から人事委員会の審理が始まって、当初５人だったんですが、不当な裁決がでました。そのあと、２０１７年１２月から私１人が裁判を始めています。７月３１日に広島地裁で意見陳述を行います。

こんなふうに、「日の丸・君が代」を実施してない学校では校長への職務命令と処分、次に私たちと本当に血みどろの強制がなされました。私が広島県人事委員会に不服申し立てをしてみると、人事委員３人のうち１人がもとの県教委の次長だったんですよ。信じられないです。当時職務命令を出させた人物で、県教委にいた人が、不服申し立ての審理を行うところにいるわけですよ。「処分を出した私が不服申し立てを受けてあげましょう」なんて。泥棒と裁判長が同じのようなものです。人事委員会というのは、労働基本権のはく奪の代償としたくせに、なにが公正中立か！というような、県教委の天下り機関のような人事委員会は絶対に許せません。

その後も闘いがつづいているのですけれど、それは後半で報告します。
それで、いまどういうことが起こっているか、田中さんに替わります。

１６回の処分にも屈しない闘い　　田中弘美（障害児学校教員）

私はいま広島県の障害児学校で働いています。高教組です。

学校ではいろんなことが毎日起きています｡是正指導から２０年たった今日の学校の様子をお伝えします。
＜１６回目の戒告処分を受けた２０１３＞

この年の春の人事異動でどうなったでしょう。私はそれまでずっと障害児学校にいたのですが、なんとその時、幼稚部、それまでは小学部だったんですけれど、いままでやったことのない、幼稚部、それもろう学校に転勤を言われました。その時は５２歳でした。新しい言葉として手話を覚えなくてはいけないし、幼児教育、免許は持っていたんですけども実際にはやったことがないところに異動させられて、それも人事異動としての攻撃だと受け止めました。

ところが移動先に行ってみてわかったことは、私に対して負担をかけるというだけではなくて、その時幼稚部にはまだ「日の丸」や「君が代」はなかったんです。そういう意味では、ちょっと幸せな入学式と卒業式を過ごすことができました。でもそれは裏を返せば、被処分者を出さないための県教委のやり方だったんだというふうに思っています。その中で、子どもたちは自分たちの考えを３年間幼稚部で過ごしてどうだったとか、入学してくるお友だちに「よくきたね」という話をしていって、それは地域の老人会の人たちにもすごく評判がよかったんですよね。私たちもそれを大事に育てていこうというふうに取り組みました。取り組みはしていたんですけれども、その中でも学校生活の中では、いろんな起案の文書というのを出さなくてはいけません。それは多分、他の県でもありますよね。その起案文書を全部西暦で書き続けましたが、するとどうなったでしょうか。

私の仕事は全部なくなりました。「あなたは遠足とかそういう行事の係になってはいけない」と、会計の係にもなってはいけないと、本当に全部なくなりました。どうしてかと言うと、仕事がスムーズに進まないからだと言われました。私も一旦、西暦で書くんですけれども直せって言われたら、子どもたちが遠足に行けなかったら困るからと書き直してきたんです。だから、その間も３秒くらいです。出して、直せって言われて、「はい」言って直して出す。それでもいけないと言われて、その分の仕事は周りの人にしわ寄せというような形で行くようになっています。

それから、学校予算がどんどん足りなくなったというのです。そして、足りないと言って、校長が職員室から取り外したものはなんでしょうか。カラーコピー機なのです。職員室は各学部ごとに分かれているので、コピー機というか、プリンターです。予算が足りなくなって外すよ、とはちょっと前から言ってたんです。私は、それはみんなに”大切に使ってね”というメッセージだと受けとめていたんですけれども、本当に無言で部主事がきてぶちぶち切って持って行った。それはおととしの９月８日のことです。それからずーっとカラーコピーはありません。どうしてすか、皆さんの学校はありますよね。

(ないよ）ない？あらー（笑)。これは広島の障害児学校部で訴えても「あんたたちの学校だけがヘンなんじゃけ、自分たちで闘え」って言われるんですけれど、ないですか。あら、どうしましょう（笑)。それで校長の許可がでたらカラーコピーができるんですよ。県内の他の学校では職員一人につき何枚ときめられている場合もあるんですよ。あっないんですね。
でも、ろう学校では言葉を覚える幼児の段階では、これはこんな形でこんな色をしてると覚えたり、運動会で、「いろんな色のＴシャツを着てみんなでダンス楽しかったよね、あたしはピンク」と言ったときのプリントが白黒なんですよ。予算が足りなくなったのは、ものすごく立派そうな公開授業をして講師の先生がいっぱい来るからなんです。一方でそういうことをしながら、他方では日々の私たちの授業に必要な教材づくりのものを校長は取り上げていくんです。私にはすごくショックでした。いうことをきかない私とかがひどい目にあうのは、３０００歩くらい譲ったら、あるかもしれんけれど、まじめに毎日やっとる人たちからも教材とか拡大コピー機も取り上げられたんです。そしたら紙黒板と言って、読んでいくのに、みんなで読んでいくことをろう学校ではするんですけれども、それさえもできなくなって、いま業務改善、業務改善と言いながら、白黒コピーでコピーしたもので色鉛筆で色を塗ったり、ポスター印刷をしたものをのりで貼り付けして大きいものをつくったりというようなひどい状態に、現実はなっています。

そうこうしているうちに幼稚園教育要領が改定されました。２０１８年春の入学式は、幼稚部はそれまで独自にやっていたものを小学部、中学部と一緒に合同で行うことになりました。そのために参加する幼児たちは返事をする時ぐらいしか活動する場面がなくなって、それまで頑張ってきて、みんなですばらしいと思っていた実践がその場ではなくなってしまいました。もちろんも私たちは大事だということで違うときにあらかじめやってから卒業式に向かう様に、いまのところはしているんですけれど、校長がなにを大事にしてきたのかということがものすごく明らかになりました。

それから、その時の入学式での私の分担は駐車場係でした。会場から出て、駐車場の係をやらされました。そして続いて体育祭でも、駐車場係をやらされました。そして次の卒業式でも私は駐車場係をやらされました。それまでは校務分掌の総務部というところから各部にこの仕事が割り当てられますよ、あなたたちの学部ではだれがどこに入りますかっていうのがあって、仕事がきまっていたんですが、最近は全部管理職が仕事をきめたものを直接に降ろしてくるようになっています。

こんなに何回も駐車場係ばかりになるのはどう考えてもおかしいです。ウチの学校は職員会議は１年に１回、４月１日にしかありません。それは校長がすごく分厚い冊子を管理職につくらせて、自分の言いたいことを言って終ります。職員朝会もそんなふうになっています。だけどもどうしてもおかしいなと思ったので、私は、どうしてずっと私が駐車場係なのかと
２月に聞きました、そしたら、職場で、普通は誰も発言しないんですけれど、仲間の人が、答えない校長に向かって、「もっと誠実に対応しろ」って言った人がひとりいたのと、組合執行部の役員さんが部屋の外で私を持っていてくれました。そして、若い先生がどういうことなのか説明が聞きたいから一緒に晩御飯を食べましょうと誘ってくれました。やっぱり言ってみるってことは大事なんだなって私は思いました。そしてもう一回、「昨日は校長は答えんかったけどどうするんか」と部主事に聞くと、もう準備していたかのように「校長室にきてからお話ししましょう」と言われました。そこでは「卒業式でどうして私が駐車場係なのか」と聞きました。そうすると「厳粛で清新な式を適正かつ適切に行うためです」と答えました。おかしいことがたくさんあったので、続けて入学式、体育祭等私だけがずっと駐車場係なのはなぜなんですかと重ねて聞きました。するとやっぱり同じように「厳粛で清新な式を適正かつ適切に行うためです」といいました。

私は幼稚部や小学部の担当をしていたので、卒業式に出るのは当然じゃないかと、高等部の卒業式は別の日にあるんですけれど、別の日にある人がやるのがいいんじゃないかって言ったら「厳粛で清新な式を適正かつ適切に行うためです」と繰り返しました。駐車場係は特別な職務命令が出されます。それは式が終わるまで定められた場所を離れてはいけないというものです。それで参加者の人はそうは言っても時間通りには来られるので、式の間、ずうっと駐車場にいる必要はないんじゃないか３人とか４人とかも必要ないんじゃないかといっても、同じフレーズを繰り返しました。ついに私は「この係分担というのは私がしてきた不起立と関係があるのか」と聞いてみたんですけれども、本当に機械のように「厳粛で清新な式を適正かつ適切に行うためです」と繰り返しました。ホントに人間と話しているような感じはしませんでした。びっくりです。

それで私は「これは私にたいする排除だと考える。こんな職務命令に従うことはできません」と言いまし

た。それでその時は終わったんです。処分と闘う私たちは「『日の丸・君が代』の職務命令をだすな」とか「強制をやめろ」と県教委へ申し入れもやっているんですが、そのときに「このような職務命令に従えないんだけど、どしたらいいんですか」とその窓口に出ている人に聞いたんですよ。その人は何も答えなかったんです。答は翌日の卒業式で明らかになりました。なんと卒業式の会場にカギがかけられました。卒業式というのはよそに転勤した人も参加してくれて、自分の受け持った人に会いたくて、自分の職場も忙しいけど、頑張ってやってきておめでとうって言ってくれるんですけど、ちょっと遅れてきた人は入れなくて別室で待たされてしまいました。ビデオカメラもその卒業式の講堂に向けて教務室の窓から撮れるようにセットしてあったんです。すごく気持ちが悪かったです。

また、次にあった入学式では遅れてきた保護者が駆け込もうとしたんですけれども入れなかったんです。受付のところで「ちょっと待ってください。中にいる部主事がカギを開けますから」と。でも部主事だって、すぐ対応できず、１０分くらい待っていたんです。その時ちょうど近くの作業所の職員さんもお祝いにきてくださったんですけれども「保護者は途中で入れるけど、そうでない人は入れない」と言われて、それを私たちは全然聞かされてないんです。中にいる生徒たちも職員も誰もしらない。「お祝い会のお弁当が来るので先生取りに行きたいんてすけど出られません」という保護者の方がいたりしました。

広島は是正指導から２０年たって、みんなしょんぼりしているんじゃないかなって、みなさんにご心配いただいたと思うんですけれど、こんな卑怯な形でなんにもなかったかのように取り繕われているいる中で、みんながちょっとずつ頑張ってきたっていうことも今日お知らせできてよかったな、と私は思ってます。

「広島教職員１００人声明」とは　　平野綾子

こんなふうに県教委は、表向きは処分者を出さないことにしたいのです。私もビデオ係で会場に入れません。不起立がなかったことにさせようとしています。で、改めて文部省の是正指導とは何だったのかと振り返ると、いま安倍政権は本当に改憲しようとされていますけれども、中曽根が国鉄を分割民営化して、お座敷をきれいにして新憲法を安置するんだと言って国鉄をつぶしました。そして、次は教職員だったのです。日教組がパートナー路線に変質しました。それでも広島はつぶれなかったから、広教組、ヒロシマつぶしをやってきたのが是正指導だったと思います。

その是正指導から２０年たって、安倍が改憲に手をかけたときに、どうする、どうすればいいんだとなって、組合員とか関係なく、退職者も改憲には反対よねって、じゃあ何かできるのかっていうことで、この裁判をやってきた仲間とか、数人が呼びかけて、「教え子を再び戦場に送らない１００人声明」っていうのをやってみようということになりました。

「１００人声明」というのは、改憲阻止、再び子どもたちを戦場に送らない、戦争教育はしないという趣旨に賛同するという人を１００人集めて、１００人集まったらこの声明を出そうっていうことで、あれよあれよって間に集まって、２月には１００人声明を全国に発信することになりました。きっと一番驚いているのは２０年たってもつぶれてなかったと、安倍は思うんだろうと思います。二番目にびっくりしたのは私たち呼びかけ人自身です。本当にこんなにも集まるとは思ってなくて、是正指導から２０年たって、安倍も覚悟を決めて「改憲」といったときに、広島の教職員も自分の名前を公表して覚悟を決めて向き合えたのは、やっぱり広島はすごいなって思います。

ところで文科省が全国に放射線副読本をつくって全国に配りました。小、中・高と。それについても「１００人声明」で学習会を行って、その副読本がひどくて、「３．１１」前は、「わくわく原子力ランド」（小学生）「わくわく原子力ワールド」（中学生）でした、と書かれています。前の時は原発安全ですっていう中味でした。今回のものは「『３．１１』以後のものは放射能（放射線）は安全です」となっています。それは自然界にある、安全なのに風評がいけないというものです。これの学習会を行い、７月２３日に県教委に申し入れを行います。

それから広島市は「拡声器規制条例」というものをつくろうとしています。何かというと、「８.６の平和記念式典」の間、私たちは「安倍来るな」というデモをするんですけれども、そのときに「平和記念式典を静謐な状況で迎えたい」という広島市長の意向で拡声器の規制をしようとしています。でも広島がされると次は沖縄かもしれない、次は長崎かもしれない、東京かも。そんなことは許してはいけない。式典を静謐な状況でっていうのは卒業式での「日の丸・君が代」と同じだと直感的に思うんですけど、私たちは「職務命

令違反だ」と言われますが、同じだと思います。昨日公開討論会をやって、３０日には申し入れを行います。
　改めて、改憲を前にした「８．５」「８．６」なんですけれど、「１００人声明」から、「８．５」に広島に来たみなさんで、是非改憲反対の声をあげようということで集会を呼びかけています。今日のこの集会からも賛同をいただいております。こういう繋がりで、改憲と戦争阻止、安倍政権打倒となるといいと思います。ありがとうございました。

報告（Ⅲ）全国から

「一同御起立願います。礼！」　　千葉県高等学校教職員組合　石井聡

千葉県高教組の石井です。Ｄ－３の資料をご覧ください。これは卒入学式について書いたものです。千葉県の高校教員になって３０数年、不起立をしていますが、千葉県の場合、不起立者の人数が圧倒的に少ないためか、県教委は不起立者を無視をしています。ですから処分者はほとんど出ていません。今日、ここに来ていられる千葉高教組副委員長の石井泉さんは１度処分されています。６年前に、ＢＳフジのテレビで卒業式の様子を取材したいということで校長が認めたことがありました。この時、３人が不起立をしていると、保護者からの匿名電話というのが県教委に入ったというのですね、２人は3年の担任で、特定されたのですが、あと一人は誰だかわからない。その一人は私だということは本当は誰もが分かっていたのですが、校長は関わりたくなかったのか、それ以上は追及せずに、2人だけ指導されました。それ以降、不起立者は私一人になり、今日まで来ています。結局、私は３０数年間処分をされないままになってきています。それ以降、着席者は私一人になり今日まで来ています。
　今年の入学式に出て思ったことがあります。式の最初、開式の辞が行われる前、そして閉式の辞の後に「一同御起立願います」が行われます。私は教員になった当初、よく分からなかったのですが、これは「日の丸」に向かって「礼」をするんですね。９０年代頃に、式の前に「保護者も含めて「参加者一同、式をしっかりやりましょう」という趣旨で導入された高校もありました。こういう巧妙なやり方でやられてしまった訳です。私は処分もされず、ここまで来て、今年で退職ということにないますが、本日皆様のお話を伺い、十分に闘いきれてこなかったことに申し訳なく思っています。
＜静脈情報の導入について＞
　次に皆様にご報告したいのが昨年、千葉県で業務用パソコンが導入された件についてです。このパソコン導入と抱き合わせで導入されたのが、静脈認証システムです。コンピュータ配布と同時に「では、静脈認証をしてください。生徒の個人情報を守るためです」と、同意書もとらずに静脈情報の提供を強要されました。静脈情報は生体情報であり、指紋と同様、究極の個人情報です。認証の強要は、憲法１３条が保障する「身体の自己決定権」を侵害することであろうと思います。どうも千葉県にとっては。生徒の個人情報は大切だが、教員の個人情報は大切ではないようです(笑)。後から「嫌だったので、静脈データを返してくれ」と申し出た教員に対し、県は「一旦認証をした段階で同意したものとみなす」と、突っぱねています。「情報が漏れたら、誰が責任をとるのか？」の質問に、県は「業者が補償する」と言って、県の責任は認めていません。しかし、その業者は富士通の系列で、１０年ほど前に千葉県の仕事で情報漏洩を起こしている会社です。一度流出したら、生体情報は変更することができません。銀行などのセキュリティを静脈認証で行っている場合は、流出したら変更することもできません。若い教員はあまり抵抗なく受け入れているようですが。１人でも認証をしなかった場合、全体の成績処理ができなくなります。このため職場では、認証拒否者に対して「仕事に支障をきたすので、認証してください。あなたがしないので迷惑しています」という同調圧力がかかっています。静脈認証も「君が代」と同様に、踏み絵になっているのです。しかも、こちらは業務とリンクしているので余計に始末が悪い。「圧力は跳ね返すにしても、仕事に支障をきたすので困っている」と言う、良心的拒否者もいます。今や、千葉県の県立高校教職員１万人強のうち、拒否し続けているのは、２０名くらいです。ちなみに、千葉県当局は「静脈認証はお願いであって強制ではありません」と言って責任逃れをしています。何故、千葉県に導入されたかというと、千葉県はアクアラインや幕張メッセの借金で

お金がないので、ＩＣカードを作って職員に持たせたらお金がかかりますが、静脈だったらお金がかからないという訳です。「日の丸・君が代」と同じように、成績処理システムは仕事とリンクしていることからかなり面倒ですが、闘っていきます。

生徒の個人情報のビックデーター蓄積に抗議

外山喜久男（神奈川）個人情報保護条例を活かす会

神奈川の外山です。Ｄの４というプリントをご覧になってください。

神奈川では「日の丸・君が代」強制については不起立者の氏名収集という形をとってきたのですが、その中で２つの裁判が並行して進行してきました。しかしこの２つの裁判は相反する判決内容となっています。２０１３年を最後に裁判闘争は終わり、いよいよ今春不起立者がゼロとなりました。

この間、私たちは「氏名収集記録を廃棄しろ」という取組をしてきました。たとえ服務情報(県の理屈）としても５年で廃棄することになっているので、県教委と確認をし、廃棄を実行させています。

現在、年に２度ほど県教委と交渉をしています。2017年度の県教委の回答ですが、資料にもありますが、「日の丸・君が代」の問題は、「国旗及び国歌の意義を理解し、それらを尊重する心情と態度を育成する」というものでした。「心情」という言葉を初めて使ってきました。これについては「『心情』というのは内心への介入である」等と批判、2018年度は撤回されましたが、「態度の育成」についてはそのままになっています。今年３月の交渉では、「生徒や来客には強制しないということについては（私たちと）完全に共通している」と回答しています。その一方で、「教職員に対しては服務の問題だと考えており、思想・良心の自由の問題だとは考えていない」という姿勢を貫いています。これらに関しては自由権規約委員会勧告やセアート勧告も利用しつつ、教職員も含め参加者には強制しないこと、起立・斉唱が強制ではないとの事前告知を求めて交渉して行くつもりです。

元号については、強制させない取組をしています。県は、公務員については「慣行で元号は使われている」と言っていますが、この「慣行」が事実上の強制になっているのが現状です。なかなか難しい点もありますが、これについても県と交渉を持っています。

次に、生徒の個人情報についてです。生徒の個人情報は、現在各学校ではなく県教委が一括管理しています。そしてその一括管理された個人データがその後、どのようになっていくかという点については、注視していかなければならないと思います。生徒の個人情報を、例えば教育業者が利用して儲け・利益の対象にしていくようなことはあってはならないと思います。一応、県としては非識別加工での利活用は想定していないと言っています。しかし、一方で総務省は生徒の個人情報を民間に利活用させる方向で、資料の図に示されているように、地方公共団体が持つ個人データを非識別加工化し、そのデーターを民間に提供できるようにしようとしています。それが実現できるよう、個人情報保護条例の「改正」(2017年５月）の指示を出しています。今後、県教委の姿勢が変わらないか注視していかなくてはなりません。

それから文科省ですが、今年６月２５日に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」をまとめました。それを見ますと、生徒の非識別加工化のデーターどころか、生データーをそのまま活用することも視野に入れているようにも見えます。一人ひとりの個性に応じた教育がうたわれていますが、一人ひとりの個性に応じた教育をするというのは一人ひとりのデーターを知っていなければできないことです。そうなると「教育」というものの意味や質が変わってきます。先ほどの世取山さんの講演で「教育の規格化・陳腐化」が進むのではないかとのお話がありましたが、教員の役割が生徒と向き合うより、民間の教育産業も取り込んでコーディネータのような性格を担うようになるのではないかとも考えられます。

最後のオリンピック・パラリンピックに関してですが、「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」というのが作られていますが、この学習教材は、オリンピックの負の歴史、国家間の競争ではないこと、現在問題となっている様々なことには一切触れていません。県教委に対して、国威発揚を基本姿勢とする本教材は不適切であり、それに該当する部分を削除すること。また、学校・生徒の動員や運営補助等に関してどう考えているか、などを県教委に質問しています。また、天皇代替わりについてもこれから県教委と交渉をもっていきたいと考えています。

名古屋からの報告～17年小学校・18年中学採択で「教育出版」道徳教科書を採択

2019.7.22　小野政美（憲法都教育を守る愛知の会；愛知教科書市民の会）

名古屋の小野です。

先日、今４３歳になる教え子たちから同窓会をするので来てくれと言うので行ってきました。この子たちは、自分たち６年生の卒業式のために、企画かから進行まで、全てこの子たちがやります。そのために実行委員会を作って卒業式について企画をしました。平場で、もちろん「日の丸」も「君が代」もありません。ところが最終段階になりまして、この実行委員会に校長からストップがかかるのですね。「日の丸・君が代」を実施しろというものです。学年主任の私は校長と随分と交渉したのですが、どうしてもダメだというので、そのことを子どもたちに話したのです。実行委員会のメンバーでない子ども達が校長室を占拠するのですね。「今まで自由にやってこられたのに、何故、卒業式だけ自由じゃないのだと」と校長に問い詰めたわけです。私も聞きつけて校長室に飛んでいたのですが、子ども達は校長に迫っていました。結局、卒業式で「日の丸・君が代」が実施されました。ちょうど１９８９年の頃で学習指導要領改定で「日の丸・君が代」の強制が行われることになる頃でした。この子たちは何故今まで自由であったのが急に厳しく規制をするのか分からない、という主張でした。最終的には負けるのですが、当時の子ども達はどうしても納得いかないということでした。結局私は異動させられる訳なのですが、保護者や子ども達は異動反対の署名運動をするということでしたが、私は次の学校で新しい取組をするからということで終わったのですが。その同窓会の時に教え子たちがそのことを覚えていまして、私に話してきました。その子たちが大学へ行って話したそうなのですが、「小学生がそのようなことできるわけない」と言ったそうなのですが、しかしそんなことがあったのですね。そして、学校の広場の真ん中に芝生空間を作ったとか、いろいろ詳細について覚えているのですね。このように、学校は子ども達にとって自由な空間でなければならない、これは絶対に保障しなければならないということが真理なのですね。

「日の丸・君が代」について、私は新任から定年になるまでずっと不起立でした。再任用になってからも不起立でしたが、一度も処分がされませんでした。それが何故、東京や大阪で大量に処分されなければならないのですか。法の平等原則から言えば、私などは何度も処分されなければおかしいでしょう、と何度も言ったのですが、東京は東京で、大阪は大阪だ、と何度も言われてきました。先ほど川村佐和さんの報告にありましたように、「あと何年しか再任用しないよ」などというのは許しがたいことです。　あと、報告のレジュメに教科書のことを書いたのですが、この後に宮澤さんから教科書についての報告がありますので詳細について話しませんが、名古屋の河村市長は、日本軍「慰安婦」はなかった、南京虐殺もなかったと言っている男です。

名古屋では、２０１７年小学校で「教育出版」採択、２０１８年７月教科書採択会議で中学道徳教科書に「教育出版」を採択しました。「教育出版」道徳はどうしようもない教科書です（2019年採択で「教育出版」採択を逆転阻止）。また日本会議は、2020年の採択で、名古屋市での歴史・公民科の「育鵬社」教科書採択を重点的に狙ってきています。子どもたちの声を届ける教科書でなければなりません。これからも皆さんと共に闘っていきたいと思います。

教員不足が深刻になっている福岡からの闘いの報告　　木田悦英（福岡教員）

福岡の木田です。資料は後から別に配布したもので、封筒の中には入っていません。

福岡では、私たちは第一次安倍内閣の時に、教育基本法の改悪を許さない実行委員会福岡を作って活動をしてきたのですが、改悪されてしまいましたので改悪が先に来て改悪教育基本法を許さない福岡の会で活動を続けてきています。

資料は最初の所はお読みください。今日お話したいことは、森友が迂遠の問題と同じようなことが福岡でもあったことを報告したいと思います。２０１５年になりますが、福岡では、経営難に陥っていたエリート校の東明館小学校というのがあったのですが、これを麻生が買い取ったのです。お金持っていますね。麻生学園小学校というのを作っています。そしてこれをまねしようとしたのが安倍晋三記念学園だったのではないかなと思っています。安倍と麻生はお友達ですからね、こういうことが福岡で起こっております。

福岡の教育運動の闘いの中で教員不足の問題が大きな闘いの課題になっていました。特に、福岡市内ではないのですが、２０１７年ですけれども中学校の技術の先生と美術の先生が足りなくて、その年度の前半は

技術や美術の授業ができないという学校がいくつもありました。その学校に技術の先生が１人もいないので家庭科の先生が代わりの授業をするということになりました。また別の学校ですが、美術と音楽の授業を交互にするというのが通常なのですが、美術の先生がいないために前半は音楽の授業だけで、後半に何とか間に合わせまして美術の授業を埋めざるを得ないということになりました。それで次の年から教員採用の日程がかわりました。それまでは九州の採用試験は同一日程になりました。それ以前はバラバラの日程であったのですが、取り合いにならないように、九州各県の採用試験を同一の日にする動きになってきました。それが去年から福岡県と市が別の日になりました。小中学校の採用試験の合格者を福岡市が９００人を合格させました。しかし実際に採用になったのは６００人以上７００人近くだったと思います。従って、２００人以上が県など他に逃げたことになります。今年度も福岡市は新採を３００人を確保したようですが、講師の確保が難しくなっているのですね。講師には病気休暇の制度がなかったのですが、年休はあったのですが、病気休暇制度を導入したり、期末手当支給の制度を導入したりしています。とにかく講師の条件を改善しているのですよ。

それから教育内容についてですが、福岡市がパソコンの特区になっているのですが、特別のパソコンを持ち込み授業に無理矢理使わせるということをやっています。例えば１週間毎に次の学校に異動させるみたいな、教育とどこまで役に立つのか分からない、企業の都合で導入すると行ったことが行われています。

それから市の西部地区で連合路線に反対するための運動を１０年にわたって続けてきています。役員選挙にも出たりしてきたのですが、３００対９００位の差で負けてきていますが、大きな仲間の輪を作ってきています。私の先輩あたる人たちは「戦争と原発に反対する社会を」の運動を作り出しています。金曜日に反原発の運動を「金曜行動」という形で取り組んできています。

学校現場には、先ほど神奈川からもありましたように、校務支援システムが導入されていますし、小学校では午前中に５時間授業が導入されたりしています。

それからちょっといいこととしては、この統一地方選挙では緑の党が議席を獲得して早速、放射線などについて反原発の視点から議会で質問をするなど、議会での質問を勝ちとっています。

それから私も今年で６０歳になり定年になりました。先ほど小野さんからもありましたように教科書の問題に取り組みウオッチングしています。また８月９日の長崎の式典に「安倍来るな」の運動もしています。そこにチラシにあるように７月３０日にはぜひ長崎に来て戴きたいと思います。皆さんと共に頑張っていきたいと思います。

報告（Ⅳ）市民・諸団体から

自衛隊・大東大学園祭問題　　五十嵐やす子（板橋区議会議員）

板橋区の活動について報告します。私は社民党の区議です。２０１８．１０．１４、長野から大東文化大学園祭で自衛隊ブースが出ることを知らされ、メーリングリストで情報発信した。埼玉・朝霞で観閲式があり、その前からオスプレイも参加していた。大学の先生方・学生も初めて知ったという。そのうち大学から返事が来て、ポスターは自衛隊側で作成しホームページに載せていたものだった。企画は実行委員会が企画したものだという。近隣の子どもや住民にも影響が出るものであるのに、なぜ自衛隊だけが参加するのかを追及した。最終的には今回は自衛隊の参加は亡くなった。

次に議場における日の丸の掲揚について報告します。春の本会議において「区旗及び国旗の掲揚並びに敬礼を求める陳情」が採択されたが、「しないことを求める陳情」を出し、結果は《継続審査の申し出を行わないこと》に全会一致で決定した。

２３区内では、圧倒的に国旗を掲揚している区議会が多いが、これからも改憲派や教育勅語推進派と闘い活動していきたい。

地方議会で起きていること　　辻よし子（あきる野市議）

不起立をめぐる状況を報告する。私には２人の子どもがいるが学校では不起立を通している。
あきる野市の成人式では来賓は壇上に上がるが、その場で不起立したところ“こうした場で政治活動をやめてもらいたい”と言われた。私は“自分は思想信条で不起立しているのでやめるつもりはない”と応えた。また、卒業式の時には教委指導部長から連絡があり“各方面から抗議が来ている”と言われた。入学式では“退席してほしい”とも言われた。来賓紹介時のお祝いの一言も止めて欲しいと言われた。中学校の卒業式は正に一糸乱れぬ軍隊式の様相である。“式に出る以上ルールに従うべきだ”と圧力を受けている。

次に新天皇即位に関する賀詞について報告する。私は、多数決で決めるべき問題ではない根拠を述べ反論を求めたが、一切反論なし。議論の必要ないということで、数の力で決定された。青梅市議会では同様の採決にあたって棄権退出しようとする議員に対して「非国民」「このやろう」という声が傍聴席からとんだという。厳しい情況ではあるが、共に闘っていきましょう。

道徳の教科化　　宮澤弘道（多摩教組委員長）

靖国ガイド、ハンセン病問題、東京大空襲ガイドなどをやっています。

道徳の反対の仕方が問題だ。内容２２についてそれぞれの中身で反対するのはダメで、道徳そのものがダメなんです。“道徳には大事なこともある”と言う方もいるが、戦中は“命を懸ける”などがあり、道徳の大義は変わってきた。その時々の大義の善し悪しによってはダメだ。

人権教育をやらなければならない。人権は、いい子か悪い子かは関係ない。例えば、戦場教材があるからいいというものではない。東京大空襲の焼夷弾は自然災害ではない、生命の尊重を提示するときそのことに触れないで、現場で命を助けることだけ語ってもだめだ。

道徳の行きつくところは“自己責任論”となっている。人権獲得は権力からの獲得で、道徳はそうではない、そのような道徳に飲み込まれた人権ではなく、道徳そのものに反対しなければならない。学校からなくすべきだ。

天皇代替わりの只中で～学校現場における同調圧力に屈しない～

中川信明（靖国・天皇制問題情報センター）

文科省より４・２、４・２２通知が発せられた。日の丸掲揚については開庁施設に掲揚しようというもので、学校ではやらないとしていたが、多くの学校で掲揚された。

４・２２通知については、大阪で泉尾北小での即位祝賀記念集会が行われた。また、東京八王子では３小学校で武蔵陵に「退位報告」にきた天皇夫妻の奉迎に子供たちが動員された。

君が代は天皇を讃える歌で、日の丸は“御真影”に替わる機能を持ち、同調圧力がかかり内部からの反対は難しくなっている。今度、秋の即位礼に向けて文科省は新たな通知を出してくる可能性もあり、しっかりと外部からも反対の取り組みをしていきたい。

朝鮮学校無償化排除問題　　長谷川和男

この問題はあってはならないこと、全国５か所（大阪・愛知・広島・神戸・東京）で高校生が原告となり国を相手取って裁判を闘ってきた。残念ながら大阪以外は地裁で不当判決だった。今後最高裁での判決となろうが、もしかすると一括判決となるかもしれない。

裁判が始まると係争中ということで何ができるのかを考えた。文科省前で大学生が声をあげている。高校生も登壇する。「私はどこそこの朝鮮高校を出て朝鮮大学にいる。」という発言もある。そこで、私は全国を回って本を出した。『朝鮮学校を歩く　１１００キロ／１５６万歩の旅』というものです。国民に知られていない面もあり、実態を取り上げているので是非読んでほしい。現場を変えていくためにも共に闘っていきましょう。

五輪副読本訴訟　　酒井雅已（東京都ユニオン）

まず、増田都の処分撤回闘争への支援に感謝します。この裁判は敗北しましたが、今も都庁前ビラ宣伝等都教委を告発する闘いを続けています。その一つがオリンピック・パラリンピック裁判です。都教委はこの『オ

リンピック・パラリンピック学習読本』を都内の全ての小・中・高の学校に配布しました。そこには「表彰式の国旗掲揚では、国家が流されます」との記述があります。オリンピック憲章には、国歌・国旗とも書かれていません。選手団の旗、選手団の歌なんです。参加は「国および地域」であって、香港・台湾やグアムも参加します。また、統一朝鮮が参加することも考えられます。競い合うのは選手であって国家ではありません。都教委はまちがった国家意識・愛国心を植え付けようとしています。オリンピックの政治利用ではナチスの歴史もある。安倍内閣の軍国主義の一環である。

９月には東京高裁で審理が行われるので是非傍聴お願いします。最後に、埼玉県で運動していた人が、種子島に移住し米軍基地の強化に反対する取り組みをしていますので、署名にもご協力、お願いします。

生徒による自治委員会運動　　平松けんじ（日本自治委員会委員長）

日本自治委員会は、全国の学校での問題を取り上げ運動しています。髪の色・型の規制等の人権状況に取り組む生徒の生徒による生徒のため、既存の生徒会に代わる組織です。

都立新宿山吹高校の《山吹ジャーナル》の発行に対して言論弾圧をうけたことから始まりました。現在４校で私はスポークスマン的な役割を果たしています。

都立小山台高校では水温・気温が低いのに水泳の授業が強行された。都教委が事情聴取し、不適切だったとの回答を得た。

日本自治委員会は、学校の人権侵害を許さず、人権状況の改善を目指し、どんどん宣伝していきます。「インターナショナルジャーナル」を発行しています。申し込んでください。

条件付採用教員免職問題　　ふじのまい（原告）

私は２０１７年度に小学校の音楽専科教諭に正規採用されました。校長の恣意的評価によって２０１８年３月に都教委から免職されました。２０１８年９月に提訴し現在裁判を闘っています。被告都教委は４３もの免職理由を出してきていますが、決定打は何かと聞いても指導記録以外は残っていないとされています。結局後付けで、私は校長・都教委の恣意的ででたらめな理由によって免職されたのです。私は、これまでもまじめに校務をやってきました。復職への強い願いがあります。

これまでも多くの方が支援してくださいました。お礼申し上げます。私どもの文書が被告側に流れたりしましたが、今後ともよろしくお願いします。カンパ・署名もよろしく。

８・１９には第５回口頭弁論が予定されています。傍聴よろしくお願いします。

「ひのきみ全国ネット」からの全国の皆さんへの連帯アピール　小野政美（代表世話人）

皆さん、全国ネットにぜひ入ってください。今日は全国の各地域・職場の有意義な報告が聴けました。少数だけど、アメリカ女子サッカーチームのメンバーも“もっと愛し合いたい、いがみ合うのはやめよう”との発言がありました。現場で子どもたちは息苦しいなかにいます。

このネットは教育基本法改悪反対の中から生まれました。日比谷公会堂で集会を開いたときは少数でしたが、その闘いの魂は今も生きています。

来年は大阪でやることになりますが、多くの方がネットに加入して共に取り組みましょう。
全ての学校で強制され、軍事行動の有志連合への参加も迫られています。改憲・海外派兵にもつながるものです。ともに闘いましょう。

閉会挨拶（青木）

第９回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会は１２２名の参加により成功しました。今年２０１９年は第１次世界大戦後のベルサイユ講和１００周年にあたります。厳しいなかですが、２０１９年を新たな出発の年にしたいと思います。来年も大阪でこの集会をやります。またお会いしましょう。

「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会決議

今から24年前の1995年、日教組中央は現場組合員の反対を無視し、「日の丸・君が代」強制に反対する旗を降ろしました。それは、文部省とパートナー路線を歩むための「五項目合意」によるものでした。

すると1999年には、自民党政権は「日の丸・君が代」の法制化を強行しました。当時、政府は繰り返し「これまでの扱いを変えるものではない」「強制はしない」と述べました。

しかし2003年、石原都政下で都教委は「10・23通達」を出し、卒・入学式等で「君が代」起立斉唱の職務命令に従わないものは処分することになり、これまで延べ483名が処分されています。

また、2006年安倍政権は戦後民主教育の柱であった「教育基本法」を改悪し、「愛国心」を導入しました。また、「教育振興基本計画」を盛り込むことによって、教育への公然たる介入を始めました。

その後、大阪では、「国旗国歌条例」（2011年）や、不起立3回で免職という「職員基本条例」（2012年）が出されることになり、これまで延べ67名の被処分者が出ています。

こうした動きに危惧を抱いた私たちは、2011年以来、毎年「全国学習・交流集会」を開くとともに、「君が代」裁判などの支援も行ってきました。それでも裁判所は、「10・23通達」や「国旗国歌条例」「職員基本条例」の違憲性を認めず、被処分者たちの訴えを退けてきました。

そうした中、「日・君」法制化から20年目にあたる今年、政府は「改元・代替わり」を利用して、一段と天皇制を強めようとしています。2017年6月に制定された「皇室典範特例法」がその根拠とされています。それには、「国民は、・・天皇陛下を深く敬愛し」と述べられていますが、法律で「天皇陛下」と呼ぶことは、主権在民違反です。それに基づき文科省から今年4月に出された＜通知＞にも「天皇陛下」という言葉が使われ、「国民こぞって祝意を表する意義について、児童生徒に理解させるようにすることが適当」とまで述べてあります。

すると5月には、大阪のある公立小学校で「新天皇ご即位記念集会」なるものが開かれ、「愛国の歌姫」と呼ばれる女性歌手が、唱歌「神武天皇」やオリジナル曲「行くぞ！日の丸」を歌ったのです。露骨な「皇国史観」にもとづく教育が登場してきました。「改元・代替わり」を機に、主権者を育てるべき学校が「臣民」を作り上げる学校へと変えられつつあります。戦前の「修身科」の復活と言われる「道徳」の教科化もその具体化です。また、来年の東京五輪に向けても、国威発揚の「オリパラ教育」が現場に強制されています。

一方で、「学力テスト」などを梃子にした公立学校の市場化・民営化の動きが急速に進行しています。特に維新が支配する大阪で顕著ですが、行政が企業と一体となって、教職員や子どもたちのあらゆる情報を国家管理する方向で全国的に進行しつつあります。まさに独占資本と結びついた国家主義教育です。

このように、現在私たちを取り巻く状況は極めて困難です。それでも、この間私たちは「日の丸・君が代」強制に見られる国家主義教育に反対し、裁判闘争をはじめとして、粘り強い闘いを堅持してきました。そしてその「闘いの火」は消えていません。今回の大阪の＜皇国史観＞に基づく教育に対しても大きな反対運動が起きつつあります。世の中が暗くなればなるほど、その「闘いの火」の光は遠くまで届くことになるでしょう。「明けない夜はない」のです。

私たちはこれからも屈することなく粘り強く闘うことをここに確認して、決議とします。

2019年7月21日

「第9回『日の丸・君が代』問題等全国学習・交流集会」参加者一同

【特別決議】

憲法を無視した大阪市立泉尾北小学校での「新天皇即位記念児童朝礼」に抗議する！
小田村直昌校長は、子どもたちと保護者に謝罪を行え！

5月8日(水)、大阪市立泉尾北小学校において全校の子どもたちが参加する「天皇陛下ご即位記念」児童朝礼（以下、「児童朝礼」）が行われた。「児童朝礼」で小田村直昌校長は、新天皇を神武天皇から１２６代目と説明し、「元号も日本古来から続いている」「世界で最も歴史のある国」と話した。その後、「愛国の歌姫」と呼ばれている山口采希（あやき）氏がゲストとして登場し、明治時代の唱歌「神武天皇」「仁徳天皇」を歌った。どちらも神話上の天皇を賛美し、「万世一系」を印象づける国民主権に反する歌だ。さらに教育勅語児童読本(1940年）や修身教科書に登場する「民のかまど」の話をし、「今年で皇紀2679年」とも語った。これは、戦前の皇国臣民化教育そのものであり、子どもたちを「臣民」に仕立て上げていったものに他ならない。

山口氏は、自身のオリジナル曲「行くぞ！日の丸」「令和の時代」も歌った。「行くぞ！日の丸！」は、「日の丸」を先頭にしてアジア諸国に侵略した戦前の日本軍の姿を彷彿とさせる。外国籍の子どもたち、中でもかって日本が侵略・植民地支配した国々にルーツを持つ子どもたちを深く傷つけるものである。大阪市がめざす「多文化・多民族共生教育」、平和教育に反するものだ。

公立学校の児童朝会での山口氏の歌や話は、戦前の教育勅語教育を小学校に露骨に持ち込もうとした森友学園の「瑞穂の國小學院」の公立学校版であり、憲法の国民主権や平和主義に反することは明らかだ。全ての子どもたちが参加する学校行事として行うことは絶対に許されない。

しかし、小田村校長は、同校ＨＰで山口氏の歌・話を「とてもいいお話」「とても素晴らしいゲストでした」と絶賛した。小田村校長は山口氏の登場を、教職員にも知らせていなかったことも明らかとなった。小田村校長はそのことを「校長としてリーダーシップを発揮」と居直っているが、小田村校長の専制的な学校支配である。

小田村校長は大阪市の民間人校長として5年目（泉尾北小では2年目）で、任命したのは市長と教育委員会である。小田村校長は、大阪市立小学校校長になってから、右派団体である「学ぼう会北摂」で講演をしたり、龍馬プロジェクト会長の神谷宗幣氏のインターネット番組に登場し、大阪市の人権教育や歴史教育を「偏向教育」と批判している。市長と教育委員会の責任も重大である。

私たちは、小田村校長が行った「児童朝礼」に対して抗議する。小田村校長を任命した吉村市長（当時）と教育委員会に対して抗議する。小田村校長に対して、同校の保護者・子どもに謝罪を行うことを強く要求する。

２０１９年7月２１日

「『日の丸・君が代』問題等全国学習交流集会」参加者一同

2019文科省交渉記録(ダイジェスト版)

「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会　実行委員会
２０１９年7月２２日　１０：００～１１：３０　衆院第２議員会館
文書による再質問（８月８日）・再回答（９月９日）

☆ 事前の資料請求

1. 2012最高裁判決以降の処分数の推移

文部科学省が実施している公立学校教職員の人事行政状況調査においては、年度ごとの懲戒処分等の件数を把握しており、平成２４年度以降の国旗掲揚、国歌斉唱に係る懲戒処分等の件数については、別添１のとおりである。なお、当該期間の都道府県別の懲戒処分等の件数については、公表していない。

国旗掲揚、国歌斉唱の取扱いにかかる懲戒処分等の推移　別添1

（単位：人）

年度	懲戒処分					訓告等		合　計	
	免職	停職	減給	戒告	小　計				
24			4	25	29	2		31	
25			2	19	21			21	
26			3	3	6	2	(5)	8	(5)
27			1	13	14	3	(2)	17	(2)
28			1	1	2			2	
29			1	5	6	1		7	

※当事者責任による処分数を示し、（　）は監督者責任で外数。

2. 教員不足の現状と対策

教員の確保の状況に関するアンケート結果①　資料２

以下１１の都道府県・指定都市の協力を得て、アンケートを実施した。

＜都道府県＞　北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、愛知県、福岡県、大分県、鹿児島県
＜政令指定都市＞　大阪市、北九州市、福岡市

「教員の不足数」

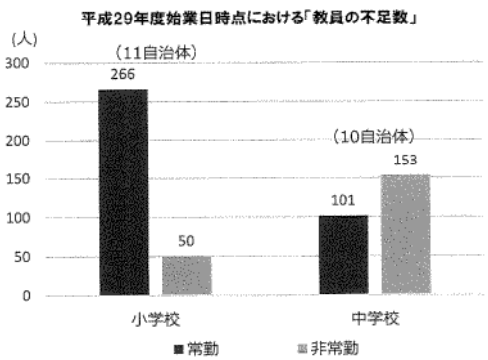

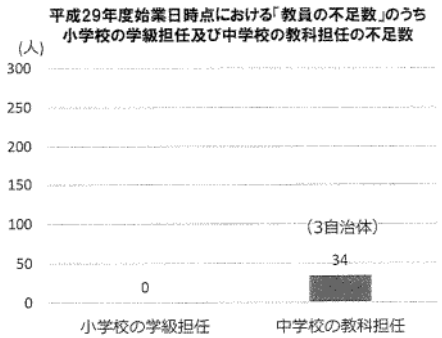

※「教員の不足」とは、学校に配置されている教員の数が、各自治体において学校に配置することとしている教員の数を満たしていない状態を指す。
※「小学校の学級担任の不足」及び「中学校の教科担任の不足」とは、少人数教育等のための教員が確保できない場合等と異なり、当該教員がいないことで必要な授業が行えない又は授業時間を確保できない場合を指す。
※小学校には義務教育学校の前期課程、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

教員の確保の状況に関するアンケート結果②

「教員不足」の解消に向けた対策例

・正規教員の採用者数の引き上げ
・教職経験者等に対する特別選考の実施
・正規教員や臨時的任用教員等の採用年齢上限の引き上げ
・退職教員の再任用の積極的な活用
・退職教員に対する広報
・教職を目指す大学生への広報
・中学生・高校生を対象とした教職セミナーの開催
・臨時的任用教員等としての勤務を希望する者を登録するシステムの運用
・ハローワークを通した臨時的任用教員等の求人
・ホームページや広告等を活用した臨時的任用教員等の募集
・教員免許状が休眠状態となっている者に対する教員免許状更新の促進
・学校における業務負担の軽減の推進

3. 条件附き採用期間の厳格な運用の成果の検証

お尋ねの「条件付採用期間延長と厳格な運用で、何らかの成果が上がった」及び「「厳格な運用」がパワハラを焦む土壌を作り、新人教員を委縮させ、教員育成にマイナスの影響を与えている可能性」の意味するところが明らかではないため、お答えは困難であるが、平成１１年度以降、条件付採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の数の推移については、別添２の通りである。

条件付採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の数の推移　別添2

（単位：人）

	正式採用にならなかった者
11年度	51
12年度	39
13年度	55
14年度	102
15年度	111
16年度	191
17年度	209
18年度	295
19年度	301
20年度	315
21年度	317
22年度	296
23年度	315
24年度	355
25年度	351
26年度	323
27年度	316
28年度	350
29年度	377

※「正式採用にならなかった者」とは、新規採用者のうち、1年間の条件附採用期間中に離職した者及び条件附採用期間を経て不採用になった者の数を示す。

※「新規採用者」とは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭、助教諭、講師（非常勤講師、臨時的任用職員、期限を付して任用した職員を除く）のうち、各年度の4月1日から6月1日までに採用された者の数を示す。

＜再質問と再回答＞

○再Q1　「別添２」の資料の表で、「正式採用にならなかった者」の数の増え方に３つの段差が見て取れる。

①１４年度から、数が倍増し３桁に乗っている。

②１６年度から、また数が倍増し２００人前後に達している。

③１８年度から、数が１００人近く増えて、以降３００人台で推移している。

この３段階の数の激増の背景にはどんな要因があったのか、把握しておられたら教えていただきたい。

●再A1　お尋ねの要因については把握していない。

○再Q2　そもそも「条件附き期間の延長」（1988教特法改正）と「厳格な運用」（1999通知）のねらいは何であったのか。その後の経過と実績を見て、今後見直しの予定はないのか、うかがいたい。

●再A2　教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（昭和６３年５月３１日第７０号）により、公立の小学校、中学校、高等学校等の教諭等の条件附採用期間を１年とした趣旨は、初任者研修の実施及び教員の職務の特殊性を勘案したものである。また、「「厳格な運用」（１９９９通知）」については、その指し示す内容が必ずしも明らかでないため、お答えは困難である。なお、現時点で特段の見直しについては考えていない。

Ⅰ.「日の丸･君が代」強制に関わる質問

【文科省側回答者】

高市和則　初等中等教育局
　　特別支援教育課専門官

吉田欧太　初等中等教育局
　　財務課専門職

板東孝訓　初等中等教育局
　　教育課程課企画調査係長

1. 判例の蓄積について

２０１９年3月２８日、東京「君が代」４次訴訟の最高裁判決が確定して、回数のみの多さで処分を加重することが違法であるとの判例が定まったと言える。累積加重処分を未だに行っている教育委員会に指導・助言を行っていただきたい。

●【回答】　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

判例の蓄積のところでございますけど、懲戒処分に関しては、過去の判例も踏まえながら、個別の事案に応じて、任命権者である各教育委員会において適切に行っていただきたいというふうに考えております。

2. 画一的な卒業式は『学習指導要領』の趣旨に反するのではないか

卒業式等学校行事において各学校の「創意工夫」がこらされるのは、『学習指導要領』の趣旨から当然であることを確認されたい。また、ある団体の院内集会（2015年8月21日）に於いて、文科省担当者から「たとえば事前に伝えることを学校において実施していくに当たって、そういったこと（参列者に「思想良心の自由」があることを開式に当たって告知する）をやっていくべきだとお考えになるのであれば、それは各学校における創意工夫のひとつだと考える」（鈴木智哉初等中等教育局教育課程課企画調査係長）との回答もなされている。

しかるに、「１０・２３通達」以降都立高校の卒業式が徹底して画一化されてきている。下記に、【参考資料として】都教委が今春行った「卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査」結果を引用する。いくつかの選択肢があるにも関わらず単一の回答に画一化されているのは明らかである。特に個別的な配慮

が必要なはずの特別支援学校の画一化が著しい。このような実態は、『学習指導要領』の趣旨を逸脱するものであるから、都教委に対して「創意工夫」を生かした卒業式にするよう指導・助言されたい。

● 回答　板東孝訓　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学習指導要領において、学校の創意工夫を生かした教育課程編成を行うべきとしている趣旨は、それぞれの学校において、学習指導要領に基づいて、児童・生徒・学校・地域を考慮して適切な教育課程を編成することが重要であるという趣旨で記載をしているものでございます。

一方で学習指導要領においては、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえて国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとすると記載をしておりますので、ご指摘の学校においても、学習指導要領に基づき、適切に卒業式が実施をされているものと考えております。

○Q：花輪

質問の中に上げましたけど、以前鈴木智哉企画調査係長は、卒業式における創意工夫について、思想良心の自由があること開式に当たって告知するのは、各学校における創意工夫の一つと考えると答えていました。そのお答えに、いま変更はないでしょうね。

●A：板東

２．の2015年の当時の鈴木の回答についてですけど、まずこの頂いている文章と私が持っている情報がですね、この回答がどういった文脈でなされたものか、必ずしもわからないですけど、いずれにしろ学校において、創意工夫を生かして教育課程を編成すべきということは学習指導要領上も記載しておりますし、しかしまあ、学習指導要領は大綱的な基準でございますので、具体的に教育課程編成・実施に当たって、学校の創意工夫が求められるということはいずれにせよ変わらないと思います。

○Q：永井

個別具体的に自治体でどういうことをやっているかというと、ものすごいことやっているんですよ。そういうことを調査なさっていますか。

●A：板東

その件については特段、われわれとして調査をしているものではない。

【参考資料】今春の卒業式についての開示された情報から　～ここまで画一化が進んでいる

平成30年度卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査

都立高校241件、特別支援学校98件

				高等学校	特別支援	合計	%
国旗掲揚	(1)式典会場内	ア	式典会場舞台壇上正面掲揚	241	98	339	99.7%
		イ	式典会場舞台壇上三脚	0	0	0	0.0%
		ウ	舞台壇上使わず会場内掲揚	0	1	1	0.3%
		エ	舞台壇上使わず会場内三脚	0	0	0	0.0%
		オ	式典会場内掲揚せず	0	0	0	0.0%
	(2)式典会場外	カ	式典会場外に掲揚	241	99	340	100.0%
		キ	式典会場外に掲揚せず	0	0	0	0.0%
	(3)全体	ク	式典会場内･外に掲揚せず	0	0	0	0.0%
国歌斉唱	(4)国歌斉唱	サ	斉唱した	241	99	340	100.0%
		シ	斉唱せずメロディだけ流す	0	0	0	0.0%
		ス	斉唱せずメロディも流さず	0	0	0	0.0%
	(5)伴奏等	セ	ピアノ伴奏	163	97	260	76.5%
		ソ	ピアノ以外の楽器で伴奏	0	1	1	0.3%
		タ	テープCD	78	1	79	23.2%
	(6)式次第	チ	国歌斉唱と記載	241	99	340	100.0%
	(7)教職員の状況	ツ	国歌斉唱時、全員起立	241	99	340	100.0%
		テ	一部不起立、入場拒否、退場	0	0	0	0.0%
		ト	ピアノ伴奏拒否	0	0	0	0.0%
会場設営等	(8)卒業証書授与	ナ	舞台壇上で演台を設置し実施	233	98	331	97.4%
		ニ	舞台を使わず、演台を設置し実施	0	0	0	0.0%
		ヌ	舞台を使わず、演台を設置せず実施	0	0	0	0.0%
	舞台のない会場	ネ	会場正面に演台を設置し実施	8	1	9	2.6%
	舞台のない会場	ノ	演台を設置せず実施	0	0	0	0.0%
	(9)会場設営	ハ	児童生徒が正面を向いて着席	241	99	340	100.0%

＜再質問と再回答＞

○再Q　質問の際に添付した【参考資料】は、卒業式における国旗国歌の扱いがほぼ１００％画一化されている実態が一目瞭然のものであったが、お答えは、【参考資料】を無視したかのような抽象的な回答であった。

改めて、【参考資料】見て取れる具体的な状況について、このような画一化を生んでいる都教委の上意下達による「１０・２３通達」体制は、「学校の創意工夫を生かした教育課程の編成」という学習指導要領の趣旨に適っているとお考えか、お答えいただきたい。

●再A　要望の場でも申し上げたとおり、学習指導要領において、学校の創意工夫を生かした教育課程編成を行うこととしている趣旨は、各学校において教育活動を効果的に展開するために、それぞれの学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒や学校、地域の実態を考慮して適切な教育課程を編成することが重要であることを踏まえたものである。一方で、学習指導要領においては、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としているが、その具体的な方法については、一般的に、国旗が式場において出席者等の目に十分見えるところに社会通念上違和感なく掲揚されているなど、社会通念上通常と考えられる方法を踏まえつつ、設置者である各教育委員会や各学校の校長において適切に御判断いただいているものと考えている。

3.『学習指導要領』の「国旗国歌条項」は、国際人権標準に違反するので削除されたい

自由権規約『一般的意見３４（１９条・意見及び表現の自由)』パラグラフ３８は、以下のように（略）"旗およびシンボルに対して敬意を払わないこと"を禁止したり処罰する「法令」は、人権の国際基準に違反するとしている。

『学習指導要領』「国旗国歌条項」及び、それを根拠して発令・制定された、東京都の「１０・２３通達」のような行政命令や、大阪府・市の「国旗国歌条例」及び「職員条例」という法令も、自由権規約１９条違反となる。

● 回答　板東孝訓　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学習指導要領の中で、学校における国旗国歌の指導をすることにしている趣旨は、児童・生徒の内心にまで立ち入って強制をしようとするような趣旨のものではなく、あくまで教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味するものでございます。

従って、ご指摘の自由権規約に記載がある「旗及びシンボルに対して敬意を払わないことを禁止したり処罰する法令」というものには当たらず、人権の国際基準に違反するというものではないと認識しております。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

引き続いて、職員に対する処分のところに関して、吉田の方からお答えさせていただきます。一般に地方公務員は、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務するものですので、法令や上司の職務上の命令に従わなければならないとされております。当然、教職員の方々も地方公務員ですので、職務上の責務を負うものであり、上司である校長から学校教育法及び同施行規則の規定の委任に基づいて定められた学習指導要領に則って、入学式等の式典において、国旗及び国歌の指導を行うよう教職員に命ずる場合、これに従う職務上の責務を負うというふうに考えております。この点に関しては、最高裁の判決の中でも、卒業式等の式典で慣例上の儀式的な所作として、国歌斉唱の際に起立斉唱行為を求めることを内容とする職務命令は、その目的及び内容、並びにそれによってもたらされる制約の態様等を総合的に考慮すれば、制約を許容しうる程度の必要性と合理性が認められるものというふうに判示されているところでございます。

4. 国連自由権規約委員会からの“List of Issues”の扱いについて

2014年7月の自由権規約委員会第６回日本審査『最終見解』パラ２２について、当時文科省の所管ではないと答えられたが、それが間違いであったことが今回、第７回日本審査『List of Issues』パラ２６で明らかになった。間違いを訂正され、謝罪されたい。また、この『List of Issues』に対する政府回答は、いつ提出する予定か。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

すみません、本日担当の者がいないのですけど、代読をさせていただきたいと思います。ご指摘の最終見解パラグラフ22については、自由権規約委員会が作成したものであり、その内容に鑑み、関係する省庁を個別具体的に申し上げることは困難であり、とりまとめ省庁である外務省からもそのようにうかがっているところです。また、ご指摘の“List of Issues”の26についても同様であります。ただし一般的に申し上げれば、学校教育における諸課題については、文科省が担当するものであると考えております。

いずれにしろ自由権規約委員会から日本政府に対して出された総括所見というものは、法的拘束力を有す

るものではありませんが、政府として内容を十分に検討の上、引き続き誠実に対応してまいりたいと考えております。

また、最後にご質問いただいている、“ List of Issues ” に対する政府回答はいつ提出する予定かというところでございますけれども、我が国は自由権規約をはじめとする各種人権条約の締約国として、政府による報告・回答の提出の重要性については、十分認識しているところです。他方、これらは非常に広範な内容を扱うことから、協議すべき関係省庁が多岐に亘る上、作業も膨大なものであるということで、各報告・回答の作成には多くの時間を要するものになっております。政府としては引き続き、これらの条約の政府による報告・回答に向けた作業を、真摯に努めてまいりたいと考えております。

〇Q：花輪

まず国際人権関係の質問があるのに、担当者が出ないで、伝言ということで本当に伝わるのか。抗議したい。財務課の方がお答えになりましたけれど、財務課というのはどういうことが専門なのか。

●A：吉田

財務課の所掌事務ということですけど、文部科学省組織令というものがございまして、そこの34条に第1号から第12号まで列挙されているところでございます。

分かりやすいところで言うと、義務教育費国庫負担法による補助に関することですとか、学級編制及び教職員定数の基準の設定に関することなどがあるんですけど、その中に地方公務員である教育関係職員の任免とか身分取扱いに関する制度の企画立案制度の運営に関するところもございますので、この度担当である私がこちらの方に出向いたことでございます。

＜再質問と再回答＞

〇再Q　国際人権関係の質問に、財務課の吉田専門職が回答を代読されたことは、大変遺憾である。ちゃんと担当者が出席して正面から質問に答えていただきたかった。

第６回審査最終見解パラ２２と、第７回審査 List of Issues パラ２３＆２６は、明らかに同一テーマについて繰り返し取り上げていることは明らかだが、そのことをお認めになるか。とするなら、２０１５年の交渉時に、「第６回審査最終見解のうち文科省の所管はどれか」の質問に、パラ２２を外して答えられた当時の回答は間違っていたことになるが、それをお認めになるか。間違った回答をしたことを一言謝罪する意思はないか。

●再A　御指摘の「第６回審査最終見解パラ２２」については、自由権規約委員会が作成したものであり、また、その内容に鑑み、関係する省庁を個別具体的に申し上げることは困難であり、取りまとめ省庁である外務省からそのように伺っている。

5. ILO・ユネスコからの勧告について、結論部分パラグラフ１１０ (a)～(f)の６項目について

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

まず全般的なところとして、今般 ILO 事務局の方から送付されている CEART の第13回報告書に関しては、法的拘束力を有するものではなく、また必ずしも我が国の実情や法制というものを十分に斟酌しないままに記述されているところがあると考えてえおります。

① (f) 「勧告についての取り組みについて合同委員会に逐次報告すること」との勧告について、
現在いかなる「取り組み」を行っているか、そしていつ合同委員会に「報告」する予定か。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

今後とも「教員の地位に関する勧告」の精神を尊重しながら、我が国の実情や法制に適合した方法で、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますし、CEART に対しては、必要に応じて機会を捉えて、情報提供をして参りたいと考えております。

② (a) 「国旗掲揚国歌斉唱への参加を望まない教師を受容するような規則について教員組織との対話の機会を設けること」との勧告について。

これに応えて、愛国的儀式に関する規則に関して「対話する機会」を、様々な教員団体、懲罰を受けた当事者たち、当該の教育委員会に呼びかけて、学識者・専門家も交えて、設けて欲しい。

③ (b) 「懲戒のメカニズムに関して教員組織との対話の機会を設けること」との勧告について。

上記設問２，で取り上げたように、「東京『君が代』４次訴訟」で、消極的で破壊的でない不服従の行為への加重処分が裁量権の逸脱濫用で違法であるとの判例が確立してきた。これら判例の蓄積を踏まえて、消極的で破壊的でない不服従の行為への処分を避ける目的で、懲戒のメカニズムを検討する機会を、文科省が音頭を取って、関係者に呼びかけて設けていただきたい。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

②③のところは、まとめてお答えさせていただきます。職務命令或いは懲戒処分等に関する事項については、地方公務員法の規定の中で、職員団体との交渉の対象にすることは出来ないとされているところです。

文科省としては、これまでも「教員の地位に関する勧告」の精神を尊重しながら、我が国の実情や法制に適合した方法で、教育行政を進めてきているところですので、今後も引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えています。

○Q：花輪

2. 画一的な卒業式と創意工夫の問題と関連して、CEART の質問の②に上げましたけど、勧告で「国旗掲揚国歌斉唱への参加を望まない教員を受容するような規則」を作るための対話の機会、と言っているのに、抽象的に「必要に応じて」とさっきおっしゃいましたが、その規則の具体的なひとつのたたき台として、「内心の自由」があることを開式に当たって告知する、これを文科省の方から提案するお気持ちはありませんか。

●A：吉田

懲戒処分のところで、内心の自由に関する規則を設けることを、文科省が提案するということですけど、最初に申し上げましたとおり、懲戒処分に関しては、任命権者である各教育委員会がその権限と責任において、行うべきものであると考えておりますので、そのようなことを文科省としてやるということは考えてはおりません。

＜再質問と再回答＞

○再Q1 吉田専門職から②③併せて、わが国では「地方公務員法の規定で職員団体との交渉の対象とすることは出来ないとされている」とのような回答があった。しかしながら、以下の疑問があるので、お答えいただきたい。

地方公務員法では、職員団体から「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」に関することは適法な交渉とされている（地公法５５条）。卒業式という学校行事における勤務条件についての話し合いは適法な交渉と思われるがいかがか。

●再A1 職員団体との交渉事項は、「給与、勤務時間その他の勤務条件」とされており、給与や勤務時間、休憩、休日や休暇等が含まれるとされている。お尋ねの趣旨が明らかではないが、職務命令に関する事項は管理運営事項であり、交渉の対象とすることはできないとされている。

○再Q2 仮に、(a)(b)の「対話の機会」が登録職員団体との交渉事項に該当しないとしても、職員団体ではないこの問題の当事者や国際人権に関心を持つ教員や学識経験者が、文科省ないし当該教育委員会との「対話の機会」を持つことを妨げる法制はないものと思われるので、文科省が音頭を取って機会を設定していただきたいと思うが、いかがか。

●再A2 お尋ねの「対話の機会」については、各教育委員会の判断により任意で対応することはあり得ると思われるが、文部科学省として積極的に機会を設定するものではないと考える。

④ (d)では、現職教員の研修が「懲戒や処罰の手段として使われることのないように」と勧告されている。

勧告書パラ９０で引用されている「2007年7月19日東京地裁判決」の後、２０１２年最高裁判決後に都教委が再発防止研修を質量共に大幅に強化したことで、既に事実認定の前提が根本から覆っている。既に２００７年の判決の前提は失われ、受講者からは「内心の表白と変更」を迫られる苦痛の声が上がっているのが現状である。

また、大阪府においては、研修終了後に『意向確認書』なるものの提出が求められており、これを提出しなかったことを理由に再任用を不合格になった事例（係争中）も生じている。

このように、研修が「懲戒や処罰の手段として使われ」ていることが明らかであるから、ＩＬＯ・ユネスコ勧告に従って、「教師の専門的能力の開発」の目的から外れる内心に踏み込む研修は行わないよう、また研修結果によって身分・待遇に不利益を与えたことは直ちに撤回するように、当該教育委員会に対して指導・助言をなされたい。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

④の研修の内容ですけど、研修というのは、必要な知識・技能・徳性などの習得を内容とするものであり、各自治体において必要等に応じて適切に実施されるものであると考えております。

今回のケースに関しては、東京とまた大阪の方から適切に実施しているというふうに聞いているところでございます。

○Q：花輪

CEART の④で、再発防止研修についてのお答えがありました。しかし今回の CEART の勧告の特徴は、不起立というのを思想良心の自由の問題として捉えているんですね。それに対して、都教委ないしその主張を容認している司法においても、服務の問題として扱っている、そこに食い違いがあります。

国際基準でいうと不起立は思想良心の自由の問題だと今回勧告を受けていると受け止めるべきではないでしょうか。そうすると、再発防止研修で、態度を改めろと、次回から座るな、というのは正しく「懲戒や処罰の対象」として使われている、そういうことになって研修が国際法の違反になるのでないか、このへんについてはどういうご見解でしょうか。

●A：吉田

CEART の方では思想良心の自由の問題というふうに捉えられている一方、東京都或いは大阪府の方は服務の問題として捉えていると、そこに齟齬や乖離があるということに関してですけど、まず CEART に関しては、法的拘束力を有するものではなく、我が国としては国内の実情とか法制を踏まえた形で取り組んで参りたいと考えておりますので、今回の件についても、同様かなと考えております。

○Q：青木

先ほど CEART 勧告に関して、東京・大阪から、適切に実施していると回答を得たといいましたが、どういうふうに問い合わせをしたのか。いつ。

都教委に聞いたら、何もやってないんですよ。あれ（国連への回答）は文科省がやることだから、都教委は関係ないと言っているんですよ。だから質問しても、あなた方に答えることはない、と言っているんですよ。いつどのように問い合わせて、どのような回答を得たか、具体的に示して欲しい。

●A：吉田

具体的にいつというのは、私は即座にお答えできないのですけど、CEART の勧告が出るに当たっては、CEART の方から文科省の方へいくつか質問状というものが来ておりまして、それに関して回答を作成する段階において、東京或いは大阪府の方に、確認は取らせていただいたということです。

○Q：青木

どういう確認?

●A：吉田

それは、即座に答えることは出来ないですが、東京都としてはこういうことをやっていることについて・・・

○Q：永井

どの部署に聞いたのか

●A：吉田

どの部署かに関しては、即座にはお答えできない

○Q：井前

今、回答について確認をしたと言われた、それについて教えてくれと言っているだけですから。

●A：吉田

ただメールとかの記録がすべて保存期間の関係もありますから、

○Q：永井

私が不審に思っているのは、東京や大阪、広島や福岡も来ていますが、責任は文科省だ、文科省に言ったら各自治体の任命権者だ、それじゃどうにもならんでしょう。だからしっかり、そういう調査がどう行われたのか、どういう回答があったのか、はっきり出してもらいたい。

●A：吉田

文科省は何か指示しているものではありませんで

○Q：長谷川

だから、「・・・と思う」でなくて、きちんとやりとりの文書なり何なり、を出してくださいということを言っている。

＜再質問と再回答＞

○再Q　質疑応答の中で、こちらから、現在実際に行われている研修の中味は、CEART 勧告の「懲戒や処罰の手段」に該当している、と具体例を挙げて指摘したのに対して、吉田専門職は「今回のケースに関しては、東京と大阪から適切に実施していると聞いているところです」と答えられた。それに対して、会場からは「一体いつ誰から何を聞いたのか」という疑問の声が一斉に上がった。

この件について、伝聞ではなく直接の担当者が、記録等に基づいて、事実を正確にお答えをいただきたい。

①（東京と大阪と各々）再発防止研修の実態について、当該教委に聞いたのはいつ頃のことか。
②（　　〃　　）どの部署の誰から回答を得たのか。
③（　　〃　　）その時の回答の概要を示されたい。
④（　　〃　　）その回答のどこから今回のケースに関して「適切」と判断されたのか。

●再A　東京都については、平成２８年に「ＡＩＭＵ‘８９によるＩＬＯ・ユネスコ「勧告」に関わる申立についての文部科学省の再見解」を作成するに当たって、東京都の担当者から、東京都教育委員会による職務命令違反で懲戒処分を受けた教員に対する再発防止研修は、懲戒処分を受けた教員に対して、懲戒処分の原因となった服務事故の再発防止に向けて行われているものであることを確認している。担当部局及び担当者については、東京都教育委員会にお尋ねいただきたい。

また、大阪府については、平成３０年に、「ＣＥＡＲＴに対するなかまユニオンの追加申し立てに対する文部科学省の見解」を作成するに当たって、大阪府の担当者から、意向確認書は思想、良心及び信仰について確認したものではなく、上司の職務命令に従うか否かの意思の確認を行ったものであることを確認している。担当部局及び担当者については、大阪府教育委員会にお尋ねいただきたい。

以上のとおり、それぞれの教育委員会から適切に実施されているものと聞いている。

⑤ (e)では、障害を持つ生徒とその関係者に「愛国的儀式における義務に関して、再検討すること」と勧告されている。

東京都で行われている、卒業式等の儀式的行事における、障害を持った児童生徒に対する画一的な扱い（フロア形式を禁じ、健常児童と同じく壇上で卒業証書を授与する厳粛な形式）が、『障がい者権利条約』に定義（第２条）し締約国に義務付け（第５条）、『障害者基本法』で禁止（第４条）する「合理的な配慮」を欠いた行為に当たる疑いが強いので、調査の上適切な指導・助言をなされたい。

● 回答　高市和則　初等中等教育局特別支援教育課専門官

⑤についてですけど、卒業式等の儀式的行事を含む教育課程につきましては、それぞれの学校におきまして、学習指導要領に基づき、児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等、また学校や地域の実態を考慮して適切に編成することとされているところです。

そういうところからして、東京都におかれましても、各学校におきまして、学習指導要領に基づき、児童・生徒の障害の状態や特性等を踏まえた卒業式などの実施方法が検討され、適切に実施されているものと考えております。

〇Q：奥野

⑤の障がいを持つ生徒との関係のところの回答で、適切に実施されていると考えている、と答えられたのですが、でも質問には具体なことが書いてあるんですね。「画一的な扱い、フロア形式を禁じ、健常児童と同じく壇上で卒業証書を授与する厳粛な形式」そういうものが行われている、これに対してどうなのかということを聞いているのですよ。合理的配慮を考えているのか、と。

適切に実施されていると考えていると答えられたのですが、どういう点が適切に実施されているのか、教えてほしい。

●A：高市

お答えします。卒業式の個別具体的なやり方については、国がとやかく指示をするものではございません。ですので、先程申し上げたとおり、学習指導要領に基づき生徒・児童の障害の状態や特性を踏まえて、どのようなやり方が適切なのかというのを、各学校で判断をされてやられているものです。ですので、例えばおっしゃる通り、そういう事例が仮にあったとすれば、そういう方法が学校として適切だと判断されたというふうに考えています。

〇Q：奥野

適切に実施されていると考えている、と答えられているけど、考えていないじゃないですか。全部任せているという回答。今のやったら。

●A：高市

そうです。先ほどから申し上げている通り、学校においてどのようにやるのが適切か判断していただくと申し上げている。

〇Q：奥野

文科省の仕事は、各学校で適切にやってくださいと言うだけですか。

〇Q：永井

一応30分になりましたので終わりたいと思いますが、改めて、文書回答をお願いしたい。

＜再質問と再回答＞

○再Q　質問の中では「フロア形式の禁止、壇上で卒業証書を授与する厳粛な形式」など具体的状況を上げて「合理的配慮」を欠いているのではないかと聞いており、その場で「具体的答えてほしい」という意見もあったにも関わらず、回答は「各学校においてどういうものが適切なのか考えてやっていること。具体的に国が言うものではない。教育課程作成にあたって創意工夫されているものと思う。（文科省としては、創意工夫の内容について）特段調査していない。」ということで、最後まで具体的なお答えはなかった。

本当に違反していないのか、調査・検討などの取り組みをまず行うべきではないか、そして仮に条約違反の実態があるなら「指導・助言」する責務があると考えるがいかがか。また、卒業式のおける「合理的配慮」について文科省のお考えがあれば具体的に示していただきたい。

●再A　卒業式等における合理的配慮等については、児童生徒の状態や特性を踏まえ、各学校において、実施方法が検討され、適切に実施されているものと考えている。

6. 教育活動は、価値中立的であるべきことについて

２０１８年に『教科書検定基準』が改定され、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていることを定める」の文言が入った。

公務員の政治的中立性については、以下の規定がある。

＜人事院規則一四一七（政治的行為）　５（政治的目的の定義）＞

法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。（略）

三　特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四　特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。（略）

＜職員の服務の宣誓に関する政令＞　別記様式　宣誓書

「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。」

学校における政治教育については、教基法１４条（政治教育）の規定があることも踏まえつつ、教員は、教科書の記述に縛られることなく、「特定の内閣を支持し又はこれに反対すること」のないように、日本国憲法を遵守して不偏不党かつ公正な立場で教育を司る、ことで間違いないか。

● 回答　板東孝訓　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学校における政治教育は、日本国憲法を遵守して不偏不党かつ公正な立場で教育を司ることで間違いないか、というご質問でございますが、学校において政治的教養を育む教育を行う際には、教育基本法第14条2項において学校における政治的中立性が求められているとともに、教員の政治的行為等については、教育公務員特例法とか公職選挙法とかに特別な定めがなされております。これらの法令に基づいて、学校における政治的中立性を確保するということは重要と考えているところです。

○Q：花輪

教科書をどう使うかということについては、文科省が平成21年(2009年)3月30日「教科書の改善について」という通知を出しています。一般的な言い方をすると、「教科書を学ぶ」から「教科書で学ぶ」、「教科書を教える」から「教科書で教える」、と言っている。ならば、教員が教科書を使う際において、閣議決定が書いてあってもそれに縛られることなく、教科書で教えてもいいと、考えますけど、それでよろしいでしょうか。

●A：板東

まずこの「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解等がある場合は、それらに基づいた記述がされていること」という項目を設けている趣旨ですけど、平成26年検定基準の改正の時に新たに設けられたものでございますけど、政府の統一的な見解、まずそもそも通説的な見解がないことがらを記述する場合や、特定の見解を強調して記述している場合などに、よりバランスがとれた記述にすることですとか、政府の統一的な見解等がある場合は、それらの記述も取り上げられていること、といった内容を新たに盛り込むべきということが、当時の文部科学大臣が発表した教科書改革実行プランとか教科用図書検定調査審議会からの審議のまとめ等に記載されているところで、それを踏まえて、検定基準の改正を行なっているものです。

いずれにせよ、教科書を使用してどのように指導するかということについて、各教員が判断することであり、教育基本法等に基づいて、政治的中立性を確保するということは必要ですので、この文言によって、教科書の内容について政治的中立性が担保されないおそれがあるということは考えておりません。

Ⅱ. 大阪府･市の教育行政に関する質問

【文科省側回答者】　高市和則　初等中等教育局特別支援教育課専門官
吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職
弓岡美菜　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官
片桐由紀子　初等中等教育局児童生徒課専門官
山村満理子　総合教育政策局調査企画課学力調査室企画専門官
小宮山雄輝　初等中等教育局財務課専門職

1. 職務命令違反3回で免職という大阪府職員基本条例の適用状況について

（1）大阪府では、3度目の国歌斉唱時の不起立は分限免職となる。

① 貴省は、毎年の「人事行政状況調査」により教職員の懲戒処分について全国調査を行っている。調査の中で、3回目には「免職」とするための「事前手続き」(免職への警告書)を行っている地方自治体が大阪府以外にあったか。あれば、その自治体名を伺いたい。

② 戒告に相当する行為をわずか3回目で分限免職とすることを「標準」の措置とする一方、体罰等他の事案では停職・減給等より重い処分の繰り返しがあった場合にも「免職」を「標準」とするとは規定していません。「3回免職」は明らかに、「君が代」不起立のみを狙い撃ちにしたものだと思われますが、貴省の見解を伺いたい。

③ 大阪府教育庁は、少なくとも2回目の戒告処分で免職への「事前手続き」を行いながら、本人からの聴聞に弁護士等代理人や同僚等第三者の同席を一切認めない。憲法第31条及び ILO ユネスコ教員の地位に関する勧告第50項からも、大阪府教育庁の対応には問題がある。貴省の見解を伺いたい。

● 資料請求に対する回答(Ⅱ－1－(1)－①)

① 文部科学省が実施している公立学校教職員の人事行政状況調査においては、お尋ねの内容については調査をしていないため、文部科学省としては把握していない。

● 回答:吉田欧太(初等中等教育局財務課専門職)

1.（1）については、吉田の方からお答えさせていただきますが、まず①に関しては、事前の書面の方でもお答えさせていただいた通り、文科省が実施している公立学校教職員の「人事行政状況調査」の中では、お尋ねの内容について調査をしておりませんので、文科省としては把握しておりません。

②③に関しても、先程もお答えしましたけれども、懲戒処分に関しては任命権者の権限と責任において実施するべきものでありますので、大阪府の方の懲戒処分に関して、文科省としてお答えするものではないと考えております。

○Q:井前

「人事行政状況調査」について、以前もこの話し合いの場で質問させていただいたのですが、ここで質問しているような状況については、調べていないのでわからないということなんですが、そもそも「人事行政状況調査」については、問題のある人事についてとか処分等についての調査をしているということを言われてましたけど、そもそも、この「人事行政状況調査」の目的ですね、これについて明らかにしていただきたいと思います。単に数だけを集めている調査なのかどうか、この点について回答していただきたいと思います。

●A:吉田

まず、人事行政状況調査の目的というところですが、こちら教職員の人事管理に資するするために人事行政の状況について調査しているところでございまして、全国的に、たとえば、精神疾患による休職者がどれくらいいるかとか、女性管理職がどれくらいになってきているかとか、そういうところも含めて調査をしておりますので、そういった状況をまず把握し、それを施策に反映させるというところがあるかなと思います。

○Q:井前

我々が問題にしているのは、３回で免職という、こういうことがあるかどうかについては、すべて都

道府県の責任において行われるものであって文科省としてはそのような形があっても構わないと考られているか否か、について回答いただきたいと思います。

●A:吉田

３回目に免職にすることについてどうかというところですが、まさに繰り返しになりますが、懲戒処分に関しては、任命権者の裁量の中で行っていただくものですから、判例なども踏まえながら、適切に行っていただきたい。

（２）この教育長による教職員への直接の「職務命令」の法的根拠について、大阪府教育庁は最近になって次のように回答している。

「府教育長が平成２４年１月１７日付けで発出した、府立学校の教職員に対する通達及び府立学校の校長・准校長に対する通達は、いずれも府教育長による職務命令であるとともに、府立学校の教職員及び府立学校の校長・准校長という機関（当該機関の地位を占める個々具体の職員を対象とする。）に対する成文化された法規（服務規程）の制定・施行としての性質を有していると認識しています。」

① 各地方の任命権者による通達は、個々具体の教職員を対象とする機関に対する成文化された法規の性質を有するという判断は、貴省及び全国の教育行政機関で統一された見解か。

② 貴省の判断と同一である場合、その法的な根拠を伺いたい。

● 回答:弓岡美菜(初等中等教育局初等中等教育企画課専門官)

１.（２）について、弓岡から回答させていただきます。教育長のほうでの方で行われました通達でございますけど、職務命令が通達の形をとるということは考えうるというふうに考えております。

〇Q:井前

通知がそのまま職務命令であるということについて、そういう形はありうるというふうに答えられましたが、大阪府教委は通知そのものが機関に対する職務命令であって、例えば、校長の職務命令は必要ないとまで言っております。このような形の考え方というのはそれも含めて、ありうるのかどうか、明確に回答お願いしたいと思います。

●A:弓岡

職務命令の関係ですけど、先程申し上げたとおり、職務命令が通達と一緒の形を取ることはありうる、と考えております。校長先生の職務命令が必要ないとおっしゃっていることなんですが、その事実関係については承知しておりませんので、それについてコメントは控えたいと思いますが、一般的に申し上げて、職務命令が発せられれば、それに対しては従う義務があるというふうに考えております。

2. 府･市テストの結果を教員給与などに反映させる大阪市方針及び独自テストを高校入試の内申書評定に利用する大阪府の教育行政について

（１）大阪市は、現在既に実施している小3～小6までの大阪市「経年テスト」、中1～中3まで大阪府「チャレンジテスト」、中3での大阪市「統一テスト」の点数によって校長評価を行い、給与格差をつけ、校長評価によって学校に配分する予算にも格差をつけるという新方針を来年度にも本実施するとしている。校長評価への反映は、人事評価制度を通じて教員評価にもテスト結果が反映される。

① 柴山昌彦文科大臣は、3月20日の参院文教科学委員会で、上記の大阪市問題について、「学力調査結果を指標として活用する場合は、調査の趣旨・目的に沿った扱いを基本する」、「人事評価は適切になされるべきであって、大阪市に再度通知したい」と答弁した。大阪市に対する「再通知」の内容を明らかにしていただきたい。

② 大阪市内の教員不足は深刻な状態である。精神疾患による病気休職も他府県に比べて多く、同市では代替講師が派遣されていない学校が70校（2018年12月）も存在している。また、大阪市は生活保護率、就学援助率が全国的にも最も高い地域であるが、就学援助基準の引き下げによって就学援助を受けられなくなった子どもがこの2年間で約5000人も増加する事態となっている。行政は、子どもを育てる環境整備にこそ力を注ぐべきであり、困難な学校にこそ予算をつけて教員を配置し、少人数学級を実現するなど子どもが落ち着いて学習できるように条件を整える施策を急ぐべきと考えられるが、大阪市等の現状に対する貴省の対応方針を明らかにしていただきたい。

● 資料請求に対する回答(Ⅱ－2－(1)－①)

本件に関しては、３月２０日（水）の参議院文教科学委員会の審議を踏まえ、文部科学省学力調査室より、

大阪市教育委員会に、以下の事項を伝達し対応済み。

大阪市総合教育会議にて検討されている案は、全国学力・学習状況調査の結果を活用するものではなく、大阪府及び大阪市が独自に実施している「チャレンジテスト」「大阪市経年学力調査」の結果を活用するというものであり、柴山大臣の答弁のとおり、任命権者である大阪市教委において責任を持って検討を進めて頂くものと考えている。その後、大阪市から具体的な相談はない。

● 回答:山村満理子(総合教育政策局調査企画課学力調査室企画専門官)

3月20日に行われました国会答弁のお話について、これにつきましては、先んじて、どういう内容を大阪市の方にお伝えしたかということを紙にてお渡ししているところですが、国会の中でも、けっこう長い時間やり取りさせていただきましたとおり、大阪市の総合教育会議において検討されている案は、私たちが実施しております全国学力状況調査そのものの結果を発表するものではなくて、大阪府もしくは大阪市が独自に実施されておりますチャレンジテスト、大阪市経年学力調査の結果を活用するというものですので、ここは柴山大臣のご答弁のとおり、任命権者である大阪市におりて責任をもって検討を進めていただくものと考えております。という、国会答弁の趣旨を伝えさせていただきます。

〇Q:井前

先程、３月２０日の参院文教科学委員会での大臣の再通知を行いたいという答弁をされていますけど、やりとりで終わったということなのか、国会内のやりとりで終わって、再通知をすると言われたけど、これについては特に行っていなくて、これについては、もうこれで構わないというふうに、文科省は最終的に大阪の方にに回答されたのかどうか、これについて明らかにしていただきたい。

●A:山村

再通知の担当は私でございまして、ご質問ありました再通知という形ですが、文書として、しっかり指導したかどうか、ということだと思うのですが、今回３月２０日の中で、大臣が答弁した内容を以て、文科省としてきちんと大阪市さんの方に、文書ではなく、少しこうお話をじかにさせていただいたというところでございます。

内容といたしまして、文書でご回答させていただいている内容ですけど、先程申し上げたとおり、今回今大阪市さんの方で検討されていましたのが、私どもの学テではなくて、大阪市さんの方で独自に実施されているものを活用するというお話で検討しているということでございましたので、その話でございましたら、任命権者の方が、人事評価はどうするか、人事評価の項目またその内容どうしていくかということは、あくまで任命権者の方がしっかり検討して公正な形でできるように最大限説明責任を負っているというところでございますので、それを皆様にしっかり説明していただきたい、という話をさせていただいてございます。

一応、大阪市さんに単純にお電話して終わり、ということよりも、またこの件皆さん関心もすごく高くあられると思いますので、今後どのような検討をしていくかということは、私どももしっかりどう話したかを聞かせていただきたいというかたちで、今終わっているところでございます。今現時点においては、具体的な相談といいますか、具体的にこうしていきますよという話はない、という対応で、お手元に配らせていただいた資料の通りという次第でございます。

● 回答:小宮山雄輝　初等中等教育局財務課専門職

②教職員定数のところについて、ご説明申し上げます。まず学級編成や教員の実際の配置については、国の定める標準を踏まえまして、各都道府県政令市で教育委員会等が基準を定めることになっております。ですので、例えば大阪市に関して言えば、大阪市教育委員会さんの方で、各学校の実情等を踏まえながら学級編成や定数の配置を行っていただいているところと承知しております。

また、ご指摘の少人数学級については、極め細やかな指導が可能となることから有効な施策の一つと考えておりますが、一方で例えば、チームティーチングであったり習熟度別授業ということも、効果的であり、その際に地域や学校の実態を踏まえて、学校全体の指導体制の充実が図られるように、しっかり検討いただければと思っております。

実際大阪市さんからは、基礎定数であったり、加配定数も活用しながら、習熟度別授業に力をいれているとうかがっております。このような加配定数の他にも、教育格差解消に関する加配定数というのがございまして、大阪市の申請のとおりに加配させていただいているところです。

国としては、引き続き教育環境の充実が図られるよう、皆さんとしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

（２）大阪府は、2015年度から中1から中3の全中学生に大阪府独自の「チャレンジテスト」（大阪市・堺市を含む）を導入し、その点数の学校毎の高低で高校入試の内申書の評点分布を学校毎に差別化する政策を行っている。

① 独自テスト等によって「内申書」等の評価を中学校毎に差別化している自治体を明らかにしていただきたい。

② 独自テスト等によって「内申書」等の評価を中学校毎に差別化する政策についての貴省の見解と指導・助言の方針を明らかにしていただきたい。

● 資料請求に対する回答（Ⅱ－2－(2)－①）

「中学校毎に差別化している自治体」を文科省としては承知していないので、提出可能な資料がない。

● 回答：片桐由紀子　初等中等教育局児童生徒課専門官

２．（２）について回答させていただきます。①独自のテストによって内申等の評価を、中学校毎に差別化したいということですが、先にお手紙で回答させていただいておりますとおり、そのような自治体については、文科省においては承知しておりません。

②大阪府の独自のチャレンジテストにつきましては、絶対評価による調査書の作成に当たり、その信頼を高めるための取り組みの一環として、このテストを利用していると、聞いております。

文科省としましては、高等学校入学者選抜における調査書の取り扱いにつきましては、入学者選抜の実施者、今回の場合ですと大阪府教委によって適切に判断すべきと考えておりますけど、調査書のあり方としては、選抜資料としての、客観性・公平性を確保するように留意しつつ、生徒の個性を多面的に捉えたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、これを活用していくことが重要であると考えております。

大阪府教育委員会さんにおかれても、そのような趣旨を踏まえるとともに、保護者や地域の方々に十分な説明をやっていただき、入学者選抜を実施していただきたいと考えております。

〇Q：井前

「学テ」をそのまま成績評価に結びつけることは、これは不適切と一貫して態度を取られていると思いますが、独自テストであれば、構わないと。調査ではなくて、それをどう活用するかということについては、それは調査書に対する使用であっても、或いは直接それを入試に使用するという対応をとっても、文科省所管の学テではなくて、都道府県が独自に行うものについては自由にやって構わないと、いう見解をとられているのかどうかについて、明らかにしていただきたいと思います。

●A：山村

私どもの学力調査ではなくて、皆様が、各自治体で実施しておられますいわゆる学力検査とかチャレンジテストとかであれば、評価に使っていいのかどうか、ということに関しましては、それは、申し上げたことを繰り返す形になりますが、どういう内容で人事評価というのを内容にしていくのか、その項目またその公正かどうかと言えるのかどうかということに関しましては、あくまで任命権者の方でしっかりご検討されていただくことだと考えておりますので、今後しっかり大阪市さんの方には、責任をもって検討をすすめていただきたいということを考えてございます。

〇Q：井前

それにともなって、市町村からこれをやめてくれという、チャレンジテストについて止めてほしいという意見書まで上がってきていますが、こういう事が起こってくること自体大きな問題が現場から起こっているということですが、それについて文科省は調査する意図はないのか、お聞かせください。

〇Q：志水

今の最後の質問に対してお聞きしたい。先ほど片桐さんが、高校入試の内申が絶対評価になったのに即して、チャレンジテストが公平公正に子どもたちの成績を評価するのであれば、それは構わないと答弁されたところに対してなんですけど、実際チャレンジテストのことを、その制度の中身なんですけどね、ご存知ですか。

というのは、一例あげましたらね、３年生は５教科国社数理英、それでつけた成績で各中学の評定平均値を決めるわけです。そうすると内申はもちろん９教科ですから、５教科の点数が悪い子は、どんなに運動神経があっても、どんなに歌がうまくても、５がつかないんですよ。大阪市の中学からは悲鳴のような声が聞こえてきます。

チャレンジテストの内容についてご存じなのかな、と疑問に思いました。ぜひとも、それ知って公平公正でない、ということを認識していただきたいと思います。

〇A：片桐

チャレンジテストの高等学校入学者選抜への反映のことなんですけど、先程おっしゃった、３年生の

場合は９教科ですとか、１２年生と３年生とで、使い方が違うことは、もとより承知しておりまして、大阪市教育委員会の方でチャレンジテストについては、何らかの形で毎年、周知を行っているところでございまして、例えば３１年度の、この間行われた３月に行われた入試につきましても、統一ルールのお知らせというのをつくっておりまして、４ページにわたってその内容ですとか、その９教科についても触れられているところでございます。

ですので私どもとしてこの内容について承知しておりますし、大阪市教育委員会の方から、調査結果というのはあくまでも調査書の評定の適正性を確認するためでございまして、各生徒の評価につきましては、それぞれの学校での普段のテストですとか授業の学習状況について各学校の判断で決定されていると聞いております。

○Q：井前

認識が違います。

●A：片桐

こういった調査書の取り扱いについては、学校設置者である、なので府立高校であれば大阪府の教育委員会の方で、決めれらることになっておりまして、大阪府教育委員会におかれては、保護者の方々ですとか、地域の方々に十分な説明を行っていただきたいと考えております。

○Q：志水

文科省の見解をお聞きしているんですよ。これが公平公正な内申書のあり方かということを。

○Q：永井

今の回答はほとんど全部、自治体の責任だということで終わってしまうことでいいのかどうか、著しく人権侵害や法令に反することそういったことがあっていいのかどうかということは、やっぱりきっちりしてもらいたい。

＜再質問と再回答＞

○再Q　貴省担当者は、評価をするのはあくまで学校（教員）で、チャレンジテストで評価するわけではないと回答した。たしかに、大阪府教育委員会「府内統一ルール」では、「各中学は…検証します。…評定をつけます。」と、あたかも中学校が評定をつけているかのように記載されている。

しかし、実際はそうではない。各中学では、「評定の範囲」（1・2年）・「評定平均の範囲」（3年）に収めるために、学校が評価した個々の生徒の評定の修正を余儀なくさせられている。特に、中学3年生を対象とするチャレンジテストは、国語・社会・数学・理科・英語の5教科の点数により、音・美・体・技家の4教科を含む全9教科の学校ごとの評定平均の範囲が決定される。つまり、「大阪府公立学校入学者選抜調査書評定の府内統一ルール」により、テストの平均点が高い学校と平均点の低い学校では評定すなわち内申点の平均が差別化されている。端的に言えば、生徒個々人の評定は在籍する中学によって異なってくるということである。

貴省は、「児童生徒の学習評価の在り方について」により、児童生徒の学習評価は学校（教員）が行うことを明言されている。しかし、それに真っ向から反する大阪の現状について再調査の上で、貴省の見解をお聞きしたい。また、大阪府に対する必要な指導・助言の方針をお示しいただきたい。

[参考資料]

資料①　【中学生チャレンジテスト（1･2年）実施にあたってのリーフレット】

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/24765/00318577/12rifureto.pdf

【中学生チャレンジテスト（3年）実施にあたってのリーフレット】

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/24765/00318577/R1%203nennseiri-furetto.pdf

資料②　【学習評価に関する資料：学習評価に関する規定等】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/__icsFiles/afieldfile/2018/10/10/1409925_3.pdf

資料③　【高等学校の入学者選抜について　文初高第二四三号　平成五年二月二二日】

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19930222001/t19930222001.html

資料④　毎日新聞（2018年1月10日付夕刊）

（略）

● 再A　大阪府教育委員会からは、各生徒の学習評価については、それぞれの生徒の学校での普段のテストや授業などの学習状況を見て、各学校の判断でなされているものであり、チャレンジテストの結果はあくまで「評定の範囲」や「評定平均の範囲」を算出して各学校の調査書の評定の適正性を確認するために利用するものと聞いている。文部科学省としては、高等学校入学者選抜における調査書の取

扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において適切に判断すべきものと考えている。

3. 人事評価制度をめぐる問題について

大阪市は2018年度から教職員に対する新人事評価制度を導入した。形式的に上位評価のみを相対評価とし、標準から下位の評価を絶対評価とした。しかし校長会で、吉村市長(当時)が下位評価がほとんどなく制度として機能していない」と強く批判したため、校長は下位評価を付けなければ校長がマイナスの評価を受けると感じている。

その結果、今年5月、大阪市立東淀工業高校で「授業力」評価の判断基準となる生徒による「授業アンケート」のデータを管理職が勝手に書き換え、特定の教員に低い評価がつくように操作したことが明らかになった。

① 貴省は、「教職員が意欲を持って業務を遂行し、自らの役割を果たすことができるよう、一人一人の教職員の能力や業績を適正に評価するとともに、これを適切に人事や処遇に反映することが極めて重要である」と全国に指示している。大阪市の新人事評価制度そのものは、貴省の政策に沿った内容であるか。

② 教職員評価の完全相対評価化や下位評価付けを強制する運用について、貴省の見解を伺いたい。

③ 上記のデータ改ざん事案は、個別特殊の不祥事ではなく、下位評価付けの強制と処遇反映の強制によって必然的に起こったのではないか。貴省の見解を伺いたい。また、データ改ざんや評価者による不公正な扱いを防止する具体策について明らかにしていただきたい。

● 回答:吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

①と②については、まとめてお答えさせていただきますけれども、人事評価に関しては、その評価手法として、大きく分けて、絶対評価と相対評価があるかと思います。総務省の方が、人事評価制度を導入したときに出しております運用通知の中で、両方の手法があるということの上で、各公共団体において、それぞれの実情に応じた評価手法を実施することとされておりますので、そういったことを踏まえ大阪府においても適切にご対応いただいているものと考えております。

③のデータ改ざん事案に関しては、地方公務員法第23条においても、職員の人事評価は公正に行わなければならない、とされていることからも、データの改竄はあってはならないと考えております。同じく、総務省の通知の中では、重層的な評価対象を設けることが適当だとされているところですし、また苦情処理に係る必要な仕組みを各団体の規模等に応じて設けることとされておりますので、こういったことを踏まえて適切にご対応いただきたいというふうに考えております。

4. 大阪府の「不起立・不斉唱の判断基準」と特別支援学校の卒入学式
（Ⅰ－5－⑤「障害を持つ生徒への合理的配慮」と関連して）

2015年1月に大阪府教育委員会教育振興室長が府立学校校長准校長宛に出した「平成26年度卒業式及び平成27年度入学式の実施について(通知)」という文書(教委高第3249号)の別添に「入学式及び卒業式における国歌斉唱時の対応について」という文書に次のような指示がある。

「不起立・不斉唱の判断基準」

入学式及び卒業式等において国歌斉唱を行う場合に公務員に起立・斉唱を求める職務命令の趣旨は、厳粛な公式行事である入学式及び卒業式等において、公務員として誠意ある姿勢・態度を客観的に生徒・保護者を含む府民に示し、公務に対する府民の信頼を維持する点にあると理解する。

この趣旨に鑑みれば、起立行為または斉唱行為の一部だけを取り上げ、形式的に判断するのではなく、各職員の起立行為または斉唱行為を総合的に現認し、公務の信頼性を維持するに十分な誠意ある姿勢・態度を各職員がとっているか否かという観点で判断すべきである。

このことを特別支援学校の卒入学式に当てはめると、教員が教育活動として、児童生徒の状態に合わせて、支援方法を判断し、国歌斉唱時も着席していることは認められると考えていいのではないか。生徒の命に関わるということで立てないというのは教育的配慮というより人間として当然のことだが、それ以外の判断について文科省の見解をお聞きしたい。また、発作が起きないようにということで座ることは、学

校がとるべき合理的配慮と考えられると思うが、いかがか。

● 回答:高市和則　初等中等教育局特別支援教育課専門官

４．について、先程もご説明いたしましたとおり、入学式や卒業式などの儀式的行事を含む教育課程につきましては、それぞれの学校において学習指導要領に基づき、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等また学校・地域の実態を考慮して、適切に編成することとされているところです。

そういうことでして、入学式や卒業式につきましては、学校において学習指導要領に基づき児童生徒の障害の状態や特性などを踏まえて、適切な実施方法について検討が行われ、適切に実施されるべきというふうに考えております。

○Q:奥野

文科省は「合理的配慮」についてホームページで、色々環境整備について述べられていて、必要であるとか、重要であるとか、望まれるとか、そういう文言で「合理的配慮」の環境整備について必要であることをホームページで述べられている。それならば、それがちゃんと各自治体・都教委・府教委・県教委で行われているかどうかというのは調べて責任を取らなければならない。だから、例えば宿題出しました、出しましたから後は知りませんではなくて、確認せなあきませんよね、それと同じことを私たちは聞いているわけなんで、で私たちも、私の場合は大阪府の特別支援学校卒業式において例を挙げて聞いています。身体的機能において、立てない生徒の心情を考えて、ともに国歌斉唱時も座っているとか、立てないことによって立てないことの不安からてんかん発作が起きないように、寄り添う、そういう判断は認められるべきかどうか、これは個別の事例ではなくて、一般的に考えてどうかということ、一般的な判断として、文科省、ホームページにも色々事例を挙げられているわけですから、お聞きしたい。今日答えられないならば、あとで文書でいただきたいと思います。

まず言いたいのは、文科省は、直接責任を負っているわけです。だから放り投げっぱなしではだめです。

●A:高市

ですから、先ほど申し上げているとおり、児童生徒の障害の状態や特性を踏まえてやるべきだと申し上げています。そういう意味では例えば、車椅子を利用されている障害を持つ児童生徒さんの場合、起立をしろということは不適切であろうと考えています。

○Q:奥野

ここで聞いているのは、不安で癲癇を起こす可能性がある、事前に察知して教育的に横で起つべきでないという判断はどうなのかということです。

●A:高市

それにつきましては、先ほど申し上げたとおり個別の事案だと思います。

○Q:奥野

いや個別ではない。合理的配慮を欠いているじゃないですか。例として、一般的に分かるように HP に書いているじゃないですか。文科省は。こんなんが合理的配慮ですよ。

●A:高市

癲癇を起こすお子さんの横には立たないとか書いてあるのでしょうか。

○Q:奥野

違います。そういうのを考えるのが合理的配慮やと思うんですよ。

●A:高市

ですから学校で、お子さんの状態、障害の状態や特性を踏まえてやるということです。先生ご承知のとおり、それぞれの子どもたちは障害の状態というのは非常に多種多様です。ですので、こういう場合にはこうしろとか一概に申し上げられないと、言っているだけです。

ですので、その子に対してどのような配慮が必要なのかなされるべきなのか、というのは子どもの実態を良く承知である学校において判断してくださいというふうに申し上げているわけです。

○Q:永井

もう時間がないのですが、今の障害児の場合も、具体的に、人権侵害に当たるようなことが出てきたりするわけですよ。先程からのお答えはだいたい、自治体の或いは現場の裁量で行っているものだと、いうのが基本的な回答だ。しかし、先ほど申し上げたとおり、人権侵害や法令に著しく反する場合は、どういう対応を文科省としてなされるのか、何かやるわけですか。ただ見守っているだけですか。

＜沈黙＞

何を言っても、各自治体の裁量権だと言ってるわけですから、そういう場合どうなのかということをちょっと言ってもらいたい。そこを言ってもらわないと、それは現場の裁量だということで終りになってしまう。

＜沈黙＞

答える立場の人がいなければ、改めてやるしかな

い。現実に、人権侵害にあたることが一杯出てきているわけです。セクハラやパワハラが一杯言われてますが、ここにいる処分受けた人達は本当に酷い仕打ちをいっぱいされている。現場の裁量で適切にどうのということで終わるような世界ではないんだよねもう。

〇Q：青木

現場の裁量をなくしているというのが一番の問題なんですよ。創意工夫できない、職務命令とか通達でやってるから、現場の裁量なんて出来ないんですよ。はっきり言って。

〇Q：永井

これは改めて、答えられる方に文書で回答してもらうしかない。

＜再質問と再回答＞

〇 **再Q**　東京都の例と同じように具体的に挙げている事例に対し一般論として答えること。大阪から出したのは「生徒が立てないことによる不安からてんかん発作が起きないように教員が寄り添い介助するために座っている」というのは、学校行事に自立的に参加するための合理的配慮と認められるのか、ということ。

高市専門官は「例えば、車いすの利用されている障害を持つ児童生徒さんの場合、起立しろというのは不適切であろうと考える」と答えた。ならば、周りが起立して取り残されるという不安感からてんかん発作が起きる可能性のある場合とか、見守りのため、立ってよりも座っての方が教育活動をしやすい場合などについての、文科省の見解をいえるはず。これを「学校において判断してください。」とか「校長と相談して決めてください」と文科省の専門官が答えるのは職務放棄ではないか。文科省は、合理的配慮が適切に行われていないという訴えがあった場合、積極的に調査して、文科省としての見解を述べるべきと考える。

※資料：障害者差別解消法　【合理的配慮の提供等事例集】

● **再A**　前回回答したとおり、学校教育等における合理的配慮については、児童生徒の状態や特性等を踏まえ、各学校において、実施方法が検討され、適切に実施されているものと考えている。

Ⅲ. 教育政策全般に関わる質問

【文科省側回答者】　板東孝訓　初等中等教育局教育課程課企画調査係長
窪田　徹　初等中等教育局情報教育課・外国語教育課学習情報係長

1. 天皇代替わりにおける文科省の通知について

文科省初等中等局長名で２０１９年４月２２日付けで発出した「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について（通知）」について質問すると同時に同「通知」の撤回を要望する。

①「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」を根拠に、「天皇陛下を深く敬愛し」など思想良心に抵触することがらを児童生徒に「理解」させようとしているが、それは事実や真理ではなく特定の価値観を一方的に押しつける行為であって、憲法１９条及び２６条、そして教育基本法に反するばかりか、『学習指導要領解説 道徳編』にある「特定の価値観を児童に押し付けたり、主体性をもたずに言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」そのもので、この文書は思想良心の自由を侵害する「通知」であると考えるが、いかがか。

②「御即位当日における祝意奉表について（通知）」では、「御」の冠を被せたり、「奉表」などというどの辞書にも載っていない言葉が使われたり、公法では用いない「陛下」という尊称が用いられるなど過剰な敬語が使われている。これらをそのまま「児童生徒に理解させる」こととは、あたかも天皇は身分の違う高貴な存在であることを理解させようとしているかのようであり、主権者教育にはほど遠い臣民教育への回帰であって、憲法１条、１４条に反しているのではないか。象徴としての天皇の地位は「主権者の存する国民の総意」に基づくものとされているが、公文書における、身分格差を連想させる「陛下」という尊称や過度の敬語の使用、及びそれを子どもに理解させることが「国民の総意」として形成されたことがあるのか、憲法との整合性を問う。

● **回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）**

まず①の「思想良心の自由を侵害するものではないか」という点についてですけど、そもそも学習指導要

領において、「日本国憲法に定める天皇の地位について指導すること」としており、その際に「日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為などを児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げて、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること」こととしております。この度のご退位及びご即位については、我が国の歴史にとって極めて重要な節目であるということでございまして、子どもたちがその趣旨や天皇についての理解を深めることができるようにすることは重要なことと考えております。このため今回の通知は、平成のご即位の際と同様に、今回のご退位及びご即位に際しても、各学校における指導をうながす観点から通知を発出したものでございます。これらについて、児童生徒の内心にまで立ち入って強制をしようという趣旨のものではなく、あくまで学習指導要領の趣旨に基づき、各学校において適切に指導いただくためのものでございます。

続いて②ですけど、ここで指摘をされている「御即位当日における祝意奉表について（通知）」ですけど、この通知について、同一名称の閣議決定がなされておりまして、それを受けて、内閣官房長官から文部科学大臣宛の依命通知があったことを踏まえてこの通知を発出したものでございまして、用語については閣議決定に倣っております。また、国会において定められた法律においても、例えば『皇室典範』第23条において、「天皇の敬称は陛下とする」という旨が定められておりますし、今般定められた「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」においては、その趣旨として、国民がご高齢にいたるまで国事行為をはじめとする公的なご活動に精励されてきた天皇陛下を深く敬愛している、といった状況に鑑みて天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するという旨が定められております。これらに鑑みますと、今般の通知において、過度の敬語が使用されているとは考えておりません。

なお、４月２２日付けの通知については、各学校において、通知を踏まえて今回のご退位及びご即位について、またご即位に際し国民がこぞって祝意を表する意義について、児童生徒の発達の段階を踏まえながら、予め適宜な方法により指導いただくということを依頼するものでありまして、通知の文言をそのまま指導するということを求めるものではございません。

【天皇への敬愛や祝意を学校で指導することについて】

〇Q：永井

１．天皇のことについて、小学校６年生の学習指導要領には、国事行為についてって書いてあるんです。４．２２通知は国事行為云々じゃなくて、そのまま出てるわけで、全然齟齬があるというふうに思います。

それから、皇室典範を根拠にしましたが、教育関連法で根拠とするならば分かるけれど、教育現場におろすのを皇室典範を根拠にされたらちょっと困ってしまうな。

●A：坂東

まず１番のところで、国事に関する行為について指導することにしているのではないかという点ですけれども、学習指導要領において、そもそも天皇の地位について指導すると、その際に内容の取り扱いとして、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に解しやすい具体的な事項を取り上げると、書いてございます。今回の即位に伴う儀式等について、国事に関する行為として行うことにしております。それも含めて、今回の通知において、この度のご即位ご退位についても、各学校における指導を促すという観点で通知を発出しているというところでございます。

皇室典範を根拠として、教育現場に下ろすということについて、ご質問をいただいておりましたが、先ほど申し上げたとおり、あくまでもこの４月２２日付けの通知については、この通知の文言そのまま指導するように求めるものではなくて、今回のご退位によるご即位に際して、国民こぞって祝意を奉祝する意義について指導を予め適宜の方法によりしてくださいということを依頼するというものですので、皇室典範に基づいたものを何か学校に下ろしていくというものではございません。あくまで、ご質問いただいた中で、陛下という文言について、国民の総意として形成されたことがあるのか、というご質問をいただいておりますので、少なくとも、国民の代表である国会において定められた法律である皇室典範において、天皇の敬称は陛下とすると書いてありますよね、とそれを申し上げたことでございます。

【大嘗祭について】

〇Q：北村

代替わりに関わってたくさんいろんな弊害が教育現場にも及んでいるわけですが、特に心配なのは、まもなく行われる大嘗祭。大嘗祭とは何かというのをどう把握しているか、文科省はどう把握しているかというのを聞きたいです。

一番大事なことは、大嘗祭の中で天皇が神と一体になるということことが書かれています。少なくと

も、天皇は神ではないという点でも、昭和天皇の時ですけどしたわけですけど、ここでは明らかに神になるというのは、否定したものが、文科省からも見当たらないように思うのですけど、そのへんを教えてください。

●A:坂東

大嘗祭については、各天皇が即位された最初の新嘗の祭りであると思いますが、神であるということについて、私に何をお聞きになりたいのご質問の趣旨がいまいち分からなかったのですが。

○Q:長谷川

大嘗祭は、天皇が神と同一になるという宗教的な行事ではないんですか、それが国事行為としていいんですか。

●A:坂東

何を国事行為として行うかどうか、については、文科省の関知するところではないので、お答えは差し控えたいと思います。

＜いつ国事行為になったんですか、それ教えてください。憲法にそんなこと書いてないよ。憲法知っているんですか。＞

そこはですね、何を国事行為とするかということについて、具体的なイベントいついて、具体的な各々の儀式ですとか、執り行なわれるものについていちいちどれを国事行為としてどれを国事行為としないか、ということについて我々は、権限がございませんので、

【過剰な敬語や尊称の使用について】

○Q:青木

今の回答の中で、敬語を使うということはやめてもらいたいですよね。憲法の法の下の平等の原則に反するのじゃないですか。天皇は人間じゃないわけ。特定の個人に対してこういう公平に公共の話すべき場で、敬語を使うのはいかがなものか、ですよ。すごく違和感感じているんです。公務員が、法の下の平等に反する行為をここでやっちゃいけない。

●A:坂東

敬語を使うことについては、私は別に天皇陛下に対してだけ、敬語を使っているわけではないので、みなさんから頂いたご指摘についても、いま敬語を使ってますので、それは私の個人的な言葉遣いの話だと思います。

【10月に新たな通知を出すのかについて】

○Q:山田

新たな通知・通達を大嘗祭が行われる１０月に出すか出さないか。それ答えて下さい。

●A:坂東

現段階では、４月２２日付けで発出したものについて各教育現場において、しっかりと趣旨を理解していただくことかなと思いますので、現段階で１０月２２日に向けてどうこうという話は、あがっておりません。

＜再質問と再回答＞

○再Q1　天皇の行為で宗教的になる恐れのある行為、たとえば大嘗祭を文科省は憲法２０条信教の自由の侵害にならないよう注意すべきと考えるが文科省の見解は如何か。

国民学校初等科修身四（6年生用）の「十四　大嘗祭の御儀」を読むと、「新嘗祭」「大嘗祭」が天皇を神とする宗教行事であることが明らかである。大嘗祭は宗教的儀式であることがはっきり描かれている。

「この御祭をあそばされるのは実にわが大日本が神の国であるからであります。」

「これこそ実に大神と天皇とが御一体におなりあそばす御神事であって、わが大日本が神の国であることを明らかにするものと申さなければなりません。」

「私たちは・・・神の国日本に生まれた喜びと信念とを新たにするものであります。」

これらの記述は、到底科学では証明出来ない神話や迷信ばかりである。真理を探究する教育に、神話や迷信が相容れないことは言うまでもない。「大嘗祭」を「国事行為」として行うことは、日本が神の国であると政府が認めたことに等しい。学校現場で「大嘗祭」を取り上げることは、皇民化教育そのものであることを、過去の歴史から文科省がご存じないわけはないと思うが。

※添付資料「国民学校初等科修身四（6年生用）の『十四　大嘗祭の御儀』」の頁の写し

国民学校初等科修身四（六年生用）

十四　大嘗祭の御儀

穂を重さうにたれて、金色の波をうつてゐた稲の取り入れはもうすんで、十一月二十三日には、新嘗祭の日がまゐります。

天皇陛下は、この日、今年の初穂を神々にお供へになつて、御みづからも新穀をきこしめすのであります。

新嘗祭の御儀は、毎年行はれるものでありますが、天皇御即位のはじめの新嘗祭を、特に大嘗祭と申してをります。

大嘗祭は、わが國でいちばん尊い、いちばん大切な御祭であります。御一代に御一度、神代そのままに、かうがうしいこの御祭をあそばされるのは、實にわが大日本が、神の國であるからであります。

皇祖天照大神は、高天原で五穀の種子を得られて、これを天の狭田・天の長田にお植ゑさせになり、やがてみのつてから、大嘗殿できこしめされました。

皇孫瓊瓊杵尊の御降臨の時、

「吾が高天原に御す齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつる。」

と仰せられ、この稲を以て御祖先をまつり、御みづからもきこしめし、萬民にも與へるやうにとおさとしになりました。このやうなありがたい大御心にしたがつて、御代御代の天皇は、この御祭をおごそかに行はせられたのであります。

大嘗祭の御儀には、まづ悠紀・主基の二地方に分けて、新穀をたてまつる齋田をお定めになります。さうして、御祭は特に京都で行はれるのであります。

今上陛下の大嘗祭は昭和三年十一月十四日から十五日へかけて行はせられました。

御儀式は、嚴肅をきはめたものでダ方から始りました。宵の御祭が行はれることになると、古式による御質素な殿舍が、闇につつまれ、ときどきもえあがる庭燎の火に、黑木の柱と庭の上の敷砂とがほのかに闇の中に浮かび出ました。

陛下にはこの時すでにしたしく鰒ひみそぎ、鎮魂の御行事を終へさせられ、御祭服もかうがうしく、神殿に玉歩をお進めになつたのであります。

まづ悠紀殿に渡御あらせられて、御みづから、天照大神やほかの神々をおまつりになり、白酒・黑酒を始めとして、齋田の新穀をお供へになり、御自身もまたきこしめされました。

この間、稻舂歌・風俗歌などが、けだかく、ゆかしい調子でゆるやかに歌はれ、かうがうしさは一段と加はりました。これこそ、實に大神と天皇とが御一體におなりあそばす御神事であつて、わが大日本が、神の國であることを明らかにするものと、申さなければなりません。

宵の御祭が午後十一時過ぎにすみますと、今度は午前一時から、主基殿で、曉の御祭が始り、それが夜明け方まで續きました。

天も地もおのづから、森嚴きはまりないうちに、陛下は、秋のゆたかなみのりについて、御禮をお申しのべになり、更に、民草のために、大神の御惠みをお願ひになつたのでありまして、大御心のほどがうかがはれて、まことにおそれ多いことであります。

大嘗祭の終りには、國民すべてにこの大御心をたまはるおぼしめしで、重だつた人々に酒饌をおくだしになつたのであります。

この日、帝國の臣民は、いづれも業を休み、おこなひをつつしんで、大御心を奉體し、一君萬民の至誠をあらはしました。私たちは、この記念すべき日を思うて、神の國日本に生まれた喜びと信念とを新しくするものであります。

●再A1　御指摘の「大嘗祭…が天皇を神とする宗教行事である」かどうかについて、文部科学省は判断する立場にないため、お答えすることは困難である。

なお、一般論として言えば、教育基本法第１５条においては、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」旨、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない」旨が規定されており、学校における教育活動は、同法に則って行われる必要がある。

○再Q2　２０１９年４月２２日付の文科省通知では、「陛下」「御即位」と法律本文には無い過剰な敬語が使われている。また、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の本文にも「国民こぞって祝意を表するため」という文言はない。これらの言いまわしを改めていただきたい。

●再A2　「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」においては、その趣旨として、「天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来…国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、…国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し」ているなどとった状況に鑑み、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現する、と定められているところ。

また、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」においては、「本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律…に規定する国民の祝日」となる旨が規定されており、「国民の祝日に関する法律」においては、「…ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。」と規定されている。加えて、４月２日には、「御即位当日における祝意奉表について」閣議決定がなされ、その中では、「御即位当日（５月１日）、祝意

を表するため」各府省において所要の措置をとることとされたところである。これらのことに鑑みれば、御指摘の通知において過度の敬語が使用されているとは考えていない。

2.『学習指導要領』で教育方法や学習評価に踏み込んでいることについて

学習指導要領の中で教師の教育方法まで規定することの可否について、前回（２０１７年7月２４日）の我々の質問に対して、文科省側は「具体的にどのように指導するのかは、まさに教員の創意工夫によるものであり、今回の改訂においても具体的な指導方法は規定していない。」と回答している。

この回答から、総則「教育課程の実施と学習評価」の中で教育の方法について記載した箇所は、「法規としての性格を有する」のではなく、指導助言的な「手引き」と解釈されるが、どうか。

● 回答　板東孝訓(初等中等教育局教育課程課企画調査係長)

学習指導要領は、法規としての性格を有するものとして、教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示しているものでございまして、各学校における指導の具体化については、学校や教師の裁量に基づく多様な創意工夫を前提としているところでございます。

新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善とか学習評価について記載しておりますけど、具体的な指導方法や評価方法について規定はしておりません。またそれらを実現するために、具体的にどのような指導方法をとるかということについては、教員一人ひとりが考え実践していくものであると考えています。

〇Q:青木

２に関して、学習指導要領は法規としての性格がある、それで具体的な実践については、個々一人ひとりの教員の考えで行うというふうに答えられたんですね。そうなってくると、法規としての性格を有するというは、全体なんですか、部分なんですか、はっきりしてほしいんですよ。もし、法規でいうのだったら、あなたの言い方全部法規でしょ。一から十まで、こんな分厚い本が法規なんてありえないんですよ。だから法規としての性格を持つのは、どこからどこまでかはっきり言ってもらいたい。

●A:坂東

法規としての性格を有するのは、全体なのか一部なのか、ということですけど、判例等でもあります通り、学習指導要領は全体として法規としての性格を有するとして判示をされていると思いますけど、その中で、たとえば、主体的・対話的で深い学び、の視点からの授業改善等といったところは、学習指導要領をきちんとお読みいただけるとわかると思うのですけど、具体的な指導方法にまで踏み込んでいるものではなくて、あくまでもこういった視点から授業を改善してください、というものなので、

＜この部分については、手引きでしょ。＞

手引き？という意味がちょっと分からないのですが、私が申し上げているのは、法規としての性格を有する中にあって、こういった授業改善をしてくださいというところについては、法規としての性格を有する、ただその具体的な方法については各学校現場に任されているそれは他の部分についても同様でございます。

＜再質問と再回答＞

〇再Q　「学習指導要領は法規としての性格を持つ」ということだが、意味が不明確である。「法規としての性格を持つ」の意味を明確に説明してもらいたい。「法規としての性格を持つ」ものが教育の方法までを規定するのならば、「教員ひとりひとりの創意工夫にもとづいた」実践は画に描いた餅となる恐れが大であり、これにより学校現場が混乱することは火を見るよりも明らかである。

●再A　学習指導要領については、学校教育法第三十三条において、「小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。」と規定され、それを受けた学校教育法施行規則第五十二条において、「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」と規定されている（それぞれ、中学校・高等学校等にも準用)。学習指導要領は、これらの規定を踏まえて、文部科学大臣が告示として定める教育課程の基準であり、いずれの学校においても、これに基づき教育課程を編成しなければならないという法規としての性格を有している。

3.『学習指導要領』の中の「愛国心条項」について

中学校社会科、高校地歴科・公民科において、いずれも教科の目標の中に「わが国の国土や歴史に対する愛情」または「自国を愛し」の文言が入っている。教科は、客観性・科学性に裏付けられた独自の専門領域を持つものである。「愛情」云々は主観的な個々の心情に関するものであり、教科の内容を歪めるおそれが強い。このことについて文科省としてどう考えているのか。また、「愛国心」が学習評価にまで影響を及ぼすおそれがないと考えているのか。

● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

今回の改訂においては、育成を目指す資質・能力というのを、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等学びに向かう力、人間性等という三つの柱に整理をしておりまして、ご指摘の高校の公民科の目標における「国民主権を担う公民として自国を愛しその平和と繁栄を図ること」ですとか、地理歴史科の目標における「我が国の国土や歴史に対する愛情を深めること」などについては、小中高一貫性の観点から、学びに向かう力、人間性等に関わる目標の一つとして位置づけているということでございまして、こうした、自国を愛しですとか、国土や歴史に対する愛情等については、社会科や高校の地理歴史科・公民科における、多面的多角的な考察や深い理解というものを通して涵養されるものであることということを、学習指導要領の解説において示しておりますので、ご指摘のような内心を調べて評価するとというようなことを行うものではございません。また、現行の学習評価の扱いとも特段変わるものではございません。

○Q：青木

「愛する」というのは心を働きでしょ。内心でしょ。そうは思わないですか。愛するということは、何で内心に関係ないと言い切れるんですか。学びに向かう力の準備段階で、多面的とか色々言って結局内心ではないと言った、これは詭弁もいいところで、やっぱりこれは内心ですよ。内心に関わることを教科の内容に絡めちゃっているですよ。これ重大問題ですよ。

●A：坂東

愛国心条項の部分についてですけど、学習指導要領の公民科の目標の現状においては、「よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的多角的な考察や深い理解等で涵養される人間のあり方生き方についての自覚や国民主権が公民として自国を愛し平和と繁栄を図ることや各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力しあうことの大切さについて自覚などを深める」と記載をしておりまして、まさに、学びに向かう力、人間性等に関わる公民科の目標として記載をしておるところです。

今回、学習指導要領の改訂で、目標・内容すべて資質・能力の三つの柱に基づいて、改めて整理をしているものですので、その中での文言ということだと思います。

＜再質問と再回答＞

○再Q　「国を愛する心」は、「学びに向かう力」の一部を形成するものであるから、生徒の内心に係わるものではない、という趣旨の説明を受けたが、詭弁であり納得できない。問題は、教科・科目の「目標」に入ったことである。このことについての説明はなかった。再度質問するが、「国を愛する心」が「目標」に入ることによって教科・科目の内容が影響を受けることはないのか。

●再A　中学校学習指導要領解説社会編第１章総説２（２）において、「各教科等の内容については、…『学びに向かう力、人間性等』については、教科及び分野目標において全体としてまとめて示し、項目ごとには内容を示さないことを基本とし、記述することとした。」としているとおり。これは、高等学校学習指導要領解説地理歴史編及び公民編でも同旨の記載をしている。また、中学校学習指導要領解説社会編第２章第１節において、「我が国の国土や歴史に対する愛情…については、…多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養されるものであり三つの柱に沿った資質・能力の全てが相互に結び付き、養われることが期待される。」としている。これは、高等学校学習指導要領解説地理歴史編及び公民編でも同旨の記載をしている。

4. 高校公民科で新たに導入される新科目「公共」について、

① 「現代社会」をどのように検証し、総括しているのか。「現代社会」を終了させる合理的な理由を述べられたい。

② 「現代社会」の「目標」にあった「人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて」を削除したのはどう

いう理由からか。新しく設定される「公共」では、「人間の尊重」の精神は尊重しなくても良いのか。またその内容が「科学的」でなくても良いのか。

【回答】　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

高等学校の公民科においては、新たな必履修科目として、「公共」を設ける、とともに、そこで育んだ資質・能力をもとにさらに専門的な視野から広く深い探求を行う選択科目として倫理と政治経済と二つの科目を設けております。

現行の選択必履修科目である、現代社会については、公共における三つの大項目相互の関係ですとか、学習内容において、共通する点が多いということで、その発展と捉えることが出来ることから、現代社会については科目を設置していないということでございます。

Q：青木

今のお答えですと、「公共」は「現代社会」の発展だという答えでいいんですね。現代社会の発展だから、現代社会の科目の目標、は公共の中に、発展的に解消されていると、こういう理解でいいですね。

A：坂東

「公共」が現代社会の発展かということですが、あくまで今回公民科の科目を新しい三つの科目に再編成しておりますので、「公共」が現代社会の発展形であるというわけではなくて、あくまで新たに科目を設けたということでございます。

現代社会については、公共において三つ大項目を設けておりますけど、公共における三つ大項目相互の関係ですとか、学習内容に共通する点が多くてその発展と捉えることが出来ることから、現代社会という科目の設置は今回はしていないということでございます。

③ 「内容」に「基本的人権」や「日本国憲法」の文言が入っていないのはどういう理由からか。教育基本法前文にも「日本国憲法の精神に則り」とある通り、憲法学習は教育の基本であり必須である。高校教育の場からどうして憲法学習の機会を奪うのか。

● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

また③として、日本国憲法関係のご質問をいただいておりますが、高等学校の新必履修科目である「公共」においては、高等学校卒業までに身につけることが求められる資質・能力を、小中高各学校段階において、体系的に育成するという観点から「小学校及び中学で日本国憲法に関して習得した知識などを基盤に指導の狙いを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること」とか、規定をしておりまして、高等学校において日本国憲法の学習をするということとしております。

○Q：青木

日本国憲法については、小学校から中学校までやってきたから、高等学校であえて触れなくていいと言っているのですか。そうは言ってないんですよね。だから高等学校でもそれを踏まえてやれということでしょ。従って、公共においても日本国憲法の学習は当然尊重されるべきだと、これでいいですね。行うべきであると。

●A：坂東

憲法の件ですが、小中学校でやっているから高校でどうのこうのということをお聞きいただいたと思いますが、高校の必履修科目の公共においても内容の取り扱いの中で、指導の狙いを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導することとしておりますので、高校でも憲法の学習は行われます。

＜再質問と再回答＞

○再Q　新科目「公共」に於ては、小中学校における憲法学習が前提になっているということだが、生徒の発達段階等を考慮に入れると、小中学校において必ずしも全員が十分に修得したとは考えにくい。その場合、高校段階における補強の方策は、例えば副読本によるなど、文科省として何か考えているのか。それとも地教委や学校現場の自主的な取り組みに任せるのか。

●再A　高等学校学習指導要領第２章第３節「公民」第１「公共」３（３）では「指導のねらいを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること」と規定しており、ご指摘の副読本の作成等については現時点では予定していない。

④ 総則の「道徳教育に関する配慮事項」の中で、高校における道徳教育は「公共」及び「倫理」を「中核」として行うように配慮せよ、としている。これはどういうことか。教科・科目は科学的・専門的な知見に

より行われるものである。個人の価値観の領域を科学的・専門的な領域に侵入させて良いと考えているのか。

● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

④として、道徳教育関係でのご質問をいただいておりますが、高等学校における道徳教育というのは、従来から人間としてのあり方生き方に関する教育と、教科の特質に応じた学校の教育活動全体を通して行うものとしておりまして、現行学習指導要領においても、公民科の現代社会及び倫理並びに特別活動が人間としてのあり方生き方に関する中核的な指導場面である、と位置づけているところでございまして、その基本的な考え方に変更はございません。

なお、人間としてのあり方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としてのあり方生き方について、生徒が自ら考えるですね自覚を深めて、後日に資するような指導の計画や方法を工夫するということが重要であると考えております。

5. 文科省「放射線副読本」の全国学校への配布に対する抗議と回収の要望

貴省が昨年10月に改訂し全国の小中学校や高校に配布した「放射線副読本」について、福島第一原発事故被災者への配慮がなされておらず、放射線が安全との印象を受ける記述が多いと判断した滋賀県野洲市教育委員会は、同読本の回収を決定した。

① そもそも文科省が各学校に直送した通知文には、「各学校での活用」を各校の判断でお願いを一方的に行ったものであり、地方自治体の「回収」決定を頭ごなしに否定した柴山文科大臣発言の根拠は何ですか。根拠のない発言は撤回すること。

② 同読本は他の地方自治体や児童・生徒、保護者、市民、教職員から批判が出されている。なにより教育委員会が「回収」を決定せざるを得ない内容であることに鑑み、「放射線副読本」は今すぐ回収すべきであるが、貴省の見解を明らかにしていただきたい。

● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

昨年１０月に、放射線副読本の改訂をしましたけれども、こちらは平成２９年一昨年の１２月に取りまとめられた「風評払拭リスクコミュニケーション強化宣言」を踏まえるとともに、放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取り組みを学ぶ構成とすること、いじめを防止する内容を抜本的に拡充すること、復興に向けたあゆみが着実に前進していることを紹介すること、を主にポイントとして改訂したものでございまして、放射線に関する児童生徒の科学的な理解を促す上で有意義な内容とすることとしております。

改訂した放射線副読本においては、事故により放出された放射性物質が広範囲に拡散し被害をもたらしたことですとか、福島県の子どもが実際に体験した話しを取り上げて、避難児童生徒へのいじめは決して許されないこと、また現在、事故により避難されている方がいること、等記述をしているところでございまして、事故や被災者の置かれた状況についても全く軽視しているものではございません。また、今回の改訂は、児童生徒の放射線に関する科学的な知識を身につけ理解を深めることができるように、学校関係者、放射線の専門家、等の意見を踏まえて、児童生徒の発達段階に応じて表現を工夫しながら、科学的な根拠に基づいて書き直しを行ったものでございます。

また、野洲市の教育委員会による放射線副読本の回収の件ですけど、滋賀県教育委員会を通じて我々も確認をしておりますけれど、副読本のより有効な活用方法を考えるために行ったものであるという回答を得ておりまして、今後各学校において、改訂の趣旨を踏まえて積極的にご活用いただければと思っております。

6. 生徒の個人情報の一元管理と利活用について

① 文科省は２０１６年８月５日付けで各都道府県教育委員会などに「『教育情報セキュリティのための緊急提言』等について（事務連絡）」を発出した。その緊急提言３は、「重要な個人情報を扱う校務系システムは教育委員会が管理もしくは委託するセキュリティ要件を満たしたデータセンターで一元的に管理すること」とある。この一元的管理とは、あくまでもセキュリティ確保を目的としたものであり、利活用まで含めたものではないと考えてよいか。

② 総務省は「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書　平成３０年４月」において、「教育データに係る非識別加工情報の活用のイメージ」

の一つとして、“教材会社などの事業者からの提案を受け、市町村が保有する教育に関するデータのうち、校務支援システムに記録されている、教員の週指導計画案に関するデータ及び児童生徒の単元別評価情報を、非識別加工して提供”などと記載している。校務支援システムに記録されている児童・生徒などの個人情報をこのような形で利活用の対象とする考えに対して、文科省はどうお考えか。

● 回答　窪田　徹　初等中等教育局情報教育課･外国語教育課学習情報係長

①と②と、併せて回答させていただきたいと思っております。

①について、ご指摘いただいている文言ですけど、「データセンターで一元的に管理すること」「一元的管理」とはセキュリティ確保を目的としたものであるのかどうか、というところでございます。こちらはイエスでございます。

そのとおりでございます。背景として、先生方よくご存知だと思いますが、各学校に情報セキュリティの専門家というのはおりませんので、その点を教育委員会の方で、集約して管理することを目的にとしてその文言と示させていただいている「一元的管理」という言葉でございます。

②につきまして、こちらはまさに、児童生徒の情報ですとか、先生方の週案とか指導計画、指導の情報などを非識別加工情報として提供することについて、文科省としての考えをということでご質問をいただいていると思います。

こちらにつきましてまず、学校や教育委員会が保有するデータを完全に非識別加工情報としてマスクした情報として、適切に民間企業等において活用することが、分析結果を学校等にうまくフィードバックできれば、指導の充実に活用できる、或いは学習教材や指導内容を充実させる可能性があるということは我々も認識しているところでございます。ただし、言わずもがなだと思いますけど、提供したデータから、個人が特定されてしまうようなことは、断じてあってはならないことでございます。その他にきちんと留意した上ですすめるということであれば、検討する可能性があるものだと認識しております。

〇Q:外山

先程①については、セキュリティ確保を目的に開始したもので､利活用まで含まれたものではないと、それはイエスということですよね。

ところが、②の方では、利活用ありと。その可能性ありと、そういうことですよね。そのへん矛盾しているのではないか。

要するに、個人として特定されないような形ならば、利活用もありだよというそういう意味合いとなると、利活用ありじゃないですか。そういうことになるんじゃないですか。

６月２５日付で、「新時代の学びを」というこれ出しましたよね。そちらのほうから、現在のセキュリティの確保やプライバシー保護等の観点を重視しすぎていると、そういう書き方をされている。文科省は、個人情報の扱いがどういう状態だったらいいなと、お考えなのか、明確にしてもらいたい。

●A:窪田

私のお答えの言葉に語弊があったら、申しわけありません。ご指摘いただいている一元的管理はセキュリティ確保である、これはイエスでございます。

利活用まで含めたものではないかという点については、言葉の使い方次第で、認識がずれたら申し訳ないのですが、一元的管理か否かを問わず、データ活用は行われるものなので、一元的管理だから、利活用はするしない､の判断とはちょっと違うのかな。

〇Q:外山

現在スマートスクールなどで、ベネッセなどいろんな業者が入っちゃっていますね。生徒情報はダダ漏れですよね。それについてあなたはどうやって捉えるんですか。生徒の試験とか、いろんなそこで勉強するわけでじゃないですか。データを全部業者に行っちゃっているわけでしょ。現実に。そのこととあなたがここでセキュリティ確保を目的にするとここまでへ厳重に考えるとそれに少なくとも制限かけなきゃおかしいでしょ。

●A:窪田

私は個々の会社さん見ているわけではないので、と前置きをしつつ、何らかの形でベネッセさんとか業者を使っているということ自体は認識してます。そこに対しては当然ながら、個人情報をそういう業者さんの中で､特定された状態で外に流れたりとか、見たりとか・・・

〇Q:外山

もう実際にながれちゃてるじゃないですか

〇Q:長谷川

たくさんあるの分かるのですけど、もう十分以上時間過ぎてますので、申し訳ないけどこの場はここで終わらせてください。ただ、最初からいくつも問題が残ってまして、本当に様々な問題が今残っていると思うんです。

で、もう一度私たちの方で、文書でもって吉川事務所を通じて、提出しますので、それに対してやは

り文書でお答え願いたいと思っております。　　それでは今日はありがとうございました。
その点についてよろしいでしょうか。

＜再質問と再回答＞

○再Q1　教育委員会が生徒等の個人情報（要配慮個人情報を含む）を一元管理する目的は、セキュリティ確保であることは７月２２日の回答で明確になりました。一方で、そのデータを非識別加工化することにより利活用する可能性についてはあり得るとの認識も示されました。

そこで質問ですが、一元管理されるデータを非識別加工化する主体はどこになるのでしょうか。一元管理しているのは各教育委員会ですが、それはセキュリティ確保のための管理でしかないので、教育委員会が非識別加工する権限はないのではないか。そうだとすると、個々の学校の判断になるのか、あるいは学校の同意を得て教育委員会が行うのか、という疑問です。

●再A1　学校・教育委員会が有するデータを活用する場合には、非識別加工情報の作成やその管理における安全管理措置を徹底するなど、万が一にも本人が特定され、不利益を被ることがないように、情報セキュリティの確保には十分に留意する必要がある。また、本年６月に公表した「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」において、教育ビッグデータの活用に向けて、データ項目や規格の標準化を進めることとしており、学校・教育委員会が保有する教育データの活用の可能性や方策、留意点等について、慎重に検討を進めている。

○再Q2　本年６月２５日、貴省が発行した「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」９ページに「セキュリティの確保やプライバシーの保護の観点を重視しすぎていることから、データの利活用が進んでいない」とありますが、何を指して「重視しすぎている」と言っているのでしょうか。

●再A2　現在、学校現場においては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、教育委員会等において強固なセキュリティ環境が構築されている。御指摘の点につきましては、技術の進展により、セキュリティを担保しつつ、データの利活用の観点からも効果的であるクラウドサービスが登場している一方で、その活用が進んでいないという趣旨になる。文部科学省としては、クラウドサービスを活用した、より安全・安価かつ柔軟な環境整備を促進するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を進めている。

○追加質問　各自治体の教育委員会の教育行政は尊重されるべきで、安易に文科省からの政治的介入は行われるべきではないことは大原則である。しかし一方、「日の丸君が代」の実施に関して文科省から強力な指導があったのは事実である。今回、大阪や東京の質問に対して、各自治体の裁量権の範囲内であり、文科省が指示する性質のものではないと答えていた。しかし、著しい人権侵害や著しい法令違反に対しても文科省は各自治体の裁量権の範囲であるから「適切である」と答えることができるのか。近年ではいじめ問題等、文科省はその実態を調査し是正を促してきたが、どういう場合に是正の勧告が行われるのかその基準を示していただきたい。

●追加回答　お尋ねの「著しい人権侵害や著しい法令違反」の内容が明らかではないため、お答えすることは困難である。また、「どういう場合に是正の勧告が行われるのかその基準を示していただきたい」とのお尋ねについて、「是正の勧告」が何を指しているか明らかではないが、仮に地方自治法第２４５条の６の規定に基づく是正の勧告に関するお尋ねだとすれば、同条は「市町村の当該各号に定める自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。」としている。

※ノーカットの「2019年文科省交渉（完全版）」は、「ひのきみ全国ネット」の「資料室」からご覧になれます。

→　http://hinokimi.web.fc2.com/html/log.html

賛同団体一覧

43団体（45口）　2019.10.31現在

「日の丸・君が代」強制に反対する被処分者の会　再雇用拒否撤回を求める第二次原告団
「君が代」強制解雇裁判をひきつぐ会　東京･教育の自由裁判をすすめる会
河原井さん･根津さんらの「君が代」解雇をさせない会　東京都障害児学校労働組合
「日の丸・君が代」強制に反対し子どもと教育を守る会(都教組八王子支部)　ひょうたん島研究会
板橋高校卒業式事件から「表現の自由」をめざす会　学校と地域を結ぶ板橋の会
「日の丸・君が代」の強制者を告訴・告発する会　都教委包囲・首都圏ネットワーク
千葉高教組「日の丸･君が代」対策委員会　多摩島嶼地区教職員組合　千葉学校労働者合同組合
予防訴訟をひきつぐ会　ひのきみ全国ネット　河原井さんと味噌づくりと憲法学習会
教職員なかまユニオン　ビラまき交流実行委員会　子どもと教科書市民・保護者の会（滋賀）
改憲･戦争阻止！教え子を再び戦場に送らない！広島教職員100人声明(２口)　東住吉民主商工会
戦争と「日の丸･君が代」に反対する労働者連絡会豊中・北摂　本郷文化フォーラムワーカーズスクール
東京都学校ユニオン　ひのきみ全国ネット・首都圏　南朝日本国　新潟強制反対の会
「日の丸・君が代」の強制に反対する阪神連絡会　梅原さんを支援する会　グループ ZAZA
支援学校の君が代不起立応援団　井前処分を撤回させる会　山田さんを支える市民の会
教育基本条例化の辻谷処分を撤回させる会（T ネット）　再任用問題（野村支援）連絡会
D サポーターズ（福山支える会）　「日の丸・君が代」強制反対・大阪ネット
奥野さんを支える叫ぶ石の会（大阪）　まっすんサポーターズ　個人情報保護条例を活かす会(神奈川)
東京・山谷日雇労働組合

個人賛同一覧

公表可137人 公表不可8人 計146人（189口）　2019.10.31現在

相田堯夫　青木茂雄　秋山良一　安達三子男　新井精　新井史子　石川豊子
五十嵐やす子　石川美紀子　泉健二　伊豆ハルミ　池田年宏　伊藤浩二　伊藤登美子
乾喜美子　今井秀郎　井前弘幸　岩野政樹　岩本乾治　岩本勲　内山貴夫　梅原聡
大友深雪　大嶽昇一　奥園健児　岡田英顯　小野政美　笠松正俊　片岡万里子　片岡洋子
金子恵子　金丸博　賀谷恵美子　加山みどり　加藤千音　河原井純子・シゲル　川崎寿江
川村剛史　北村小夜　木村幸雄　清川久基　熊坂せい子　黒田伊彦　黒田静代　倉澤憲司
小池久夫　孝本敏子　小西弘泰　小錦剛　小林英三　小林裕　小林幸子　小松健彦
近藤順一　近藤徹　斎藤義子　坂本史子　榊原正明・合　坂口興昌　佐藤茂美
佐藤江都子　佐藤信夫　佐藤訓子　清水時保　志村洋子　下山房雄　瀬尾昭子　高木郁子
高橋一馬　高橋秀男　髙橋泰子　武本和代　辰口滋　田中聡史　土屋聡　寺尾光身
寺本勉　土井武文　豊巻絹子　外山喜久男　直塚文雄　中川信明　永井栄俊　永戸紘雄
長岡基浩　中沢浩二　中島健二　中道利子　西川髄一・郷子　根津公子　野沢真砂子
野副達司　野村尚　花輪紅一郎　長谷川康夫　初野拓己　林聰　早川由紀子　半田輝雄
平田泉　風呂貴子　深澤裕　福澤利子　伏見忠　福島進・博子　福嶋常光　藤島政彦
本田和代　増田南朝天皇博一　間苧谷学　増田俊道　枡田幸子　松井雅子　松田幹雄
松原信材　水谷辰夫　水野彰　みつはしひさお　光本敏子　蜜山純子　宮村博
牟田口カオル　森山薫　山口広　山口洋子　山田肇　山田光一　山田昭次　山本礼治
よこいやすお　米山良江　渡辺和幸　渡部秀清　和田年明

表紙写真：銀座・数寄屋橋デモ

発行日：２０１９年１１月２８日

編集・発行：第９回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会
162-0823 東京都新宿区神楽河岸１－１
東京ボランティアセンター メールボックス ７５番